

# 令和 6 年 第 3 回

## 名寄市議会定例会会議録目次

### 第 1 号（ 9 月 2 日 ）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（19 日間）	4
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市税条例の一部改正について	1 1
○提案理由説明（加藤市長）	1 1
○原案可決	1 1
1. 日程第 5. 議案第 2 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○質疑（川村幸栄議員）	1 2
○原案可決	1 2
1. 日程第 6. 議案第 3 号 令和 6 年度名寄市一般会計補正予算（第 4 号）	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○原案可決	1 3
1. 日程第 7. 議案第 4 号 令和 6 年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○原案可決	1 4
1. 日程第 8. 議案第 5 号 令和 6 年度名寄市立大学特別会計補正予算（第 2 号）	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○原案可決	1 4
1. 日程第 9. 議案第 6 号 工事請負契約の締結について	
議案第 7 号 工事請負契約の締結について	
議案第 8 号 工事請負契約の締結について	
議案第 9 号 工事請負契約の締結について	
議案第 10 号 工事請負契約の締結について	
議案第 11 号 工事請負契約の締結について	1 4

○提案理由説明（加藤市長）	1 5
○追加説明（東建設水道部長）	1 5
○質疑（川村幸栄議員）	1 6
○原案可決	1 7
1. 日程第10. 議案第12号 財産の取得について	1 7
○提案理由説明（加藤市長）	1 7
○原案可決	1 7
1. 日程第11. 議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第14号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第15号 令和5年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第16号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第17号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第18号 令和5年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	
議案第19号 令和5年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第20号 令和5年度名寄市水道事業会計決算の認定について	
議案第21号 令和5年度名寄市下水道事業会計決算の認定について	1 7
○提案理由説明（加藤市長）	1 8
○決算審査特別委員会設置・付託	1 8
1. 休憩宣告	1 8
1. 再開宣告	1 8
1. 日程第12. 報告第1号 令和5年度名寄市一般会計継続費精算報告について	1 8
○提案理由説明（加藤市長）	1 8
○報告済	1 8
1. 日程第13. 報告第2号 令和5年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告について	1 8
○提案理由説明（加藤市長）	1 8
○報告済	1 9
1. 日程第14. 請願	1 9
○市民福祉常任委員会付託	1 9
1. 休会の決定	1 9
1. 散会宣告	1 9

## 第 2 号（ 9 月 9 日 ）

1. 議事日程	2 1
1. 本日の会議に付した事件	2 1
1. 出席議員	2 1
1. 欠席議員	2 1
1. 事務局出席職員	2 1
1. 説明員	2 1
1. 開議宣告	2 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 2
1. 日程第 2. 一般質問	2 2
○質問（山崎真由美議員）	2 2
1. 休憩宣告	3 1
1. 再開宣告	3 1
1. 休憩宣告	3 1
1. 再開宣告	3 1
1. 休憩宣告	3 3
1. 再開宣告	3 3
○質問（東川孝義議員）	3 4
1. 休憩宣告	4 4
1. 再開宣告	4 4
○質問（遠藤隆男議員）	4 4
○質問（清水一夫議員）	5 5
1. 散会宣告	6 1

### 第 3 号（ 9 月 1 0 日）

1. 議事日程	6 3
1. 本日の会議に付した事件	6 3
1. 出席議員	6 3
1. 欠席議員	6 3
1. 事務局出席職員	6 3
1. 説明員	6 3
1. 開議宣告	6 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	6 4
1. 日程第 2. 一般質問	6 4
○質問（谷    聡議員）	6 4
○質問（高橋伸典議員）	7 2
1. 休憩宣告	7 9
1. 再開宣告	8 0
○質問（水間健詞議員）	8 0
1. 休憩宣告	8 6
1. 再開宣告	8 6
○質問（高野美枝子議員）	8 9
1. 休憩宣告	9 2
1. 再開宣告	9 2
1. 休憩宣告	9 7
1. 再開宣告	9 7
1. 散会宣告	9 9

## 第 4 号（9 月 1 1 日）

1. 議事日程	1 0 1
1. 本日の会議に付した事件	1 0 1
1. 出席議員	1 0 1
1. 欠席議員	1 0 1
1. 事務局出席職員	1 0 1
1. 説明員	1 0 1
1. 開議宣告	1 0 2
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 0 2
1. 日程第 2. 一般質問	1 0 2
○質問（中畠孝幸議員）	1 0 2
○質問（川村幸栄議員）	1 0 8
1. 日程第 3. 報告第 3 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について 報告第 4 号 令和 5 年度決算に基づく資金不足比率の報告について	1 1 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 1 9
○追加説明（木村総務部長）	1 1 9
○報告済	1 2 0
1. 休会の決定	1 2 1
1. 散会宣告	1 2 1

## 第 5 号（ 9 月 2 0 日 ）

1. 議事日程	1 2 3
1. 本日の会議に付した事件	1 2 4
1. 出席議員	1 2 4
1. 欠席議員	1 2 5
1. 事務局出席職員	1 2 5
1. 説明員	1 2 5
1. 開議宣告	1 2 6
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 2 6
1. 発言（清水一夫議員）	1 2 6
1. 日程第 2. 議案第 1 3 号 令和 5 年度名寄市一般会計決算の認定について	
議案第 1 4 号 令和 5 年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 5 号 令和 5 年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	
議案第 1 6 号 令和 5 年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	
議案第 1 7 号 令和 5 年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 1 8 号 令和 5 年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	
議案第 1 9 号 令和 5 年度名寄市病院事業会計決算の認定について	
議案第 2 0 号 令和 5 年度名寄市水道事業会計決算の認定について	
議案第 2 1 号 令和 5 年度名寄市下水道事業会計決算の認定について	1 2 6
○決算審査特別委員長報告（東 千春委員長）	1 2 6
○認定	1 2 7
1. 日程第 3. 議案第 2 2 号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について	1 2 7
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 7
○原案可決	1 2 8
1. 日程第 4. 議案第 2 3 号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	1 2 8
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 8
○原案可決	1 2 8
1. 日程第 5. 議案第 2 4 号 工事請負契約の変更について	1 2 8
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 8
○原案可決	1 2 8
1. 日程第 6. 議案第 2 5 号 市道路線の廃止について	
議案第 2 6 号 市道路線の認定について	1 2 9
○提案理由説明（加藤市長）	1 2 9

○原案可決	1 2 9
1. 日程第 7. 議案第 2 7 号 令和 6 年度名寄市一般会計補正予算 (第 5 号)	1 2 9
○提案理由説明 (加藤市長)	1 2 9
○原案可決	1 3 0
1. 日程第 8. 議案第 2 8 号 令和 6 年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	1 3 0
○提案理由説明 (加藤市長)	1 3 0
○原案可決	1 3 0
1. 日程第 9. 議案第 2 9 号 名寄市議会委員会条例の一部改正について	
議案第 3 0 号 名寄市議会会議規則の一部改正について	1 3 0
○提案理由説明 (遠藤隆男議員)	1 3 1
○原案可決	1 3 1
1. 日程第 1 0. 意見書案第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	
意見書案第 2 号 学校給食の無償化の早期実現を求める意見書	
意見書案第 3 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	
意見書案第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	1 3 1
○原案可決	1 3 1
1. 日程第 1 1. 報告第 5 号 例月出納検査報告について	1 3 1
○報告済	1 3 1
1. 休憩宣告	1 3 1
1. 再開宣告	1 3 1
1. 日程第 1 2. 請願第 1 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書	1 3 1
○市民福祉常任委員長報告 (高橋伸典委員長)	1 3 1
○不採択	1 3 2
1. 休憩宣告	1 3 2
1. 再開宣告	1 3 2
1. 日程第 1 3. 閉会中継続審査 (調査) の申し出について	1 3 2
○決定	1 3 2
1. 日程第 1 4. 委員の派遣について	1 3 2
○決定	1 3 3
1. 日程第 1 5. 委員の派遣報告	1 3 3
○総務文教常任委員長報告 (東川孝義委員長)	1 3 3
○市民福祉常任委員長報告 (高橋伸典委員長)	1 3 4
○経済建設常任委員長報告 (山崎真由美委員長)	1 3 6
○報告済	1 3 8

1. 閉会宣告.....	1 3 8
1. 質問文書表.....	1 4 1
1. 議決結果表.....	1 4 4

令和6年第3回名寄市議会定例会会議録  
開会 令和6年9月2日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- |       |                                    |        |                                  |
|-------|------------------------------------|--------|----------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員指名                          | 議案第16号 | 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について    |
| 日程第2  | 会期の決定                              | 議案第17号 | 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について     |
| 日程第3  | 行政報告                               | 議案第18号 | 令和5年度名寄市立大学特別会計決算の認定について         |
| 日程第4  | 議案第1号 名寄市税条例の一部改正について              | 議案第19号 | 令和5年度名寄市病院事業会計決算の認定について          |
| 日程第5  | 議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について      | 議案第20号 | 令和5年度名寄市水道事業会計決算の認定について          |
| 日程第6  | 議案第3号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第4号）        | 議案第21号 | 令和5年度名寄市下水道事業会計決算の認定について         |
| 日程第7  | 議案第4号 令和6年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）    | 日程第12  | 報告第1号 令和5年度名寄市一般会計継続費精算報告について    |
| 日程第8  | 議案第5号 令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）     | 日程第13  | 報告第2号 令和5年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告について |
| 日程第9  | 議案第6号 工事請負契約の締結について                | 日程第14  | 請願                               |
|       | 議案第7号 工事請負契約の締結について                |        |                                  |
|       | 議案第8号 工事請負契約の締結について                |        |                                  |
|       | 議案第9号 工事請負契約の締結について                |        |                                  |
|       | 議案第10号 工事請負契約の締結について               |        |                                  |
|       | 議案第11号 工事請負契約の締結について               |        |                                  |
| 日程第10 | 議案第12号 財産の取得について                   |        |                                  |
| 日程第11 | 議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算の認定について       |        |                                  |
|       | 議案第14号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について |        |                                  |
|       | 議案第15号 令和5年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について   |        |                                  |

1. 本日の会議に付した事件

- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名                       |
| 日程第2 | 会期の決定                           |
| 日程第3 | 行政報告                            |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市税条例の一部改正について           |
| 日程第5 | 議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について   |
| 日程第6 | 議案第3号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第4号）     |
| 日程第7 | 議案第4号 令和6年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第5号 令和6年度名寄市立大学               |

特別会計補正予算（第2号）

- 日程第9 議案第6号 工事請負契約の締結について  
 議案第7号 工事請負契約の締結について  
 議案第8号 工事請負契約の締結について  
 議案第9号 工事請負契約の締結について  
 議案第10号 工事請負契約の締結について  
 議案第11号 工事請負契約の締結について  
 日程第10 議案第12号 財産の取得について  
 日程第11 議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算の認定について  
 議案第14号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について  
 議案第15号 令和5年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について  
 議案第16号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について  
 議案第17号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
 議案第18号 令和5年度名寄市立大学特別会計決算の認定について  
 議案第19号 令和5年度名寄市病院事業会計決算の認定について  
 議案第20号 令和5年度名寄市水道事業会計決算の認定について  
 議案第21号 令和5年度名寄市下水道事業会計決算の認定について  
 日程第12 報告第1号 令和5年度名寄市一般会計継続費精算報告について  
 日程第13 報告第2号 令和5年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告について

日程第14 請願

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	岸小夜子君
総務部長	木村睦君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	松田慎司君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聡男君
教育部長	伊藤慈生君

市立総合病院 事務部長	佐々木	紀	幸	君
市立大学 事務局長	水間		剛	君
子ども・高齢者 支援室長	田畑	次	郎	君
産業振興室長	櫻田	孝	臣	君
上下水道室長	佐藤	美	香	君
会計室長	鈴木	康	寛	君
監査委員	岡川		進	君

---

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和6年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 山崎 真由美 議員

5番 谷 聡 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月20日までの19日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月20日までの19日間と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和6年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

「名寄市総合計画（第2次）後期基本計画」を着実に推進するため、毎年度行政評価を行っています。

本年度は対象となる53事業について、1次評価、ワーキンググループでの評価を経て、6月には総合計画審議会による外部評価、7月には行政

評価検討会議による2次評価を行い、現在とりまとめを進めているところです。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」について、社会状況の変化や市民アンケート結果をもとに、公募委員などで構成される検討委員会で見直し検討を御議論いただき、8月20日に検討結果を取りまとめた意見書を受け取りました。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

7月8日に市内ホテルで、名寄市町内会連合会主催による町内会長と行政との懇談会が開催されました。令和6年度における市の主な事業などについて説明し、情報共有を図ったほか、地域の課題などについて意見交換を行いました。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

内閣府による男女共同参画週間に連動した取組として、6月24日から30日まで市内商業施設を会場とした男女共同参画週間パネル展を行い、市民の皆様へ互いの性を尊重する社会に向けての周知啓発と相談先のパンフレットの配布を行いました。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流事業については、少年少女交流事業として、名寄ピヤシリサッカー少年団の児童をはじめ23人が、8月2日から5日まで藤島地域などを訪問し、交流試合や交流会などを通じて、お互いのまちに対する理解と友好の絆を深めました。

東京都杉並区との交流事業については、8月24日、25日に杉並区で開催された第65回東京高円寺阿波おどり大会に、本市から代表団と訪問団合わせて31人が参加し、阿波おどりを通じて本市のPRを行い、交流自治体間の交流を深めました。

姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流事業については、7月21日から8月31日まで、5年ぶりに交換学生を受け入れました。交換学生は、ホームステイや学校訪問、地域イベントへの参加などを通じて、市民の皆様との国境を越えた友情を育みました。

次に、移住・定住について申し上げます。本年度から配置した移住定住コーディネーターによる移住相談体制の充実を図るため、これまでのメール・電話・対面相談に加えて、新たにLINE相談を導入しました。移住定住コーディネーターとスピーディーな相談が可能となるほか、移住・定住に関する情報を配信し、移住を促進してまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

8月10日に市内商業施設で第34回なよろ健康まつりを開催しました。関係団体の協力のもと、VRゴーグルを使った認知症体験ブース、心電図や体組成測定ブースなどを設け、生活習慣の見直しや健康について考える機会となりました。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院における令和5年度の患者取扱状況について、入院患者数は延べ8万2,645人で前年比31人の増加、外来患者数は延べ21万4,379人で前年比8,395人の増加となりました。

新型コロナウイルス感染症に起因する患者受療動向の変化に加え、昨今の物価高騰の影響も重なり、非常に厳しい経営状況が続いていますが、今後も医業収益の確保や経費の節減、必要な医療スタッフの確保に努めながら、経営の健全化を図ってまいります。

次に、東病院について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数は延べ3万1,925人で前年比701人の減少、外来患者数は延べ6,406人で前年比506人の減少となりました。引き続き、地域に根付いた医療機関としての役割を担うため、指定管理者である上川北部医

師会と連携してまいります。

また、東病院の移転・建替えを検討するため、基本構想・基本計画の策定に着手しました。地域の医療需要や病院の問題点を分析し、今後の施設整備の方向性を検討してまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、家計への影響が大きい低所得世帯の方々へ、「令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する物価高騰重点支援給付金」を、同世帯で18歳以下の児童がいる世帯には、「令和6年度低所得の子育て世帯こども加算金」を支給します。また、所得税及び個人住民税所得割から定額減税しきれない方を対象に、「定額減税補填給付金」を支給します。

現在、該当となる世帯に対し確認書の発送を開始しています。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

7月27日に名寄市立大学図書館大講義室にて株式会社STAYGOLD companyの横木淳平代表を講師に「認知症になってもいいじゃない！～名寄市民みんなで考える「自分らしさを発揮するということ」～」をテーマに介護予防講演会を開催しました。

認知症への理解と認知症になっても住み慣れた地域で高齢者と介護者が楽しく輝いて生きることができるポジティブな捉え方について考える機会になりました。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度、国保税負担の格差是正や税収増を図るため、基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分における拠出の超過を解消するために税率の改正を行いました。

また、税制改正に伴い、後期高齢者支援金分に係る限度額及び軽減判定所得の基準額の改正を行いました。

当初賦課の状況は、加入者が4,387人で前年度比257人の減、世帯数は3,016世帯で

前年度比148世帯の減となっています。

軽減の対象は、7割が1,078世帯、5割が515世帯、2割が366世帯となり、全体では国保加入世帯の64.9パーセントにあたる1,959世帯となりました。

今後も医療費の適正化など加入者の負担軽減につながる取組を進め、市民の皆様が安心できる医療保険制度を確立するため、事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、環境との共生について申し上げます。

7月27日に駅前交流プラザ「よろいな」にてパナソニック株式会社エレクトリックワークス社から講師をお招きし、「ゼロカーボンを親子で学ぼう！環境にやさしいランタンづくり」を行い、6組14人の参加があり、太陽光発電のランタンづくりを通じて環境について親子で考える機会となりました。

次に、ゼロカーボンの推進について申し上げます。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、6月に「名寄市ゼロカーボンシティ推進委員会」を設置し、本市における再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出量の削減などの総合的かつ計画的な施策の推進にあたり、本市全体の地球温暖化対策に関する取組をまとめた「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の策定に向けた議論を開始しました。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

名寄地区衛生施設事務組合における（仮称）名寄地区一般廃棄物中間処理施設整備建設工事は、昨年、工事契約が締結され、その後詳細設計協議が順調に進んだ結果、8月1日から工事に着手しました。令和9年4月の供用開始に向けて、環境と安全に配慮し工事を進めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況については、火災出動件数は7件で、前年比2件の増、死者が2人、負傷者

が2人発生しています。

救急出動件数は595件で、前年比35件の減となりました。救助出動件数は27件で、前年比6件の増となりました。

住宅防火対策については、一般住宅に設置されている住宅用火災警報器の設置率は6月末現在で86.4パーセントで前年比0.7ポイント増となりました。

地域防災の要である消防団については、名寄地区、風連地区、智恵文地区においてそれぞれ訓練を行い、火災が発生した際の消火栓から放水までの活動について再確認と技術の向上が図られました。

また、高齢者単独世帯の防火訪問では、町内会や民生委員児童委員と連携を図りながら、住宅火災での死傷者ゼロを目標に住宅用火災警報器設置の促進や維持管理について啓蒙活動を継続してまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

7月9日に風連中央小学校を会場に、名寄河川事務所や陸上自衛隊名寄駐屯地などの関係機関のほか、北海道地域防災マスターの協力のもと、名寄市防災訓練「防災体験教室2024」を行いました。

参加した児童は、降雨体験装置による、これまで体験したことのないような雨の強さや、ドアが浸水した場合の状況などを実際に体感することで水害についての理解を深め、3D眼鏡を活用した土砂災害体験や、要配慮者体験、段ボールベッドの組み立て体験のほか、避難する際の非常持出品の必要性、逃げ遅れた場合の救助などについて学びました。

引き続き、関係機関や地域の方々と連携した防災活動を推進するほか、市民の皆様には防災・減災意識の向上を図る取組を進めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

7月13日から20日までを「夏の全国交通安全運動」として、関係団体や地域住民による街頭

啓発、早朝パトロールやパトライト作戦などを行いました。

また、7月13日には道の駅「もち米の里☆なよろ」で関係機関や団体との連携による飲酒運転根絶とバイク交通安全の啓発活動を行いました。

8月1日からは、運転免許を自主返納した方に電子地域通貨Yorocaの行政ポイント1万ポイントを付与する運転免許自主返納支援事業を開始しました。運転に不安を抱える方々が運転免許を返納しやすい環境を整えることで交通事故の防止を推進してまいります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

市民の皆様の安全安心で豊かな暮らしづくりのため、8月3日に幸せ収納デザイン株式会社の田中明子代表取締役を講師に「暮らしが整う片付け術 幸せ収納」をテーマに消費生活セミナーを開催し、47人の参加がありました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、令和7年度に事業予定の緑丘第1団地3号棟改修工事の実施設計委託業務に着手しています。

次に、水道事業について申し上げます。

老朽管更新工事については、東4条仲通ほか1路線、浄水場設備工事については、緑丘浄水場電気設備更新工事ほか3工事に着手しています。

また、管網整備工事については、西町南5丁目東仲通に着工しています。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

公共下水道施設整備については、名寄下水終末処理場の照明器具更新工事、下水道管渠の更生工事については、国道40号ほか4路線に着工しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、2基の合併浄化槽の整備を進めています。

次に、道路の整備について申し上げます。

市道の整備については、東5号線と風連26線の舗装改築工事に着工しています。

次に、橋梁の整備について申し上げます。

橋梁の整備については、二十線橋の実施設計に着手しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

令和元年に策定した名寄市地域公共交通網形成計画の計画期間が令和6年度までとなっていることから、市民の公共交通への意識を把握することを目的にアンケート調査を行いました。今後はアンケート結果や公共交通の乗車データを元に、名寄市地域公共交通活性化協議会の議論を深めて、本市の新たな公共交通の指針として地域公共交通計画への改訂を進めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

基盤整備については、道営事業の「ちえぶん地区」において、本年度すべての工事発注が終了し、整地工や暗渠排水及び排水路の整備などが順調に進捗しています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

8月1日現在の状況は、水稻では、もち米・うるち米ともに平年並みで進んでいます。

畑作物では、秋小麦・春小麦の収穫量は平年に比べ良く、現在調製作業を行っています。大豆、南瓜については平年並みで進んでいます。

スイートコーンについては、天候不順による定植の遅れなどがありましたが、現在は平年並みで進んでいる状況です。

また、収穫を終えたアスパラガスについては、収穫期の低温や日照不足などの影響から、道北なよろ農業協同組合への出荷量は昨年比約3割減の205トンとなりました。

畜産については、母子里牧場の水道管布設工事について6月20日に着工し、7月10日に完了しています。今後も哺育・育成センターと連携した育成環境の充実を図ってまいります。

次に、薬用植物振興事業について申し上げます。

7月12日に、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所主催の「薬用植物フォーラム20

24」が開催され、薬用植物に関する最新の研究成果などが報告されました。市民の皆様をはじめ全国から御来場いただき、薬用植物に取り組むまちとして広く情報発信ができました。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。

7月31日現在の捕獲状況は、エゾシカで昨年度の401頭に対し15頭多い416頭、アライグマは137頭に対し204頭捕獲しました。引き続き関係団体と連携し捕獲活動など、農業被害防止に取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策について申し上げます。

本年度のヒグマ出没情報は、7月31日時点で、目撃が60件、痕跡が39件で合計99件の出没報告を受けており、昨年の出没総数より60件多い状況となっています。引き続きホームページなどによる情報の提供はもとより、一層の注意喚起など、関係団体と連携して被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

8月25日に21年ぶりに会場を浅江島公園に移して開催し、市民の皆様をはじめとする多くの皆様に御来場いただきました。

山形県鶴岡市や、株式会社赤福をはじめ御協力をいただいた関係機関・団体の皆様にお礼申し上げます。

次に、商工業の振興について申し上げます。

名寄市中小企業振興条例に基づく支援については、7月31日現在、企業活力強化支援事業4件、創業支援事業15件、ホームページ制作支援事業2件、街なかにぎわい創出事業45件、名寄で人づくり事業11件の交付決定を行い、広く制度を活用いただいています。

引き続き、中小企業の経営基盤の強化及び人材確保を推進するため、支援メニューの周知・利用促進に努めてまいります。

「名寄市ずっと住まいる応援事業」については、昨年度から広く市民の皆様の利用に資するよう上期、下期に分けて事業を行っていますが、7月末

現在の実績として86件の交付を決定し、1,576万円の補助を行っています。

次に、労働関係について申し上げます。

地域における人材不足の対策を検討するため、各産業分野の関係団体による人材確保・育成に係る協議会を設立しました。今後は、各事業者の実態や、市内の中学生、高校生及び大学生の就業観などについての調査を行い、この調査データをもとに、人材確保に向けた事業を展開してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

名寄市観光振興計画（第2次）に基づいたアウトドア観光振興においては、8月3日にNPO法人なよろ観光まちづくり協会の主催により「ふうれん望湖台キャンプ場」を会場した新たなアウトドアイベントが開催され、市内外から多くの方が来場されました。引き続き、ガイドの育成など、本市の大自然を活用したアウトドア観光を推進してまいります。

ひまわり観光については、道立サンピラーパークにおいて、8月3日から18日まで「なよろひまわりまつり」を開催しました。新たに、道立サンピラーパーク工房館を活用した農産物や特産品の販売のほか、キッチンカーや民間事業者による軽飲食販売、子ども縁日の開催など、滞在時間の延長、経済効果を目指した取組を行いました。

7月28日には、「てっし名寄まつり」が天塩川下流河川敷特設会場において開催され、42台に及ぶキッチンカーが出店した食のイベントのほか、子ども縁日や段ボール迷路の設置など、子どもから大人まで楽しめる催しや、音楽と運動しスケールアップした花火が打ち上げられ、多くの市民で賑わいました。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

信頼される学校づくりの推進として、地域とともにある学校づくりの推進については、これまでに市内の全学校運営協議会において、本年度の各

学校の経営方針などについて協議を行いました。

教職員の資質能力の向上については、7月2日に道教委指定事業「学校力向上に関する総合実践事業」の取組に係る全道協議会が実施され、各学校の校長が参加しました。同協議会では、学校力向上に向けた協議などが行われ、児童生徒の学力向上や教員の資質能力向上の取組などにつながっているところです。

生きる力を育てる教育の推進として、確かな学力を育てる教育の推進については、6月11日にA Iドリルの教職員研修を行うとともに、各学校での活用を開始し、授業や家庭学習において活用を進めています。

豊かな心を育てる教育の推進については、7月30日に駅前交流プラザ「よろーな」において、「いじめ・不登校等に係る生徒指導研修会」を開催しました。市内の教職員を対象に、生徒指導提要进行を軸としたこれからの生徒指導のあり方と、いじめや不登校などに係る課題や改善策について、講義・演習を行いました。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月までに市内のすべての学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を行いました。

学校給食については、7月4日に七夕献立を実施したほか、8月には旬の地場産食材である「メロン」と「ミニトマト」を提供し、児童生徒から好評を得ています。

社会の変化や多様な教育ニーズへの対応として、特別支援教育の推進については、6月19日に名寄市特別支援連携協議会専門委員会議を開催し、特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目ない支援の在り方などについて協議しました。

安全安心な教育環境の整備として、名寄小学校ほか3校の空調設備設置工事については、7月に着工しています。

智恵文小中学校のグラウンド整備工事については、8月に着工しています。

部活動の地域移行に向けた、風連中学校の学校

開放事業改修工事については、8月に着工しています。

市内小中学校のトイレ洋式化については、夏休み期間中に名寄小学校の和式トイレ10カ所を洋式トイレに改修し、中名寄小学校では、小林製菓株式会社の社会貢献活動により、和式トイレ2カ所を洋式トイレに改修していただきました。

名寄中学校改築工事については、関連工事6本の入札を8月20日に実施し、工事請負契約の締結について、本定例会に提案しますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

名寄高校の魅力を生徒やその保護者などに伝えるため、昨年度に続き、本市が支援し、学校案内パンフレットを作製しました。作製されたパンフレットは、市内中学校や近隣中学校で行われた高校説明会において配布されました。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくため、7月6日と8月11日にオープンキャンパスを実施しました。来場型で行い、2日間で合わせて高校生330人、保護者303人の参加がありました。

各学科教員による模擬授業や学生との交流、保護者には「なよろを観る」バスツアーにて、在学生の生活スポットや実習先など各所を巡り、本学及び本市の魅力を伝え、学内ツアーでは、学生の修学及び生活環境をより身近に感じていただきました。なお、3回目のオープンキャンパスは9月28日の開催を予定しています。

また、特別支援学校教諭免許状の取得向上に向けた取組として、7月26日から8月9日まで北海道教育委員会が主催し、名寄市立大学が指導大学として行っている免許法認定講習を開催しました。本学会場では、6科目に延べ360人がインターネットによる同時双方向型遠隔講習として受講し、先進的な教育理論や教育実践の講義に熱心

に取り組みました。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

名寄ピヤシリ大学では、7月9日に北国博物館まで遠足を行い、学生は仲間意識や親睦を深めました。

智恵文友朋学級では、6月27日に公開講座「智恵文自然と歴史バスツアー」を開催し、地区内の史跡訪問や智恵文小中学校の施設見学を行いました。

風連瑞生大学では、7月8日に風連東地区運動広場において、パークゴルフ大会を開催し、学生間の交流を図りました。

名寄市公民館では、7月24日に市民講座「なよろまるごと体験！エンレイ・カレッジ」を開催し、受講者は名寄新聞社を見学し、新聞の歴史や新聞が作成される工程を学びました。

智恵文公民館では、8月8日に児童生徒を対象とした夏休み講座「ヤクルト出前講座」を開催し、受講者はデザート作りと五大栄養素について学びました。

次に、市立図書館について申し上げます。

7月20日に「ボードゲームひろば」を開催し、来館のきっかけやゲームの題材となった図書館資料への興味関心を深める機会を作りました。

また、夏休みの企画として、「一日司書体験」「こわいおはなし会」など、子ども向けの行事を開催し、参加者が本と触れ合い、図書館に親しみを持つきっかけ作りを行いました。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月5日から特別展「なよろのむし」を開催し、本市に生息する様々な種類の虫を解説パネルと標本で紹介しました。また、ふれあいコーナーなどを設置し、本物の虫と触れ合える機会を提供しています。

さらに、関連企画として7月27日、8月3日の2回に分けて「昆虫標本づくり体験」を開催したほか、8月24日には、北海道博物館学芸員の

堀繁久氏を講師に招き、「昆虫の魅力ー世界から北海道をみるー」をテーマに御講演いただきました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

昨年度から製作を行ってまいりました、故木原秀雄氏の漫画「市井の研究者 木原秀雄」が完成し、7月に各学校に配布したほか、天文台のイベントなどで活用しています。

7月20日に「きたすばる・星と音楽の集い2024」を開催しました。多くの来台者が、星の絵本の読み聞かせや望遠鏡工作などのプログラムに参加し、楽しいひと時を過ごしました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設整備事業については、名寄市B&G海洋センタープールの水温調整設備について、経年劣化による摩耗がみられた熱交換器のプレートの交換工事を行い、本格的なシーズンが始まる前に、市民の皆様が安心して利用できるような環境を整えました。

スポーツ振興事業については、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター、教育委員会及びNスポーツコミッションとの連携で、中学校部活動地域移行の課題対応も含めた「北海道ジュニアスポーツエコシステム形成事業」が本格的に稼働し、市内9競技団体が小学生から高校生までの一貫した育成環境の構築に取り組んでいるところです。

また、市民のより良い健康づくりの環境を構築する「地域資源を生かした健康づくりエコシステム形成事業」も本格的に事業が進められており、健康データ収集・分析や健康レシピ開発と商品販売、ウォーキングなどのイベントを行い、様々な視点から市民が気軽に健康づくりに取り組める環境を整えてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

子ども会育成連合会と共催のリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」では、本年度、児童生

徒18人と高校生シニアリーダー4人の登録があり、8月3日から4日まで、ネイバル深川において宿泊研修を行いました。

東京都杉並区との夏の小学生体験交流事業では、本市と杉並区から親善大使となる小学5年生と6年生の児童それぞれ16人が参加し、7月28日から31日までは名寄会場、8月5日から8日までは杉並会場において、生活環境や産業の違いを学びながら、交流活動を通じてたくさんの思い出を作ることができました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月17日に情報モラル教育の第一人者である吉岡良平氏を講師に招き、名寄市青少年健全育成研修会を開催しました。「保護者が経験していないデジタル時代を上手に生き抜く青少年を育むために」をテーマに御講演いただき、保護者、教員など約40人が参加しました。

7月31日に名寄警察署の協力のもと、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を行い、青少年に対して有害となる図書・DVD・刃物などの販売状況の確認やカラオケボックスにおける青少年の深夜入場禁止の指導を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

6月24日にプラハ・チェロ・リパブリックによるチェロ四重奏のコンサートを、市民文化センターEN-RAYホールを会場に開催しました。午前中には、市内中学生を対象とした招待型アウトリーチ事業も開催し、延べ1,000人を超える方々に凄腕4人が魅せるパフォーマンスを楽しんでいただきました。

また、8月18日には、THE JAZZ AVENUEのライブ公演を開催しました。名寄高校吹奏楽部も出演し、全国的に活躍するプロミュージシャンとの共演で、会場は大いに盛り上がりました。

6月には十勝エリア、8月には道央エリアへの文化芸術鑑賞バスツアーを行いました。参加者は

道立帯広美術館、道立近代美術館などを見学し、普段観賞できる機会が少ない市外の文化芸術に触れました。

8月15日には、本市の短い夏の風物詩である「市民盆踊り大会」を開催し、会場の南広場は帰省者や多くの市民で賑わいました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ報告といたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第1号 名寄市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律に関連する公益信託に関する法律の全部改正が令和6年5月22日に公布をされたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が改正をされたことに伴い、現行の被保険者証が廃止をされ、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されることから、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議をするため、地方自治法第291条11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） この件について今御説明がありましたように、今までの紙の保険証ではなくて、マイナンバーカードの番号でということになるということで今回の条例改正になりますけれども、市民の方々、後期高齢者医療制度に該当する方々にどのようにお知らせしようかとされているのか少し詳しくお知らせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 市民のほうの周知に対してということの御質問かと思えます。この件に関しましては、12月2日の時点で保険証がマイナンバーカードに切り替わるということで、そこに向けては広報等で周知はさせていただこうと

いうふうには思っております。後期高齢のほうの規約の変更ということで今回出させていただいてますけれども、こちらについても地方自治法の第291条の11の規定で構成市町村におきまず議会ですまは議決をいただいて、この後協議を進めていくというところになってございます。詳しく決まりましたら、広報等通じて周知をさせていただきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 後期高齢者ですから、後期、年齢を重ねて、なかなかこの制度の中身、またどう取り扱われるのか、自分自身もどう取り扱っていったらいいのか、いろいろ不安な声もお聞きしているところであります。ぜひ丁寧な御説明をいただきたいなというふうに思います。また、関連すれば国民健康保険証のこともあります。そういった部分も含めて、やっぱり周知徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第3号

令和6年度名寄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 令和6年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出にそれぞれ2億6,956万3,000円を追加をし、予算総額を248億9,739万4,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきましてふるさと応援事業費3,482万7,000円の追加は、今年度におけるふるさと納税寄附金の増加により寄附記念品発送業務委託料などを追加しようとするものでございます。

3款民生費におきまして定額減税補填給付金給付事業費1億1,021万8,000円の追加は、給付対象見込み数の変更により給付金の不足分などを追加しようとするものでございます。

6款農林業費におきまして持続的畑作生産体制確立緊急支援事業費1,284万7,000円の追加は、畑作産地における病虫害の発生リスクの低減や需要の高い作物の生産拡大、労働負担軽減対策など畑作物の持続的な生産体制に係る取組に対し支援しようとするものでございます。同じく農林業費、農地利用効率化等支援事業費2,133万9,000円の追加は、農地集約化に重点を置いた経営改善の取組に対し、必要な農業用機械導入費用などの支援を行おうとするものでございます。

8款土木費におきまして市道除雪・排雪対策事業費5,814万6,000円の追加は、市道除雪業務委託料におきまして労務単価の上昇及び昨年度の実績から見込まれる不足額などを追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追

加などに伴う国庫支出金やふるさと納税寄附金などの特定財源を計上するほか、前年度繰越金で収支の調整を図ろうとするものでございます。

第2表、債務負担行為補正は戸籍住民基本台帳事業費における戸籍情報システム機器の購入費用を追加しようとするものであり、第3表、地方債補正は臨時財政対策債について限度額を変更しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第4号 令和6年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 令和6年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ5,445万7,000円を追加をし、予算総額を28億7,193万7,000円

にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款地域支援事業費におきまして健康づくり体操教室事業費15万3,000円の追加は、体操教室参加における行政ポイントの負担金等を追加しようとするものでございます。

6款諸支出金におきまして5,430万4,000円の追加は、令和5年度介護給付費負担金の精算に伴う返還金等を追加しようとするものでございます。

歳入におきましては、前年度繰越金を追加をし、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第5号 令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ110万円を追加をし、予算総額を18億6,381万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款教育費におきまして学生募集対策事業費110万円の追加は、札幌市内テレビ局の放送スタジオを利用した進学相談会運営委託料を追加をし、テレビ番組内での告知や札幌駅地下街のポスター掲示など道内、特に札幌圏での名寄市立大学の認知度を高め、学生確保を図ろうとするものでございます。

歳入におきましては、一般会計繰入金を追加をし、収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第6号 工事請負契約の締結について、議案第7号 工事請負契約の締結について、議案第8号 工事請負契約の締結について、議案第9号 工事請負契約の締結について、議案第10号 工事請負契約の締結について、議案第11号 工事請負契約の締結について、以上6件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号から議案第11号の工事請負契約の締結について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、8月20日に一般競争入札を執行した名寄中学校改築工事（建築主体工事1工区）外5件の工事請負契約の締結をしようとするものでございます。

議案第6号の建築主体工事1工区につきましては大野組・荒井・坂下特定建設工事共同企業体が契約金額13億350万円で、続いて議案第7号の建築主体工事2工区につきましては、大野土建・橋本川島・高橋組特定建設工事共同企業体が契約金額14億9,930万円で契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第8号の強電設備工事につきましては竹内・新光特定建設工事共同企業体が契約金額の2億8,600万円で、続いて議案第9号の弱電設備工事につきましては末廣屋・東洋社特定建設工事共同企業体が契約金額3億6,080万円で契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第10号の空調換気設備工事につきましては扶桑・日進・大洋特定建設工事共同企業体が契約金額3億5,368万3,000円で、続いて議案第11号の給排水衛生設備工事につきましては山崎・木本特定建設工事共同企業体が契約金額1億8,095万円で契約を締結しようとするものでございます。

以上、6件の工事につきまして、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては建設水道部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 追加説明を東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） それでは、私か

ら追加説明をさせていただきます。

議案第6号から議案第11号の事業につきましては、工種別の施工に配慮し、6工事に分割したものであり、名寄中学校を改築する一体の事業になりますので、詳細説明においても一括して説明をさせていただきます。

まず、参考資料1の図面を御覧ください。参考資料1は、既存校舎を解体した後のイメージになります。上段は敷地全体の鳥瞰図で、下の段は新中学校を東8号道路から見た姿図となります。

新しい中学校の外観については、外壁材は自然素材のれんがタイルを1階に用い、上層階はメンテナンス性がよく、耐久性の高いガルバリウム鋼板材を仕上げとした明るく、親和性を持てる建物になるよう配慮をいたしました。

構造は鉄筋コンクリート造3階建て、規模については校舎と屋内運動場を一体の建物構成にした形状で、校舎部分5,563平方メートルと屋内運動場部分1,232平方メートル、合わせて延べ面積6,795平方メートルの建物になります。

また、新しい中学校の南面には、学校内の電力に活用する太陽光パネルを設置します。

建築物としての高い断熱性を図りつつ、省エネ性能基準の仕様となるNearl y Z E Bを取得した建物となります。

続きまして、参考資料2の配置図を御覧ください。朱色で囲んだ範囲が本契約に係る工事の施工範囲となり、敷地全体で見るとほぼ中央に新中学校を配置をしています。

続きまして、参考資料3を御覧ください。ここからは、各階の平面図となります。資料3の1階部分につきましては、右下、東側になりますけれども、こちらに位置する玄関及びホールは生徒や教員が往来する場所となるようメインの階段やエレベーターを併設をしており、天井に木製のルーバーを設け、温かみを感じられるホールとなるよう配慮しています。左下、西側になります。特別支援教室と職員室は見通しのよいホールに面して

配置をし、上側、北側になりますけれども、こちらは地域開放使用が適切に行えるよう音楽室、多目的ホール、屋内運動場を区画管理できる配置としています。

続きまして、資料4の2階、資料5の3階になります。こちらは、各階ともに普通教室を採光確保に配慮して下側、南側に並べ、特別教室を図面の右側、東側に集約をしています。また、校舎2階の中央に位置する部分に図書室を設けるなど使いやすい教室の配置といたしました。機械室及び電気室の使用機器や防災備蓄倉庫については、浸水想定区域であることに配慮し、2階以上にそれぞれ配置をしています。

なお、それぞれ各工事区分につきましては、建築工事の工区につきましては平面図上に朱書きの線で区画したそれぞれの範囲に分けたもので、1工区部分が議案の第6号、2工区部分が議案7号の工事範囲となります。

また、議案8号の強電設備工事は、2階に配置をする受変電設備において動力や電力を各所に供給をするものです。省エネ性能の高いLEDを採用した照明設備、コンセント、舞台照明を主とした電源設備工事になります。

議案第9号の弱電設備工事は、太陽光発電設備、自動火災報知器設備、電話、テレビ、構造設備などを主とした電気工事でございます。

議案第10号の空調換気設備工事は、校舎の空調は高効率で省エネ効果の高い電気ヒートポンプエアコンを設置をし、冬期間は暖房、夏期は冷房として使用します。屋内運動場は暖房能力を考慮して、灯油だき温風暖房機を3階機器室に設置するほか、各室に換気設備を設けるなど機械設備工事となります。

議案第11号の給排水衛生設備工事につきましては、屋内外の給排水設備には節水機器を使用し、給湯設備は省エネ性能が高いエコキュートを配置をしています。そのほか消火設備、ガス設備などを行う機械設備工事でございます。

以上、これらの各設備の保守性や維持管理の容易さなどを配慮しつつ、建築主体工事とともに一体的に施工を行い、令和8年、夏休み明けの2学期から新しい中学校を活用できるよう令和8年6月の完成を予定をしております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第6号外5件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 今細かく御説明いただきました。市民の方々から豊栄川のそばなので、防災の観点というところら辺でいろいろ聞かれることが多くあります。防災対策として、特にこのところを注視して目標に取り組んでいるというようなことをお知らせいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今川の隣接地ということでの市民からの御指摘だったと思うのですけれどもこちらの名寄中学校につきましては現在も避難所としてのつくりにはなっているところではございます。もちろん新築の校舎につきましても同様の機能を発揮させることとしてございましてすけれども、先ほども少し申し上げましたけれども、浸水想定区域であることは間違いございませんので、電気設備ですとか機械、防災の備蓄倉庫につきましては今の浸水想定区域の上にある2階、3階に配置をするという設計としてございますので、安全性能につきましても寄与している部分であるというふうに判断をしているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） なかなかそのところら辺が周知が浸透していないという感じも私は受けています。これだけ水害の問題等々他のところでも広がっている中で、名寄も特別ではないとい

うふうに思っていますので、やっぱりそういった周知も併せてしていただくことで市民理解も広まるのかなというふうに思っていますので、その点要望して終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第6号外5件の一括採決を行います。

議案第6号外5件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号外5件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第10 議案第12号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市役所及びその関係施設で利用している事務利用端末に接続をするシンクライアントサーバーにつきまして、令和元年度からの導入から5年経過をしており、年々データが大容量、高速化をする情報処理に対応するため、更新を行うものでございます。本年7月29日に物品等審査委員会において審議の後、見積り合わせをした結果、PFU ITサービス株式会社が7,294万3,000円で見積りを提出し、これに消費税及び地方消費税729万4,300円を加えて、

8,023万7,300円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第11 議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第14号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第15号

令和5年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第16号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第17号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第18号 令和5年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第19号 令和5年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第20号 令和5年度名寄市水道事業会計決算の認定について、議案第21号 令和5年度名寄市下水道事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算及び議案第14号から議案第21号までの各特別会計決算並びに各企業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第13号から議案第18号までは令和6年5月31日、議案第19号から議案第21号は令和6年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議案第13号外8件は、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号外8件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時16分

○議長（山田典幸議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告します。

決算審査特別委員会委員長に東千春議員、副委

員長に高野美枝子議員、以上であります。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第12 報告第1号 令和5年度名寄市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 令和5年度名寄市一般会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、継続費により事業を実施をいたしました認定こども園等整備事業のほか計3事業が完了したことに伴い、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第13 報告第2号 令和5年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 令和5年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告について、提案の理由を申し上げます。

本件は、継続費により事業を実施をいたしました名寄下水終末処理場内排水ポンプ場NO3雨水ポンプ設備更新工事が完了したことに伴い、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告をするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
報告第2号を終結いたします。

---

署名議員 谷 聡

○議長（山田典幸議員） 日程第14 請願を議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり市民福祉常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

---

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月3日から9月8日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月3日から9月8日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。  
大変お疲れさまでした。

---

散会 午前11時20分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 山 崎 真由美

令和6年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和6年9月9日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 説明員

市長	加藤剛士	君
副市長	橋本正道	君
教育長	岸小夜子	君
総務部長	木村睦	君
総合政策部長	石橋毅	君
市民部長	松田慎司	君
健康福祉部長	馬場義人	君
経済部長	山田裕治	君
建設水道部長	東聡男	君
教育部長	伊藤慈生	君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸	君
市立大学事務局長	水間剛	君
こども・高齢者支援室長	田畑次郎	君
産業振興室長	櫻田孝臣	君
上下水道室長	佐藤美香	君
会計室長	鈴木康寛	君
監査委員	岡川進	君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 水間健詞 議員

8番 川村幸栄 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

安全安心快適な環境整備について外1件を、山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で2点質問をさせていただきます。

最初に、大項目1、安全安心快適な環境整備について、小項目で3点お伺いいたします。小項目1、小学校、中学校へのエアコン設置について。近年の猛暑対策として、児童の生命と健康を守り、学ぶ意欲が高まる環境の中で教育活動を進めていくため令和6年度、市内の4小学校の普通教室に空調設備の設置が事業化され、名寄小学校、名寄西小学校、名寄東小学校、中名寄小学校において令和6年7月25日から令和7年2月14日までを工事期間として工事が進められています。残る学校、名寄南小学校、風連中央小学校、智恵文小中学校、風連中学校においても同様に空調設備の設置が必要であることから、今後の計画についてお伺いいたします。

小項目2、公共施設へのエアコン設置についてお伺いいたします。市内公共施設の中でも文化センターやふうれん地域交流センター、智恵文多目的研修センターは、生涯学習及び地域活動の拠点

として利用頻度の高い施設であると認識しています。しかし、夏場においては、部屋が暑くて熱中症が心配、何とかしてほしいとの声が上がっています。猛暑対策として空調設備の設置が必要であると考えます。今後の計画についてお伺いいたします。

小項目3、使用済み紙おむつの処分についてお伺いいたします。保護者、保育士双方の負担軽減を目的に、市立認定こども園と市立保育所においては使用済み紙おむつの処分事業がスタートしています。しかし、子供の預け先はそこだけではないことから、私立の認定こども園及び保育所でも同様に使用済み紙おむつの処分事業が求められるところです。名寄市全体で子育て支援の機運醸成と環境整備を図ることで、働きやすい環境整備による保育士確保につなぐことを目的に事業の拡大を求めます。見解をお伺いいたします。

次に、大項目2、北海道縦貫自動車道土別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジ間の延伸に関わってお伺いいたします。小項目1、地域の活性化に役立つ道造りについてお伺いいたします。北海道縦貫自動車道の土別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジに至る延長約24キロメートルの事業が目に見える形で進んでいます。開通時期は未定とされているものの、活性化に役立つ道造りに期待感は膨らみます。物流に関して開発局や商工会議所、主要運送会社などにより構成された研究会も立ち上がっていると認識していますが、その活動内容と今後の見通し、計画についてお伺いいたします。

また、地域の活性化に役立つ道造りを目指しては、情報の共有が求められます。市民への情報提供の機会や方法についてお伺いいたします。

地域の中からは、道路の開通が通過型の交通形態を生み、地域によっては逆に域内への人の往來を減少させるのではないかという不安を訴える声も聞こえてきます。開通後は利便性の高まった道路網から地域の中に人を呼び込む施策が必要であ

ると考えますが、行政としての役割をどのようにお考えであるのかお伺いいたします。

最後に、小項目2、名寄インターチェンジ周辺拠点整備事業についてお伺いいたします。名寄市総合計画（第2次）後期実施計画に新規追加事業として盛り込まれた名寄インターチェンジ周辺拠点整備事業について、令和8年度までの後期実施計画期間中における取組として、いつ、どこまで、どのような形で具現化していく予定であるのかお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） おはようございます。ただいま山崎議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1と2は私から、大項目1の小項目3は健康福祉部長から、大項目2は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく申し上げます。

初めに、大項目1、安全安心快適な環境整備について、小項目1、小学校、中学校へのエアコン設置についてお答えします。昨年は、例年に比べて真夏日や猛暑日が増加し、8月には初めて道内全域に熱中症警戒アラートが発表されるなど、これまでに例のない対応が求められました。教育委員会では、子供たちが一日の大半を過ごす学校において安全、安心な環境を整備する必要があると考え、今年度から計画的に各学校に空調設備を設置することとしました。事業の実施に当たり、設置場所は普通教室にするとともに、名寄中学校と名寄東中学校は校舎の整備を行う際に設置することとしました。今年度は、特定財源として学校施設環境改善交付金を活用し、名寄小学校、名寄東小学校、名寄西小学校、中名寄小学校の4校51教室に空調設備を設置することとし、既に7月下旬に着工しており、2月中旬に設置を完了する予定です。教育委員会としましては、残る4校、名寄南小学校、風連中央小学校、風連中学校、智恵文小中学校についても順次設置を進めていく必要

があると考えており、特定財源の確保に向けて、国の公立学校施設整備に係る次年度事業量調べにおいて空調設備の設置を検討していることを報告しているところです。今後は、残る4校に設置する普通教室の数を確定するなど、次年度の予算要求に向けた準備を進めてまいります。

次に、小項目2、公共施設へのエアコン設置についてお答えします。議員より御質問のありました3施設について、市民文化センターは東館に空調設備が設置されておらず、扇風機により暑さ対策を行っておりますが、西館に空調設備が設置されているため、東館の利用者は暑さをしのぐ一時的な休憩場所として西館を利用しているところです。ふうれん地域交流センターは、大ホールを除き2階から4階に空調設備が設置されておらず、扇風機により暑さ対策を行っておりますが、上階の室温が高くなる傾向にあり、特に4階の和室については老人クラブの活動場所となっているため、利用者には健康状態に注意を払い、活動していただくようお願いしているところです。智恵文多目的研修センターは、空調設備が設置されておらず、スポットクーラーや扇風機により暑さ対策を行っておりますが、利用者には健康状態に注意を払い、活動していただくようお願いしているところです。教育委員会としましては、利用者から空調設備設置の要望をいただいている施設もあり、設置の必要性については認識しておりますが、3施設以外にも教育委員会が所管する社会教育施設がありますので、今後各施設の利用頻度や利用者数などの比較を行いながら設置する施設、箇所などについて検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは、大項目1、安全安心快適な環境整備について、小項目3、使用済み紙おむつの処分についてお答えいたします。

認定こども園等におけるおむつの自園処理につ

きましては、使用済みおむつの持ち帰りがなくなることによって保護者の負担軽減になるとともに、保育士が児童ごとに振り分けることなくまとめて廃棄することができ、業務軽減につながることから、公立におきましてもあいあいの開園に併せ、東保育所も含め自園処理を開始することといたしました。公立2施設でおむつを必要とする児童数は110名程度であり、必要費用として処分料金が月で1人当たり約100円、処分のための収集運搬料金が約400円となり、1人当たり500円程度の費用を一月に支出している状況となっております。市内の民間施設は6園あり、現在の状況といたしましては全て園負担で自園処理をしている施設が3園、うち1園は令和6年度から開始、園負担の予算を超えた場合には一部保護者負担してもらっている園が1園、自園処理と持ち帰りを併用している園が1園、対象園児が少ないため持ち帰りのみとしている園が1園となっております。民間施設では、各園の方針に基づき実施の有無を決定してきているところであり、園によっては収集運搬料金を削減するため週に数回自園で処理施設に持ち込み処分するなどの対応をしている園もございます。自園処理につきましては、国においても令和4年10月に実施状況の調査をしておりますが、処分費用の負担割合は園の運営費で負担しているが69.6%、自治体等の補助を活用しているが13.7%、保護者から実費を徴収しているが7.7%と続いており、約7割が園の運営費で負担しているという結果となっております。また、国ではこの調査結果等に基づき、令和5年1月に保育所等における使用済みおむつの処分を推奨するとの通知を発出し、保管用ごみ箱の購入費用についての補助金を創設したことから、本市におきましてもあいあいで2台、東保育所で1台、民間1園で1台購入をし、補助金を活用する予定となっております。現在のところ、本市におきましては各園で実施状況にばらつきがある状況でございますが、園で自園処理を推奨していることか

らも各園での処分費用について施設型給付費の加算項目におむつ処理加算などの科目を追加することで財政支援をお願いするため、市長会等を通じて要望していきたいと考えているところです。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目2、北海道縦貫自動車道土別剣淵インターチェンジ、名寄インターチェンジ間の延伸に関わってをお答えいたします。

初めに、小項目1、地域の活性化に役立つ道造りについてですが、北海道縦貫自動車道は我が国の生活領域の拡大や産業発展に欠かせない国土開発幹線自動車道として位置づけられ、安心、安全な暮らしの確保に必要なインフラとして整備が進められています。開通時期は北海道開発局から示されていないものの、令和5年度末時点で事業進捗率約69%、用地進捗率約99%と着実に工事が進められており、加藤市長が会長を務める高速自動車国道旭川名寄間建設促進期成会で今後も国へ高速道路の早期完成に向けた要望をしまいにあります。

物流に関しては、これまで北海道開発局による道の駅を活用した中継輸送の実証実験が行われ、本市の地理的優位性などについて確認してきたところです。また、昨年度には共同輸送、中継輸送の実現に向けて、北海道開発局と共に本市も事務局として参加している共同輸送・中継輸送実装研究会が発足しました。官民連携での取組を進めており、本市の中継拠点の可能性について議論、確認されたところです。今月24日には、本市において共同輸送・中継輸送実装研究会が開催され、今後の方針などについて議論することとなります。

道路整備に関しては、北海道開発局が主体となり情報提供をしていくこととなりますが、市においても市民の皆様へ進捗状況などの情報提供に努めてまいります。道路開通により利便性が高まる一方で、通過型となる可能性も懸念されますが、

比布大雪パーキングエリア以北にパーキングは設置されておらず、名寄インターチェンジ付近へ飲食や物販などのにぎわい施設、トイレや休憩所、給油所などを設置することにより人が立ち寄る機会をつくり、観光などさらに町なかへ誘導については、民間事業者などの取組に期待するところです。

次に、小項目2、名寄インターチェンジ周辺拠点整備事業についてお答えいたします。昨年2月に名寄商工会議所から高速自動車国道の開通を見据え、名寄インターチェンジ拠点整備構想の提案がありました。高規格道路開通により観光、物流、地域住民などの多くの方が利用することとなるため、人が集まる場所に飲食や物販、トイレや休憩所の設置や災害が激甚化、頻発化する中で名寄市立総合病院、陸上自衛隊名寄駐屯地など災害時の対応機能を生かした広域防災拠点機能、北海道開発局による実証事業を積み重ね、地理的優位性が確認された物流拠点など道路開通の効果を最大限享受する整備が示されています。これを受けて、本年2月に共同輸送、中継輸送を考えるシンポジウムにおいて名寄インターチェンジ周辺物流、防災拠点化構想について説明する機会をいただき、関係省庁や関係団体と情報共有を図るとともに、意見交換、協議を進めてきたところです。現在名寄インターチェンジ周辺拠点整備に向けて関係機関と情報整理を進め、国、道、市、民間の役割を明確にし、協力の下、拠点整備の実現へ向けて取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、時間が許す限り一般質問させていただきますと思います。

まず、小学校、中学校へのエアコン設置についてでございますが、これにつきましては必要性については十分認識していただいている中で、順次進めていく計画も立てていただいているということ

でありますので、予算的なものは結構な金額になりますけれども、進めていただくことを望む、強く求めていくということではかないのですけれども、やはり去年の3月定例会で多くの議員が一般質問で猛暑対策、学校の空調設備設置を求めました。その後12月、第4回定例会のときに実施計画の補正予算もつけていただいて、一気に令和6年度、予算化していただきましたので、命を守るということに関わって早急な対応していただいたということについてはありがたいというふうに思いながら、この間こらせていただいています。しかしながら、全国的にこの状況があるという中においては、やはり物の状況、人出の状況等々含めまして、この夏、子供たちが安心できる、快適に暮らせる学校の環境にはちょっと時間が届かなかったということでもありますので、これは待たないという認識していただきまして、強く予算も設置をしていただける方向で進めていただきたいと思います。ちょっと私の地元の風連中央小学校の先生方にも御協力をいただきまして、今年は史上で2番目の暑さだったということで、去年に比べると上川管内、旭川、富良野、士別、名寄、全体的なこの夏場の気温は2度程度上がったのですけれども、去年ほどではなかったということではありますけれども、実際の気温がどうであったかということについて調べていただきました期間中2日だけということでありましたので、そのときの対応については、風連中央小学校でありましたら今現在パソコンルームと市民の方も利用していただく図書室がエアコンが設置されている状況であります。そこに子供たちを避難させるということは、緊急的な避難はないまま今年度については何とか乗り越えることができたというふうに先生方から報告をいただきました。しかし、ほとんどの日にちが警戒アラートが、警戒WBG T、警戒という気温の状況であり

ましたので、先ほどから何度も申し上げておりますが、何とか予算を捻出していただきまして、進めていただきますことを強くお願い申し上げたいと思います。

それから、公共施設のほうなのですけれども、やはり避難所の役割を担っている公共施設でありますので、これについては全体の部屋へということではないにしても部分的に空調設備の設置が求められるところですが、その辺の細かい計画については現在どのようになっておりますでしょうか。もう一度この部分お聞かせいただきたいと思います。

**○議長（山田典幸議員）** 伊藤教育部長。

**○教育部長（伊藤慈生君）** 空調の関係、社会教育施設の関係で御質問いただいたのですけれども、現在避難所という視点もそうなのですけれども、各3施設の利用者でありますとか利用の頻度というものを今後調査をして、実際の空調設備の設置の必要性については認識しておりますので、そういった部分でも考慮しながら検討していきたいというふうに考えております。

**○議長（山田典幸議員）** 山崎議員。

**○3番（山崎真由美議員）** 先ほどの伊藤部長の御答弁の中にも利用者の声は届いている、聞いているという御発言もいただいておりますので、その辺も踏まえて進めていただけたらと思っておりますが、実はふうれん地域交流センター4階の和室が本当に暑くて、高齢者の方たちが和室でありますので、安心して一日そこで活動されている状況が多い中であります。では、高齢者の方だけがそこを使っているのかといいますと、都会っ子交流、杉並との交流を風連地区はずっと進めておまして、宿泊するところがなかなかありませんので、以前からその和室を使って泊まっていたりもしておりました。ところが、この暑さから今はその和室が厳しい状況で、ふうれん健康センター、病院の隣の2階が空調設備整っておりますので、そちらのほうで、何年か前には夜中に子供みんな

引っ越しというような、そんな対応もしていただいたのですが、今は初めからふうれん健康センターのほうで寝泊まりをしていただく計画で動いています。そうなのですけれども、この間担当者の方に確認させていただきましたら、やっぱりスペース的に全員がそこで寝泊まりできるわけではないので、名寄市、杉並区両方からリーダーとして高校生や大学生の方が関わってくださっています。そのリーダーの方たちは、依然として交流センターで寝泊まりをしている、暑くてかなわないという声が出てきました。私も学校におりましたので、子供たちの熱中症に対応したことがありますけれども、本当に突然症状を訴えてきますので、本人の自覚症状がない中で起きてくるということでは大変命に関わる恐ろしい状況だなと思っております。何とかそれぞれの施設で1つずつでも求めたいと思っております。経費的にそのほうが大きくかかるのかもしれませんが、この施設ではここというふうに智恵文の皆さんの活動頻度の高い部屋も含めて確認をしていただきたいと思っておりますが、具体的にどんな進め方をさせていただけますでしょうか。

**○議長（山田典幸議員）** 木村総務部長。

**○総務部長（木村 睦君）** 公共施設全般のお話ですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

少し振り返ってみると、この暑さ対策につきましては、令和4年度の当初予算のときに暑さがひどくなってきている、気温の変化ということもありまして、子供のたくさんいらっしゃる学校ですとか、あと高齢者関係の施設を優先して、まずは学校、まず保健室を優先したと。それから、介護施設、あと大学、そういったところを設置させていただいて、あとそれから庁舎の中においても市民の利用の高い会議室などに設置してきたところです。その後さらに猛暑対策ということで、昨年度一步進みまして、全学校に、全ての教室ではないですけれども、普通教室、特別支援教室含めてですけれども、そこの教室にエアコン設置をする

ということを検討させていただいて、決定し、今年度より設置のほうをさせていただいているということになっているのかなというふうに思っています。先ほど教育部長のほうからも答弁ありましたけれども、公共施設におきましてはまだたくさんの方の施設の中でエアコンが設置されていない施設たくさんありますけれども、まずは議員のほうからお話しいただきましたとおり、残っている学校について、ここは注力させていただきたいというふうに考えているというところは、庁内の中でもコンセンサスは取れているものかなというふうに思っているところでもあります。残っている施設につきましては、先ほどからのいろんな議論もありましたけれども、やはり今の使用頻度ですとか暑さ状況なども改めて確認を各部の中で取っていただきながら、今後の予算協議の中で進んでいくものかなというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 木村総務部長は前職が教育部長でいらっしゃいましたので、経緯から現在の状況について一番よく御存じの方かなとも思います。その中で経緯について御説明をいただきましたので、それについては考え方として学校を優先するという、必然的にそういうふうになるなというふうに思っています。やはり何といひましても小さい金額ではありませんので、名寄市全体の財政、この後決算審査特別委員会も控えておりますけれども、金額が分かっている中で発言させていただいておりますので、そこは十分理解するところではありますけれども、学校が終わらないと公共施設のほうは手を出すことができないという認識を持たざるを得ないのかなと思いますが、ちょっとそここのところもう一度お聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 繰り返しになるのですけれども、まずは学校を優先させていただいた

いというふうに思っています。これは残っている学校、4校かな、残っていると思いますので、そこは優先ということで、それは先ほど申しましたとおり、庁内の中でもまずはそこを優先していただくというところは各部の意識の中にもあるのかなというふうに思っております。ただ、いずれにしても、先ほどからお話しさせていただいているように、お話あるとおり、ほかの施設にもまだまだついていないところがあって、市民の皆様方が利用されている施設もたくさんあるというのはこちらのほうでも理解させていただいておりますので、そこは改めて予算の中で、予算も制約、限られた予算でございますので、制約がございますので、そこについては優先度を見ながら対応のほうを考えていくというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） もっともな話だなと思いつつも、やはり高齢者からは子供も大事だけれども、自分たちも大事にしてほしいという話は常に届いてきています。まちづくり懇談会でも議会の市民の皆さんとの意見交換会でも、今年出たということではなく、ずっと出ている要望と申しますか、声でありますので、これについては受け止めていただけないわけではありませんけれども、何とか財政的にも担っていただいております部長、知恵を絞っていただきまして、できるだけ早い時期に一つの部屋だけでも進めていただけるように強く要望をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の使用済み紙おむつの処理について再質問させていただきます。先ほど馬場部長からお話しいただきましたように、それぞれの私立の認定こども園の状況について私も確認をさせていただきました。自園で処理をされているところにつきましては、名寄市がやる前に数年前からやっていますよというようなお話も聞かせていただいております。しかしながら、それができない園の事情も聞かせていただいております。一番困っ

ておられるのは、やはり集めた、収集された後の使用済み紙おむつの処理場への運搬について大変困っているということをお話しされていました。そこにお金をかけなければいけないということも分かっているのだけれども、限られた予算の中では保育士を確保して、一人でも多くの小さい子供たちが受け入れられるようにしていきたいという園長先生のお話も伺っておりますので、その運搬費用について、一月400円程度ということで具体的な数字も見せていただきましたけれども、そこを広げていくということにはならないでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ちょっと若干繰り返しになりますが、先ほど市の場合には400円ということで、スケールメリットが一部ありますので、対応していただける業者さんとか、あと対象となるおむつの量とかによって若干金額がきつと変わってくるのだらうなというふうに思っております。中にはそういったことで自園でいろんなやりくりをして、運搬料金というのが、産廃になりますので、運搬料金のほうを自園のほうで対応していただいているというところもあるというふうに聞いています。先ほどの中で令和5年でしたか、自園処理を推奨するというような対応の通知が国のほうから各園に対して出されているということでございますので、私どもとしては園の中の各給付費の中にそれが入っているかどうかまではちょっと明確には確認はできていないのですが、いずれにしてもそういう通知を出すということはそういう認識にあるというふうに国でも思っているというふうに思っていますので、そういう処理をするという園については当然加算をつけて、処理費用について公的な扶助というのをしていくべきなのではないかなというふうに考えておりますので、市長会等を通じて意見具申をしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 小学校、中学校については義務教育ということですので、通っている子供たちの学校が多少違って同じような内容で教育を受けることができています。ところが、幼児教育の部分においてはそうではありませんので、例えば今年あいあいが開園していただきました。本当に素晴らしい施設で、子供たちの様子を見るにつけてもよかったなと思っているのですが、みんながみんなあいあいに入れるわけではありません。定員150人、ここに入りたい方はもっとたくさんいらっしゃるだろうとは思いますが、そういうことではなくて、それぞれの地域の中で、へき地保育所もありますけれども、それぞれの親御さんの状況、子供たちの状況、地域の状況を考えて、それぞれの園も長く活動していただかなければいけませんので、その部分を守っていくのはやはり行政としての責任はあると思っております。ある園からは使用済みの紙おむつの処理費用をいわゆる小中学校でいうPTA会費に少し上乘せさせていただいていますと。御理解いただいていることではありますが、そういう状況も教えていただきました。これについても当然それに代わる園の特徴的な取組に賛同して、保護者はその園を選んで、子供たちを預けられているので、それはそれで進んでいいとは思いますが、それはそれで進んでいいとは思いますが、なかなか保育士が確保できない状況であれば、金銭的に何とか支援できる部分でそれぞれの園を御支援いただくことができないだろうかと思っているところでありますが、国のほうで推奨しているという事業、先立って名寄市で取り組むことはできないでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 原則といたしましては、私どもといたしましては公定価格が決まっているという状況の中で、原則として名寄市だけ突出してという形で考えてはおりません。ただ、

道北の中で一部処理費用について支援をしていらっしゃる市もあるというふうには聞いていますが、ほとんどの9割9分の都市については実態を把握していないか、もしくは運営費の中で実施をしているのでという返答をいただいておりますので、当市といたしましても近隣の市とも連携をしながら、先ほども申し上げましたが、国のほうに実態を訴えてまいりたいというふうに思っております。議員からもお話ありましたように、全国的にも保護者から処理費用の実費を徴収しているというところは7.7%あるということでございます。名寄市内でも処理費、自園処理をしていないという園があるのですけれども、いろんな園がございまして、実は小さいお子さんを預かっている園から、ちょっと3歳以上のお子さんを預かっている園もございまして、要するに処理をしていることに対する加算という形が私どもとしては一定国のほうで出していくということが公平性を担保できるのではないかなというふうに考えておりますが、その辺の議論も含めまして今後研究してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 名寄市だけ突出できないという御発言でしたけれども、やはり名寄市だからできることを探していかなければいけないと思っています。全国的に子ども・子育てで秀でた取組があってというところで、よく話題になるのは明石市であります。当然人口規模も全然違いますので、そこの状況を全部名寄市でやることはできませんが、今明石市に行政視察の依頼をかけても何年も断られています。それぐらい全国から注目を集めていて、子ども・子育ての施策がいい状況であるので、若い御夫婦が子供を連れて引っ越しされて、人口が増えているという状況も伺っております。何が施策として皆さんの心に響くのかと思って、インターネットでしか見れていないのですけれども、確認しますと結構な金額で市が

無償化という項目を設けています。名寄市の状況を考えますと、本当に公立の名寄大学、保育士を養成する大学がありながら、保育士さんが少ない状況、何とかしていただけないか、これも市民との意見交換会で出てきています。保育士で働くのであればやはり少しでも負担が軽いところに行きたいので、申し訳ないですが、この辺はやめさせていただきます、この声も直接届いてきています。この状況を聞いていらっしゃるはずはないと思いますので、何とか突出した名寄市の子ども・子育て、取組を進めていただきたいと思いますが、再度御答弁をお願いします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 議員から様々明石市さんの事例も含めてお話をいただきました。それぞれの事案、置かれている市の立場によって状況が違うというふうに思っております。私もインターネット上でしか明石市さんの状況は把握できておりませんが、もちろん突出していい部分もあるかというふうに思いますが、以前に務められた市長さんからの御講演を聞く機会があったときに、明石さんというのは大きい都市のベッドタウンであることが1点、もう一点が非常に狭い地域の中に人口が密集していて、行政が守備していかなければならない位置がすごく狭いので、下水道、水道、道路の費用を非常に低く済ませることができるといってお話がありました。そういった面ではいろんな部分があると思いますので、どこにどうお金をかけていくのかというのがそれぞれの都市によってきっと違うのではないかなというふうに思っています。名寄市も今保育士が確保大変だということで、今現場でも大学とも連携しながら学生さん、先生だけではなくて、一応公開保育を先生たちに見てもらおう、大学の先生たちに見てもらったのですけれども、実は今年から学生の方々にも来てもらって、見てもらおうという事業を今行っております。もしかすると1年生や2年生の方々が来てもらうためには少なくとも二、三年かかっ

てしまうことをございますので、まだ急場しのぎにはもしかしたらならないかもしれませんが、私こういうものを進めていく上で各論として議員のそういうお話をいただくのも確かにあると思うのですが、何事もやっぱり理念というもの持って、どういうふうに進めていくのかというのは大事だというふうに思っておりますので、そういうことをこつこつと積み重ねながらしていきたいというふうに思っておりますし、議員からいただいた意見は頂戴しながら、今後政策を進めていく際の参考にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） この大項目1については本当に予算が絡んでくるところで、求めるだけで終わらせるということにはしたくないと思っておりますので、当然つけていただいた予算に対しての効果も検証しながらやらなければいけないと思っておりますけれども、やはり必要なものについて取組を進めるということで、子供たちの使用済み紙おむつの件についても、これは予算がかかるのですが、やれないことはないと思っています。なかなか人を確保するということが難しいですが、そこに布石を打つ。その上で、これは費用対効果として大きいと思っておりますので、何とか捻出いただいて、一歩前に進めていただきますようお願いしておきたいと思えます。

それでは、大項目2のほうに移らせていただきます。先ほど石橋総合政策部長から御答弁をいただきました。この間いろいろ進めてきていただいております期成会のことでありますとか、加藤市長に先頭に立って御苦労いただいております状況についても御報告いただきましたが、市民の皆さんへの情報提供もしていきますという御答弁をいただきました。この間なかなか市民のところタイムリーに、分かりやすくって言ったらいいのでしょうか、自分事として受け止められるほどの情報提供を受け取ることができていないという声も

伝わってきているのですが、市民への情報提供ということに関わって、今までどのような形でできていただいておりますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） こちらの高規格国道というか、整備については、答弁でもお話ししましたけれども、お答えしましたけれども、国の予算において整備されている道路でありますので、一定程度プレス発表がされたときには当然マスコミ、メディアのほうでニュースとして取り上げられて、伝わってくるというのが一般的な情報提供なのだろうというふうに思います。それから、度々この市議会の間でも取り上げていただいておりますので、その都度我々としては国が発表している情報を知り得る部分でお答えをさせていただいて、また紙面等でも取り上げていただくというのが一般的な今までの情報公開というか、我々がしてきた在り方かなというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ立場もいろんなところがありますので、今言われたとおりのことをやってきていただいているというのは私も分かっているつもりであります。逆にその発表、その情報が市民に提供されたときに、市民によっては新聞とかインターネットとか確認されていない方もいらっしゃるかもしれませんが、それについての市民の思いや声はどのような状況で確認をいただいておりますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今我々がそういった部分で声を直接拾っていける場面としては、まちづくり懇談会等の市民の皆様と直接的にお話しできる場面や日頃我々がお会いする、接点のあるような機会にお話をいただけるという場面で声を拾うという形になるのかなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） そのやり方をしとき

ていただいているということは理解するところであるのですけれども、実は7月に経済建設常任委員会で新得町のほうに行政視察に入れさせていただきました。新得町、道東道が通っているのですけれども、インターチェンジがないということで、何とか地域の中ではスマートインターチェンジが要望されてきて、長年進みそうになったり、話が消えてしまったり、また進みそうになったりという変遷を重ねながら、10年以上かかってようやく今進んできているところではありますが、その状況について、道の駅をそこに、スマートインターチェンジに接する形で道の駅を造るというような話が持ち上がってきたときにやはり市民の公募の方も5人入られる形で検討委員会が立ち上がったのです。道の駅ということでありますので、今私が質問している高規格道路の延伸に関わる場所と関連はありますけれども、直接ということではありませんが、そのことが地域の中で出来上がってきたときに、やはり地域はどのような期待や思いを持っているのかということ、必要があるわけではないのですが、パブリックコメントを取られたということでした。そのパブリックコメント、71件声が寄せられているのです。プリントアウトしましたら、本当こんなに結構な枚数になるぐらい市民の方からのいろんなスマートインターチェンジに関わる場所、それから道の駅に関わる場所の思いや御意見が届いています。なかなか国が進めている、道が進めていることに関して地域が思いを膨らませたからといってどうにかなるものではないということもあるかもしれませんが、この延伸に関わって、24キロメートル、どんな形になっていくのかということが見えていないという言葉をよく聞かせていただきます。この辺につきましては、当たり前の新聞、それからネット、そして懇談会等では足りない部分があるのではないかなと思っていますが、もっと市民に分かりやすい情報提供していただくということはいかがでしょうか。今の段階では、出せるものは

ないというふうには受け止めざるを得ないのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 繰り返しの答弁になって申し訳ないのですけれども、今我々が出せるとかというものではなくて、開発局が発表しているものが全てだということでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 開発局が発表しているものが全てということであれば、開発局の方と市民が触れ合う、話を聞く機会というのは設けられるわけではないのですよね。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 開発局から進められているということでもありますので、開発局の進めようとしている状況を名寄市としての行政がセッティングをして、開発局からの話を直接伺うことのできる機会を設けるということはできますか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 24キロといった時点で、つながるインターチェンジの距離まで24キロということですので、いわゆる名寄インターチェンジ、そこが4分の4と言われる、全部乗り降りができるフルスペックというか、のインターチェンジを設置するというところまでは計画には公表されているところになっておりますので、それまでの事業の進捗については、答弁の中でもちょっと一部お答えさせていただきましたけれど

も、工事の進捗率、それから用地の進捗率という部分は実績として開発局から公表されている。それが全てでありまして、多分その計画に対して思いを聞いてもらえるかどうかというお話なのかなと思うのですけれども、それは開発局に、判断するのは開発局ですので、我々はちょっと何とも答えられないかなというところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） すみません、訳の分からない言い方になっていて。実は7月に風連商工会の青年部が主催して、風連経済活性化フォーラムがありました。そのときにいろんなパネラーに御提言をいただきました。室蘭工業大学の教授、有村教授も基調講演もしていただきました。そのときにやっぱり地域の中から出てきた思いというのは、土別剣淵インターチェンジから名寄インターチェンジ、19線のところを想定していたと思いますが、この24キロつながるところの計画が知らないうちにということではありませんが、さっきも言われたように、いろんなところで報道発表はされていますが、地域の人からするといつどんな形でその話が決まったのか、またいつ開通するのかということが分かりにくいというような思いが膨らんできているのだと思っています。24キロメートルというこの長さは、ちょっと分かるところで調べさせていただきましたが、24キロメートル、長いと思うか、短いと思うか。3キロ、6キロのところではインターチェンジを持っている高規格道路もあります。ですので、この24キロメートル、どこにも乗り降り口をつくらないで、一気に土別剣淵インターから名寄インターチェンジまでを通してしまうということはどうにもこうにもならないものなのか、地域の思いというのはもう一度行政の中で確認をいただく場はないのか、そのことについて申し上げたかったです。その点いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今国のこの高規

格道路の整備に向けては、まずどんな流れで、知らないうちに整備がというお話があったのですけれども、これは国土の開発としての計画の中で動いている道路ですから、ここについては国のほうで北海道、道北地域の発展に資する道路と位置づけて、新直轄方式という形になりましたけれども、年度ごとの予算を措置しながら工事を進捗していくというような位置づけの道路なのだというふうに私は認識しております。

それから、インターチェンジのお話ですけれども、国としては計画上のせているインターチェンジというのは、これは当然交通量だったり、そこで降りる想定される数だったり、必要と認められる効果のあるところについては計画上設置をしていると。それ以外については、全国やっぱり同じような物差しで開発局、国もそういう絵を描いていかなければなりませんので、それ以外については地域からの要望があれば地域活性化インターチェンジと、こういった位置づけのインターチェンジの設置は可能というか、相談は乗っていただけるとのことですけれども、これについては当然発生する工事費については地域負担ということで、ここの詳細な工事費の積算作業までは行っておりませんので、多くは分かりませんが、そこで要望したとしても多額の工事費用、それからその後の維持費が自治体にのしかかると、このような構図になっているのかなというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） そのことは、当然分かっています。分かっているというのは、そういうことであろうかと想像しておりました。部長の御答弁を想像しておりました。国が進めてきているということ、道が進めてきているということ、地域が活性化するためにこの道路が延伸してきているということも当然のことだと思っておりますけれども、そこに住んでいる人間がまずこの道路の延伸を地域の道として、まちづくりに資する道

として使っていくという、自分たちが喜べる状況で開通するという思いに至れるかどうかというところは、まだそこまでは至っていないのではないかと考えています。地域活性化インターチェンジという言葉を出していただきましたけれども、この地域活性化インターチェンジ、造るだけではない。その後の維持費も大きく行政負担としてのしかかってくるけれども、これが本当に必要なものであれば、やっぱり今議論はしなければいけないと思うのです。この議論すら何もできていないのではないかという思いから、今回一般質問させていただいています。名寄とか風連とか、そういう地区がどうこうということではなく、名寄市全体として本当に一本つながってしまうことのメリット、それからどこか多寄、士別市も巻き込んで、この地域のどこかでもう一か所乗り降り口ができることのメリットがないのか、その辺の議論は今後する余地はないのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 民間団体のほうでも19線付近の、インターチェンジ付近への、今回の答弁でもさせていただきましたが、様々な構想と併せて、前は智恵文のほうのインターチェンジを、智恵文インターがあるのだけれども、その手前の豚屋さんのところ下りているところが4分の1になっているので、そこをやってほしいのだというような要望、あるいは風連のほうでもインターチェンジをぜひ造ってほしいという要望が地域からあってというようなことは承知しておりますけれども、現在その期成会は一本化されて、名寄に集中しているというふうに承知しております。一方で、7月に風連地区でインターチェンジをできないかというようなフォーラムがあった

というふうにも聞いておまして、そうした地域の皆さんの意見を当然聞きながら、もしそれが実施に資するというのであれば要望はしていかなければならないというふうに思いますけれども、当然財源もかかる話ですし、費用対効果というのも見極めなければならぬということでもあります。そこは我々としては慎重に検討していかなければならない問題だなというふうに思います。当然そうしたフォーラムがあったということは承知しておりますし、そういう御意見があったと受け止めつつも、これから全体の道路整備をどういうふうにしていくのかということはいっしょに受け止めながら検討していきたいということになるのかなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ようやくいろんなところから声が上がってきたのかなと思いますと、遅きに失したというところもあるのかなという印象も持ちながらですけれども、やはり先ほど市長御答弁いただきましたように、大きな行政負担になることは間違いありませんので、そこも含めてですけれども、今考えられるいろいろな議論だけはし尽くしていただきたい。その場をぜひ行政の役割としてセッティングしていただければありがたい。行政だけではありません。当然民間もそうですけれども、議論がないまま決まってしまうときにやはりどこかで声が出てくるのは、振り返って、風連地区は合併しなかったほうがよかったのではないかというような声まで出てきてしまう。そうではなくて、合併してここまできている大きな自治体になったからこそできることというのをみんなで考えていきたいとしますので、できる、できないは後のこととしても議論はし尽くしていただきたい。その議論をし尽くすだけの場の設定をぜひ行政にお願いしたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 基本的には24キロの間

でインターチェンジはないということなので、そこについて私たちが積極的にするというにはならないかもしれませんが、地域でそういう要望があるということであれば、そこはしっかりと意見は承りたいというふうに思います。いずれにしても、この6月の予算、皆さんも承知をしているとおり、今後、かなり今名寄市の財政も厳しい状況にあって、いろんな意味で事業の選択と集中というところもしていかなければならない状況の中でどういう施策を選択していくのかということは非常に重要な課題であるというふうに思っておりますので、当然御意見はお聞きはしますけれども、しっかり市民の皆さんから幅広く御意見をいただく中で、やはり政策は選択と集中の中で研さんをしていかなければならないということになるかと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

水道事業の経営戦略について外1件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問してまいります。

大項目の1番目、水道事業の経営戦略について伺います。小項目の1番目、計画期間における事業進捗推移について。名寄市水道事業経営戦略事業は、平成30年に策定し、計画策定時には想定していなかった様々な要因から令和2年度に総合計画及びその他の計画との整合性を図る改定が行われ、推進をされております。現在の経営戦略期間の策定期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間であり、残された期間は今年度を含めて3年間であります。改めて令和2年度の経営戦略改定の趣旨と改定後の事業進捗推移についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、投資・財政計画と事業推進上での課題について伺います。名寄市水道事

業投資・財政計画の条件として、社会的条件、投資費用試算条件、財源試算条件の項目で事業が推進されていると理解をしております。具体的な取組においては、人口減少に伴う給水収益の減少、老朽化が進む施設や管路を安定的に維持管理していく経費も増加していると想定されます。当市は、管路経年劣化率が高く、老朽更新化率の向上、施設、管路の維持管理を着実にを行い、有収率を令和8年度90%以上と計画しておりますが、現状と目標に対する考え方についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、経営戦略と料金改定の考え方について伺います。水道事業は、日常生活のインフラを支える重要な公益事業の一つであります。これまで安定的に施設、管路の維持管理や投資・財政計画に基づき投資額を積算して、平成31年4月に料金の算定期間を平成31年度から令和5年度までの5年間として料金改定を実施しました。料金改定は、一市民の立場からすると現行維持が望ましいと思っておりますが、一方では企業会計における受益者負担という考え方、次世代に負担を先送りせず、安定し、持続的な事業経営の実現を目指すためには状況に応じた対応も必要であると考えます。現状では経営戦略と令和5年度の決算との乖離も見受けられますが、その状況を踏まえ、令和6年度以降の事業の見直しや料金改定の考え方についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、市民農園の利活用について伺います。小項目の1番目、現在の利用状況について。名寄市では、道立公園内健康の森の一角にほのぼの農園として市民農園が誰でも利用できる市民農園を名寄振興公社の管理で運営がされております。市民農園は、80区画整備されており、維持区画64平米の広さで、年間の利用料金は4,400円であります。そこで、ここ数年の利用実績とその結果についてどのように受け止めているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、今後の利用促進に向けて。市民農園の利用促進に向けては、以前に春の

ロータリー耕うん後の土壌が細かくこなれていなく、そのままでは作付ができずに、耕運機で改めて耕して、植付けを行わなければならないとの苦情が寄せられ、その後は対応していただき、改善がなされております。しかし、今年の市民農園の利用は80区画に対して半分以下の利用であり、利用されていない区画は雑草が生い茂り、利用している区画にもその雑草が入り込み、除去が大変であるとのことです。実際に利用されている方に伺うと、昨年まで2区画を利用していたが、雑草除去が大変で、今年は1区画の利用にしたとのことでもあります。今後もこのような状態が続くのであれば、楽しみにしている市民農園の利用は諦めざるを得ないとのことでした。このような状況をどのように受け止め、今後どのように推進をされていこうとされているのか、考え方についてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 東川議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、水道事業の経営戦略について、小項目1、計画期間における事業進捗推移についてお答えいたします。令和2年度の経営戦略改定におきましては、平成31年4月の料金改定の後に大口需要家の撤退が発表されたことや令和4年度から見込んでいた自衛隊への給水開始が令和6年度以降になるなど、想定以上の人口減少や給水収益の大幅な減収などが見込まれ、事業収支に大きく影響する懸念が出てきたため、投資・財政計画を見直し、効率的な事業経営に取り組むものとして改定いたしました。改定後の事業進捗状況につきましては、給水人口の減少や節水効果の影響もあり、給水収益は予想以上の減少傾向となっていることに加え、自衛隊への給水が開始されていないことなど収入面では厳しい状況となって

おります。また、支出面では継続的にコスト軽減に努め、計画より縮減しておりますが、委託料や動力費、支払い利息が増加傾向にあったほか、資材費や労務単価の上昇により予定していた事業量を減らして発注していることから、計画どおり進捗していない事業もあり、今後の支出増加が見込まれている状況となっております。

次に、小項目2、投資・財政計画と事業推進上での課題についてお答えいたします。当市の管路状況ですが、令和5年度末で経年化率につきましては30.78%と老朽化が進んでおり、全国平均の22.1%を大きく上回っている状況です。更新率につきましては0.23%と更新が進んでおらず、全国平均の0.64%を下回っている状況にあります。有収率につきましては、平成22年度の86.86%をピークに近年では70%台後半が続いており、目標値としております90%には程遠い数値となっている状況にあります。有収率の向上に向けて限られた財源の中で老朽管の更新を進めつつ、並行して漏水調査も行っておりますが、なかなか向上に結びついていないのが現状です。今後さらには老朽管は加速度的な増加が見込まれますので、目標値に到達するには今まで以上の取組が必要ですが、現在の経営状況や他の水道施設の老朽化を考慮しますと、これ以上の投資は難しいのが現状であり、更新ペースを上げていくことは困難な状況です。この問題は当市だけではなく、全国的かつ深刻な社会課題になっており、水道は生命と安全な生活に直結する必要不可欠な社会インフラであることから、現状を鑑みつつ、長期的な視点と未来志向を持って今後の水道事業の在り方を考え直すことが必要と考えているところです。

次に、小項目3、経営戦略と料金改定の考え方についてお答えいたします。令和5年度決算におきましては、経営戦略と比べて料金収入では1,000万円の減、収益的支出では4,000万円の増、さらに流動資産では1,500万円の減な

どとなっております。現在厳しい経営状況にあるものと考えております。この収入減少と支出増加の傾向は今後も続くものと想定しており、健全な事業運営を図るためには料金水準の見直しを早急に行う必要があるものと認識し、4月から検討を進めているところです。今後浄水場の電気設備更新や老朽管更新を重点的に進めてまいります。拡張事業の一時凍結や水質検査体制の見直しなどにより事業の効率化やコスト縮減などを図りながら、健全な事業運営を目指してまいります。

一方で、収入におきましては、自衛隊への給水により一時的な増収は見込まれますものの、その後の給水収益の減少傾向は避けられず、今後の経営状況は非常に厳しいものと考えておりますことから、8月の経営審議会において現況を説明し、さらに来年度の料金改定に向けて協議を進める必要があるものと御説明させていただきました。独立採算制による水道事業におきましては、負担を次世代に先送りせず、安全、安心な水道水をつくり続けるためには現在御利用いただいている皆様に一定の御負担をいただきながら事業を進めていく必要がありますことから、今後とも経営審議会との協議を重ねながら効率的で安定的な水道事業経営に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目2、市民農園の利活用についてお答えいたします。

初めに、小項目1、現在の利用状況についてですが、なよろ健康の森の市民農園の令和6年度利用実績ですが、80区画中32区画の利用をいただき、令和5年度と比較すると区画数で17区画減となっており、過去5年間の平均利用区画数の45区画と比較しても約3割の利用減となっている状況です。利用実績の受け止めについては、いわゆるコロナ明け後の利用は回復傾向にありましたが、今年度は大幅な利用減となっております。

農園の環境整備を含めて様々な要因があると思いますので、多くの市民が利用しやすい環境整備に努めていきたいと考えております。

次に、小項目2、今後の利用促進についてお答えいたします。市民農園の利用促進については、議員から御指摘いただいたとおり、土壌の整備、未利用区画の雑草の処理に関して市民からの要望や苦情も届いており、その都度可能な範囲で改善を進めているところです。今年度の作業状況ですが、草刈り作業を7月と8月に1回ずつ実施し、未利用区画の耕うん作業については8月下旬に実施しているところです。今後の利用促進については、特に雑草処理については小まめに実施することが望ましいと考えておりますが、管理についてはパークゴルフ場や遊歩道など園内全体の作業が同時期に行われることから、作業機材や人員の確保、さらには天候状況等を考慮しなければなりません。これらの状況を踏まえて、草刈り、除草作業の改善を含めて利用促進が図られるよう望ましい市民農園の在り方を検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきました。確認を含めて再度質問させていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の水道事業の経営戦略ということで、令和2年度の経営戦略改定の趣旨と改定後の進捗ということで御答弁をいただきました。平成31年4月、料金改定後ということで大口需要家、これ恐らく2021年の王子マテリアの工場の撤退というのが非常に大きくここに効いているのかなとも思います。一方では、自衛隊の給水開始が遅れたというふうなこと、さらには給水人口の減少だとか節水効果だとかというふうなこと、計画どおり進捗していないというふうなお話だったかというふうに思います。

この中でまず収益面に関してちょっと改めて確認をさせていただきたいのですけれども、先ほど

言った大口需要家の撤退による、王子の撤退による減収、これは年間どれぐらいの金額になっているのか。

あと、先ほどもありました給水人口の減少ということで、平成31年4月以降、改定後の給水人口の減少、これ当初の計画に対してどれぐらい減ったのかというふうなこと、それからちょっとここはどういうふうに判断をされて、先ほどたしか減少と節水効果の影響というお話も若干されたのかなと思うのですけれども、これ節水効果の影響というのはどのような数値だとかもし見えるものがあれば、まず収益面に関して改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 収益面の影響について、まず1つ目の大口需要家の撤退による影響なのですけれども、議員おっしゃられたとおり、2021年12月、王子マテリアの工場が停機しまして、それ以降事務所ですとか研修所、独身寮等が閉鎖されているかと思うのですが、その影響が令和3年度の決算と令和5年度の決算を比較しまして約1,960万円の減になっているところです。関係職員の転出については、実態の把握といたしますか、調査ができませんので、予測として職員の減少の人数とかを教えてくださいながら約490万円の減少を見込んでいるところです。

もう一点、給水人口の減少なのですけれども、計画に対してどれくらい減っているのかということですが、経営戦略の改定するとき、そのときに人口ですとか件数を見直しているのですけれども、その際に人口については毎年約200人程度減少していきだろうということで予測しているのと、令和4年度には王子関係の分で減少を見込んでいるのですけれども、実際に現状では令和3年度の前年度比較で475人、令和4年度は547人、令和5年度は428人と予想を大幅に実は超えているところです。令和5年度の決算の給水人口は2万2,800人となっているのですけれども、

計画値からは約700人減っているところです。

もう一点、節水効果なのですけれども、これで一番節水効果で挙げられるのは恐らくお風呂をシャワーに変えるというのが効果的なのかなと思うのですけれども、やはりそれも実態としてはなかなか把握できないものでありますし、あと節水機器の普及が大きく様々な場面で挙げられているかと思うのですけれども、節水機器にはトイレですとか洗濯機、シャワーヘッドですとか食器洗浄機などが各種あると思うのですけれども、やはり交換の調査というのはできませんので、把握できるとすればトイレの改修なり、新築住宅を建てたという件数で把握できる部分があるのかなと思いついて、新築の件数とリフォームの件数で、ずっと住まいる応援事業の件数でおおよそ把握しました。ずっと住まいる応援事業については、全件がトイレの改修含まれていませんので、調査しまして、全体で令和元年度以降新築件数やリフォームによりトイレを改修した件数は年平均で約150件、4人家族でトイレを、従来のトイレでいったら13リットル流れるそうなのですけれども、最新の節水型のトイレは4.8リットルなり4リットルぐらい減るようですので、そこで計算すると4人家族で年平均54立方メートル節水できるということでホームページ等で載っていますので、それを基に計算したところ、節水効果で年間約190万円減っているのではないかと予測しているところです。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 王子の分で約2,000万円弱、1,960万円、関係職員、全体把握はできないにしても490万円ぐらいということ、大口の王子の分に対して年間約2,500万円ぐらい減収になったのかなというふうに今御答弁をいただきました。料金改定後の給水人口の減少、計画に対してもそれぞれ御答弁をいただきました。令和5年度は2万2,800人で

計画をしたけれども、実質700人ぐらい計画より下回っているというふうなこと、あと節水効果って今ちょっと答弁を聞いたら何かそんなようなお話も聞いたなというふうなことで、節水機器の普及というのも非常に水道量の使用に大きく影響しているのだなというふうなことで、それぞれ家庭で使われるトイレ、洗濯機だとか、あるいは新築、リフォームを含めて御答弁をいただきました。これも計画より、計画というのは節水機器を導入することによっても190万円ぐらい効果、逆に効果が出る、使うほうは効果が出るのですけれども、収益としては上がらないというふうなこと、収益面に対しての減収の部分については理解をさせていただきました。

それであと、支出という面で計画どおり進んでいない、動力費や資材費というふうに先ほどお話あったかと思うのですけれども、当然労務単価も上がっているのだというふうに思うのですけれども、当初の計画に対して、目安でいいので、何%ぐらい計画に対して増加をしているのか、この分についてもお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 質問いただきました。まず、動力費なのですけれども、約16%ほど計画よりも上がっているところです。

それと、資材費、労務単価ですけれども、こちらにつきましては約27%、資材費については27%、労務単価については15%ほど上昇しているものと見込んでおります。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 先ほどは収益面でこれだけ減収になって、逆に支出面での動力費は14%、資材費が27%、労務単価、今15%というふうなことで、収入は減っているけれども、支出のほうが大幅に増加をしているというふうなことで、先ほど言った計画どおり進捗していないという部分がこういうところからの御答弁なのかなというふうに受け止めました。

それで次に、投資と財政計画と事業推進上での課題ということで、先ほど壇上で有収率、令和8年度90%以上について現状と今後の対応ということで質問させていただいて、答弁をいただきました。まず、管路の状況、5年度末で決算書等では経年劣化率、先ほど30.78%ということで、非常に名寄市の場合老朽化が進んで、全国の22.1%も非常に大きく上回っているというふうなお話だったかと思います。また、その一方更新率ですけれども、これは全国がたしか0.64だか63ちょっとだったと思うのですけれども、名寄市が0.23ということで、約3分の1ぐらいしか更新が進んでいないというふうなお話だったかと思います。あと、問題のこれに関連する有収率、平成22年度、これはデータで自分も確認したのですが、88.86、ほとんどその後は70%ぐらいで、令和5年度の決算書を見ると令和5年度も78.54というふうな当初の8年度以降90%以上という数値には非常にかなり厳しい数値の現状なのかなというふうに思います。先ほどの収益と支出という面でいくと、収益は減るけれども、支出はさらに増えていくということで、更新ペースを上げていくのは先ほど何か厳しいというふうな、国に依存する部分もあるというふうなことでお話あったのですけれども、ここの有収率、あるいは管の更新率、これ有収率というのは今さらですけれども、先ほど言っている給水料として、料金として収入のあった水量の比率が高いほど当然水道施設の整備に稼働した費用や経過的に収益を確保したということで、恐らく、先ほども答弁には、有収率の低下というのはやっぱり一番大きいのは漏水なのかなというふうに思います。要するに老朽化というか、老朽管から漏水をして、浄水場で作った水が家庭まで、それぞれの使用先にしっかり届かないというふうな。先ほど非常に計画より進んでいないというお話の中で、管路の更新ですけれども、今使用されている管路というのを計画的に進めていったときにこの劣化更新って

どれぐらいかかるのかなど。何か今年も0.23%というふうなお話だったのですけれども、まずそれと一方では技術が進んでいって、管路の仕様といいますか、それもちよっと変わってきている。現在の新しく更新をされていっている管路なのですけれども、これって今まで当初使われていたのと新しい仕様と何年間ぐらい使われるのか、この辺についてちょっと改めてお聞きをしたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 管路の仕様の実態ということだったかと思うのですが、まず配水管の法定耐用年数というのは40年ということになっているのですが、現在新たに更新した管については約100年もつというふうには言われています。ですが、実際に今埋まっている古い管については、硬質塩化ビニール管について大体実際に使える期間が60年と言われているところでありまして、更新率が低いのですが、実際に全部が割れてしまうということが少なく、部分的に割れてしまうことが、破損することが多いので、そこ部分改修しながら更新していきたいと考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 耐用年数、最初のもののは40年、新しい仕様だと100年ということになって、どんどん新しい仕様に替えていけばその分の経費も今後減っていくということ。ただ、今私の調べた数字が間違いでなければ今の配水管の延長というのが34万1,967.44メートル、そのうち老朽管が9万8,972.36メートル、管路の経年劣化率が28.94%、全国平均でいくと17.6%と。管路の更新率、今年は低いのですが、一応計画では0.54で、全国平均が0.68というふうなことで、非常に計画より進んでいないというのと管路の劣化率も名寄市は非常に高いというふうに判断をさせていただきます。その中で、先ほど管路の老朽化更新

に向けて水道事業の在り方を考え直すということが必要だというふうな答弁をいただいたと思いますが、今の老朽管を含めて具体的な施策についての考え方について改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 管路の更新につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、そのほかの老朽施設の更新等もあり、収入も少なくなってきた現状もありますので、管路の更新だけに費用を費やすことはなかなか難しいのかなと考えているところです。ですので、有収率向上のために漏水調査も引き続きやっているのですが、調査方法を令和元年度から変えながら、若干ではあるのですが、有収率が向上しているというデータもあります。それに加えて、在り方を考え直すという意味でいきますと、老朽管の更新だけではなくて、先ほども言いました老朽化対策、実施すべきことが多い中で、あとそのほかにも人材育成ですとか技術の継承が必要になってきておりますので、料金の収入減などを考えていきますと、やはり安全な水道水を安定的に提供するために今後国や道でも進めている広域化ですとか共同化、またはウオーターPPPなど官民連携による民間活力の推進、こちらも含めて様々な研究を進めていかなければならないと考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 漏水の関係については、調査の関係については実施等を含めた検討を加えているというふうなこと、それで水道事業の在り方を考え直すという点では後半のほうでお話しでございました。今後広域化だとか共同化だとか、あるいはウオーターPPP、民間を含めたというふうな形がお話あったかというふうに思います。

そこで次に、経営戦略と料金改定の考え方という部分でお話をちょっとさせていただきたいとい

うふうに思います。令和5年度の決算で戦略と比べて、先ほどたしか収入で1,000万円、収益的支出だったかな、では4,000万円増、流動資産では1,500万円の減ということで、収入は減っているけれども、経費は増えているというふうなお話で、健全な事業運営という視点からいくと、早急に水道料金の見直しを行わなければならないというふうなことで、今年4月から検討を加えているというふうなお話だったかと思います。収入増というようなことでは自衛隊の給水、今後の見通しとしては一時的には増えるけれども、その後状況を見るとやはり厳しい状況だということで、8月の経営審議会、たしかこれ8月22日だと思ったのですけれども、説明をさせていただくというふうなことで答弁だったかと思います。この料金改定の部分というのは、市民も非常に関心もあるし、先ほども冒頭お話をさせていただいたように、一市民としては現状維持が望ましいわけですけれども、いかにせん水道事業というのは、先ほどお話をさせていただいたように、経費を先送りだとかとするわけにもいかないというふうなことであります。当然独立採算による水道事業ということで、それで健全な事業運営という視点で、先ほど8月の経営審議会で来年度の料金改定に向けての協議を行うというふうな御説明だったかと思うのですけれども、その経営審議会に提案をされた項目、ポイントを含めてちょっと御説明を改めていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 経営審議会での説明の内容だったかと思うのですけれども、まず経営審議会の中で料金水準の見直しをどのように考えているのかということでお話しさせていただいたのですけれども、先ほど来答弁しております大口需要家の撤退などの影響によって収入が減少傾向になりましたので、さらには現金の保有額についても減少傾向が続いているし、今後これまで4億円を下回ったことがない現金が下回るものが

想定されたので、料金水準の見直しを行う必要があるということ、見直しの経緯を説明させていただいたところです。今後見込まれる事業の内容として、まず第2期拡張事業については一時凍結のままとし、それ以外に老朽管の更新ですとか量水器の取替えについては2億円の投資、そのほか浄水場の電気設備なりに、施設の整備費には2億2,000万円を投資をするということで、実はこれ去年までの計画よりも圧縮するために各課に聞き取りを行いながら精査して、このような目標を立てたところです。そのほかに窓口包括委託を予定していたりですとか、スマートメーターの運用費、こちらについても掲示をしながら今後の事業内容について説明したところです。それをもちまして今後の収入、支出も状況を踏まえながら経営状況を見直したところ、令和10年度には保有する現金がなくなるという試算が出ております。そちらについて説明させていただきながら、10年度になくなる状況から収入増を図った試算について説明したところですが、例えば現在の料金収入から10%増加させたパターンと20%増加させたパターンを比較しまして、10%でも一時的には経営ができるのですけれども、令和16年度から現金がなくなる見込みであったり、20%増加した場合ですと現在の4億円を確保しながら令和18年度まで経営していけるというような試算の状況を説明しながら、やはり現行の料金のままでは令和10年度には現金がなくなる可能性があるため、料金見直しが必要ということで、改定の時期につきましては来年度実施したいということで説明してきているところです。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今ポイントについて御答弁をいただきました。非常に経費のかかる部分と、それから収入、現金の保有額が減るという現状のままでいくとというふうな御答弁だったかなというふうに思います。最終的には現状から10%増加していくと令和16年、20%で18年

だったかな、というふうなお話だったかと。今の現状でいくと、現金の保有額が令和9年度でなくなるというふうな形だったのかなと。ちょっとこれ後でまたお聞きをしたい……10年度でなくなるというふうな形だった。今後新たにいろいろ設備投資もそれぞれのところで事業の見直しを含めながら計画をされているというふうなお話だったかなというふうに思います。それで、たしか今窓口業務等について、スマートメーターだとか、そういうのは既に今年予算化されてはいるのですけれども、たしか資料見ると業務を民間業者に委託をするというふうな一部お話あったかと思うのですけれども、実際にこれ委託をすると、資料だけしかちょっと見ていないので、判断できないのですけれども、逆にコストが上がるというふうな、資料の中でしか見えないのですけれども、この辺どういうふうな狙いで民間業者への委託等を進められようとしているのか、その目的と狙いについて、改めてちょっとこの部分お伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 今御質問あった民間委託の関係だったのですけれども、先ほど説明したのは窓口業務の委託ということで検討しているということなのですが、ほかの自治体でも実は料金の窓口も含めて施設の管理の委託は水道事業については進んでおりまして、導入されている自治体が多いということ把握しているのですけれども、名寄市としてはまず検針員、こちらの確保がなかなか厳しくなっているということで、ほかにも経験が必要とされている、例えば収納徴収業務などにおいてなかなか人事異動で人が替わると、そこが技術というか、知識も含めた継承が難しいというところでもありますので、民間会社の持っているノウハウを活用できないかというのが検討のまず初めの取っかかりだったかと思いません。そのほかにも、例えば浄水場の施設管理についても将来的な人材不足も考えられますので、そ

こについて民間委託も解決の一つの方法ではあるのですけれども、委託先へのリスク管理も考えながら考えていかなければならないということで、こちらについてはなかなか検討が進んでいない部分ではあります。また、コストについては増加する傾向にありますが、継続性を考慮するとコスト以上に人材確保や業務の引継ぎも含めてリスク管理を考えると、今後においてやっぱり検討し続けていく必要があるのではないかなと考えているところです。そういった意味でいくと、御指摘のとおり、コストについては上がるのですが、コスト以上の部分を考えながら検討を進めている最中でございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 市役所のほうは人事異動だとか、そういうのは当然ある部署ですので、収入の徴収業務だとか経験が必要な部署、そのところに民間業者の持っているノウハウを活用していくというふうなことの御答弁だったかというふうに思います。その分については、コストが上がるというのは理解をさせていただきます。

それで、もう一点、ここで確認をさせていただきたいのですけれども、経常収支比率、要するに経常費用と経常収益ということでどの程度賄われているかという、この比率が当然100%未満である場合は収益で賄っていないというふうな、逆に経常損失が出ているというふうなことだというふうに思います。令和元年度から4年度まで、これ数字は既に出ているのですけれども、100%を上回っております。令和5年度、既に出ていますけれども、95.1%ということで100%下回って、既に先ほど来計画と違ってきているというお話、やり取りもさせていただいておりますけれども、令和5年度で大きく減少したという要因についてお聞きをしたいのと、現状の中でいくと令和6年度の見通し、どのようになっていくのか、この分について改めてお伺いをしたいと思います。

す。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 令和5年度につきましては、やはり収入が減ってきているというのが一番の要因かとは思いますが、そのほかに職員給与費もそうですし、動力費、委託料など、支払い利息も増えていることもありまして、決算の状況でいくと100%を下回る結果となってきているところです。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 当然経費も一部増えてはいるけれども、収入減、これが一番大きな要素だというふうなお話だったかというふうに思います。それで、先ほど来今後の考え方というふうなことで料金改定の趣旨等についてもお話をいただきましたけれども、収益増ということで先ほど10%、20%というふうなお話も御答弁をいただきました、増加、それぞれ。水道の料金というのは、メーターの口径によってかなり違いがあると思うのですけれども、先ほどお話をいただいた10%増、それから20%増というのは例えば令和5年度の給水収益トータル、全体の中の総額という見方でいいのか、この辺違うよというふうなことがあればちょっと改めてお聞きをしたいのと、それともう一点は最終的に経営審議会での協議の経過にもよると思うのですけれども、実際にどれぐらいをめどにこの料金の改定を進めようと言われていたのか、その2点についてお伺いをします。

○議長（山田典幸議員） 佐藤上下水道室長。

○上下水道室長（佐藤美香君） 先ほどの10%、20%についてなのですけれども、この間の令和5年度の収入なり、令和4年度の収入から比較して、総収入に対して10%、20%という単純なパーセントを上乗せした計算で今回試算をさせていただいております。まだ試算の段階ですので、詳細の、例えば口径別、13ミリの口径は幾ら上がるのかということまではまだ精査していない部分です。もちろんその中身について経営審議会

の中でやはり協議いただかないとその詳細については決まらないものと考えておりますので、そこについては現状でどれぐらい上がるのだというような決定の数字ではないことを御承知おきいただければと思います。

それと、今後のスケジュール感なのですけれども、経営審議会の中で予定としてお話しさせていただいているのが10月以降経営審議会に諮問させていただきまして、議論いただき、答申を受けた後に給水条例の一部改正について議会に提案させていただいた後、令和7年10月までには市民説明を終えて、料金を改定できればと考えていますが、10月までの間ですから、十分市民説明の期間も取りながらということではありますが、実は現金が少なくなっている現状もありますので、できる限り早い段階でという思いもありつつ、最終的な目標は来年の10月ということでは考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 収益増、料金の改定の考え方については、理解をさせていただきました。令和5年度の給水収益でいくと5億1,900万円、約10%で5,200万円、そのほかもありますけれども、給水収益だけ単純に見ると20%ですと約1億4,000万円というふうな、単純に10%、20%というとその数字になるのかなというふうな。今後のスケジュールということで、今御説明もいただきました。来年、令和7年10月を目標にということで、それまでそれぞれのところ、経営審議会も含め、あるいは条例の改正、市民説明会も丁寧というふうな御説明をいただきました。いずれにしても、今後経営審議会での議論が中心になってくるのかなというふうに思います。先ほど来やり取りをさせていただいて、令和元年に料金改定が行われた以降算定期間が過ぎているというふうなことで、今いろんな諸物価が値上がりをして、特に最近はお米の不足、値上がりだとかというふうなことで、値上がりと

いうのはできれば、先ほども言ったように、抑制をしていただきたいという気持ちもありますけれども、企業会計における受益者負担という考え方、それから負担を次世代に先送りしないと、安定した持続的な事業運営を実現をしていくためにはやはりやむを得ない内容なのかなというふうなことで理解をさせていただきます。今後経営審議会で具体的な議論が進められるというふうに思いますけれども、議論経過等についてできるだけやっぱり速やかな情報公開に努めていただいて、市民理解をいただくように要望をしておきたいというふうに思います。

次に、大項目の2点目、市民農園の利活用ということで、先ほど石橋総合政策部長のほうで御答弁がありました。私もちょっと行って調べてきたのですが、本当に80区画必要なのかなと思うぐらい使われていないというふうな現状です。先ほど答弁でコロナ禍以降一時復活したけれども、伸びてはきていないというようなことで、今年も80区画のうち30区画です。本当に4割弱しか使われていないというふうな状況です。これも実は議会で市民との意見交換会で非常に今年雑草が多くて、今年だけではない、ここ数年なのだけれどもと。非常に今後利用どうするかなというふうなことで質問をいただいて、翌日現状どうなのかなと思って現場を見に行ったら、ちょうど発言された方がそこで作業されていて、こんな状況ですよ。振興公社のほうで管理も一定程度、先ほどお話あったように、草刈りだとか耕うんのあれだとかって除草やってはいただいているのですけれども、なかなかそれに追いつかないというふうなこと、こんな状況だとなかなか次、来年はどうしようかなというふうなこと、それから先週もまたちょっと収穫のときに行ったら、ちょうどまたそこで別な方が作業されて、2区画使っていた方なのですけれども、非常にいい面もあるのだよと。ここいろんなもの、例えばトウキビを作って、終わった後、殻だとかというのをみんな置いておい

たらきれいに片づけてくれるし、いいのだけれども、この雑草だけはねと。ここを15年使っているけれども、非常に厳しいのですよというふうなお話でした。それで、実際に振興公社の人ともお話もさせてもいただいた。利用される方というのは毎年同じところ、春には一斉、全部一回耕うんするのですけれども、できれば自分の使っているところ、肥料があったり、いろんな形で使っているので、同じ場所というふうな思いは分かるのですけれども、やはり一度、例えば半分を全部使わないで、半分に仕切って、1列の部分については、一応何年寝かせばいいのか分からないですけれども、除草も含めてしっかりやっていただいて、もう少し使いやすい、皆さんが、利用している方が使いやすい、そのような状況にしてあげるのが望ましいのではないのかなというふうに思うのですけれども、この辺についてちょっと改めてお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今いろいろと、また議員もお調べいただいたとおり、我々も現状皆様方の声というのはそのように認識しております。そして、今区画の移動というお話もいただきましたけれども、以前も減少傾向にあったときにそういったお声かけをさせていただいたときもございましたが、やはり御本人様の土づくりに費やしてきたものとか、場所を変わず、愛着を持っておられるとか、移動ということに対してのアプローチはなかなかちょっとこれまでもうまくいってなかったというところもございました。このようにやっぱり稼働率も含めて圃場、今後人口減少も相まって極端に増えるということもなかなか考えづらい状況なのかなと思いますので、今お話のあったとおり、区画を縮小して、うまく管理をしていく、管理しやすさをまず確保することとか、あとそういった寄せた部分の以外の部分もほかの有効活用等も考えながらちょっと研究させていただければと思いますので、よろしく願いいたし

ます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今部長に御答弁いただいたように、利用されている方の御意見も十分尊重していただきながら、できるだけ多くの方が本当に利用できるような、せっかくの農園ですので、その辺御配慮をまたお願いをしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

不登校児童生徒への支援、対策等について外1件を、遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で2点順次質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目の1、不登校児童生徒への支援、対策等について、小項目の1、長期欠席者の現状と課題等についてお伺いいたします。近年不登校、いじめ、子供の自殺などの問題が深刻化していると言われ、特に不登校については文部科学省の令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、小中学校で約29万9,000人、全児童生徒の3.2%、中学生では6%と過去最高であると言われております。本市においては、令和4年度の長期欠席者は令和3年度から見ると減少はしているものの、小中学校における不登校の児童生徒を含む長期欠席者は少なくない状況にあり、対策、支援等の様々な取組がされているところですが、本市の不登校の児童生徒を含む長期欠席者の現状についてお伺いいたします。

また、対策、支援等における課題等があればお聞かせください。

次、小項目の2、不登校対策の連携強化についてお伺いいたします。令和5年度の重点事業として、不登校対策への取組の連携を強化し、不登校の未然防止及び早期対応、解決を目指し、4つの取組、校内体制の充実、相談体制の強化、ICT機器を活用した遠隔授業の実施、スクールソーシャルワーカーの配置を連携させた不登校対策が行われてきたことと思いますが、現在まで取り組まれてきた内容及び本事業の評価についてお伺いいたします。

次、小項目の3、不登校支援の進め方についてお伺いいたします。現在本校においては、児童生徒の一人一人の実情に応じたきめ細やかな指導、支援を行うため各種データの有効活用、学校内における居場所づくり等、様々な取組がされているところですが、近年ではデジタル技術の進化に伴い支援の方法、支援の内容にも変化が見られ、今後はさらなるデジタル技術の活用などによる支援等が必要であると考えているところですが、デジタル技術の活用を含め、今後の進め方についてお考えをお伺いいたします。

次に、大項目の2、医療介護連携ICTについて、小項目の1、事業の現状と課題等についてお伺いいたします。医療介護連携ICTは、地域包括ケアシステム構築の方策の一つとして情報通信技術、ICTの活用により登録された方の情報を医療と介護で共有化し、医療介護連携の促進や地域における包括的な医療、介護の支援及びサービス提供体制づくりを推進するため令和3年度から本格稼働されましたが、医療と介護の現場における変化等を含めた現状についてお伺いいたします。

また、登録された方へのメリット及び本事業を推進されている中での課題等があれば、お聞かせください。

次に、小項目の2、登録者家族との連携についてお伺いいたします。医療介護連携ICTは、医

療と介護が連携することによって一つのチームとなって支え、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる重要な取組であると思いますが、登録者本人だけではなく、その御家族にも安心していただける取組でなければならないと考えているところですが、市外や遠方に居住されている登録者家族との連携については現在どのようにされているのかお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） ただいま遠藤議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2はこども・高齢者支援室長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、不登校児童生徒への支援、対策等について、小項目1、長期欠席者の現状と課題等についてお答えします。本市の令和5年度の14日以上長期欠席児童生徒数については、小学校は35人で、令和4年度と比較して15名増加しており、中学校は56人で、令和4年度と比較して2名増加しております。対策、支援における課題等については、個々の長期欠席の要因は様々で、具体的な支援に当たっては一人一人の状況に応じて行う必要があり、学校だけでは十分に対応することが難しくなっていることです。また、昨年3月に取りまとめられた文部科学省の誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策では、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指して、教育委員会、学校、民間などが相互に理解や連携をしながら取組を進めることが必要であるとされております。このようなことから、教育委員会としては各学校が家庭や関係機関との連携を密に図り、子供たちのサインを見逃すことなく、一人一人の状況に応じて早期に解決が図られるよう支援に努める必要があると考えております。

次に、小項目2、不登校対策の連携強化についてお答えします。初めに、校内体制の充実については、不登校児童生徒への支援に当たっては多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握するとともに、児童生徒が不登校に至った状況を理解し、寄り添うことが重要であるため、児童生徒のアセスメントを適切に行い、学校全体で情報共有を図ってもらっています。また、教職員にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを加えたチームとして、児童生徒への支援を行ってもらっています。

次に、相談体制の強化については、児童生徒の悩みや不安を受け止める相談体制の強化を図るため教育相談センターの指導員を1名増員し、3名体制で適応指導教室や校内別室登校に対応しております。また、教育相談センターでは児童生徒への教育相談はもとより、電話相談、保護者集いの会なども行い、悩みを抱える児童生徒及びその保護者の支援を行っております。

次に、ICT機器を活用した遠隔授業の実施については、全ての学校で遠隔授業を行うことができる環境は整っており、子供たちの学びの機会を保障するため必要に応じてデジタルドリルやオンライン教材を活用した学習が進められるようになっております。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置については、令和5年度はスクールソーシャルワーカーを2名体制とし、問題を抱える児童生徒への支援を強化したところです。学校はスクールソーシャルワーカーの増員により、スクールソーシャルワーカーと連携して様々な問題に対応することができ、学級担任などが一人で抱え込むことなく、保護者や関係機関などと連携し、支援できるようになっております。こうした取組を通して、令和5年度は不登校であった生徒について登校または別室登校ができるようになった割合が令和4年度の53%から79%と増加しており、成果が出てきているものと評価しているところで

す。

次に、小項目3、不登校支援の進め方についてお答えします。デジタル技術の活用を含めた今後の進め方については、これまで整備してきたデジタルドリルやオンライン教材をより一層効果的に活用するとともに、各学校において児童生徒の心や体調の変化に早期に気づき、相談支援のきっかけを増やしたり、迅速な対応につなげたりするため、毎日の健康観察に1人1台端末を活用する取組を進めていきたいと考えております。また、日常的に校内の別室、または自宅と授業を行っている教室をオンラインでつなぐことにより、オンライン指導やテストなども受けられるよう各学校のICT環境や指導体制の整備などにも取り組んでいきたいと考えているところです。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 私から大項目2、医療介護連携ICTについてお答えいたします。

初めに、小項目1、事業の現状と課題等について申し上げます。医療介護連携ICTにつきましては、令和3年度の本格稼働から令和6年8月末現在までに病院や歯科医院や薬局の医療機関が20か所、介護保険事業所等が44か所の計64か所が参加し、利用者は実人数で1,460人が登録されており、毎月30人前後に登録いただくなどおおむね順調に運用が進んでいると考えております。本事業につきましては、ICTの活用により医療介護連携の促進や医療介護の支援やサービス提供体制づくりを促進するため、医療介護連携ICT協議会を設立し、運用状況や事業の普及啓発に関することを協議してきております。また、参加する医療機関や調剤薬局、介護サービス事業所の専門職員を対象とした研修会の開催やICTを活用した事例の報告などを行うシンポジウムを開催するなど、本事業の開始以降も医療介護連携

の推進に取り組んでおります。事業開始以降、これまで以上に医療と介護の連携が活発になったことや、これまでの連携手段であった電話連絡やペーパーでの手段に比べ病院や調剤薬局の医療分野と介護事業所との情報連携が効率化されたこと、退院調整に要する日数が短縮されたことなどの効果がありました。また、病院と介護事業所の連携により早期受診につながり、命に関わる重症化を防ぐことができた事例があるなど医療、介護における効率化や連携の強化が図られていると考えております。本事業を通して登録いただいている利用者の健康が維持されたり、必要な医療や介護の支援に適切に早期に結びつくことで、住み慣れた場所で長く暮らし続けることにつながっているものと考えております。

今後の課題としては、個人情報の扱いについて十分に留意しなければならないと考えております。医療、介護の支援の場においては、個人情報の遺漏はあってはならず、本事業におきましてもこれまで個人情報保護法令に係る研修を実施してきているところでございます。今後も定期的に研修を開催するなどして、システム上のセキュリティーと併せて取り組んでいく必要があると考えております。

次に、小項目2、登録者家族との連携についてお答えいたします。医療介護連携ICTは、利用者本人に向けた医療と介護の連携を目的としており、個人情報保護の観点からシステムとして御家族と連携する仕組みとはなっておりませんが、利用者の支援において御家族との連絡や連携はとても大切なことであり、本人の意向はもちろんのこと、介護や支援されている御家族に思いを聞いたり、支援状況や本人の様子などを伝えるなど、必要な情報を御家族に連絡しながら支援がなされております。現在家族等との連携につきましては、医療に係ることについては医師や看護師などから、介護サービスのことについては担当する介護支援専門員やサービスを提供する事業所の職員などが

ら面談や電話、メールなどで連絡をしているところ  
です。また、関係機関で支援についての会議を  
行う中で御家族への連絡をどのようにするかなど  
について検討し、決まった担当者から連絡をする  
など利用者や御家族の状況に合わせて連絡がされ  
ているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 大変御丁寧に御答弁  
をいただきました。確認事項等を含め、何点かお  
聞きをしたいというふうに思います。

まず、大項目の1、不登校児童生徒への支援、  
対策等についての小項目1、長期欠席者の現状と  
課題等についてですけれども、今不登校の児童生  
徒含む長期欠席者数について令和5年度の生徒の  
数をお聞きしたのですけれども、令和5年度の1  
4日以上長期欠席した児童者数は小学校で35  
人、令和4年度と比較して15名増加していると。  
また、中学校では56人で、令和4年度と比較し  
て2名増加しているということで、やっぱり決し  
て名寄市、少なくない状況にあると感じておりま  
す。中学生の長期欠席者数の56名ということは  
気になるところでありますけれども、それ以上に  
令和5年度の小学生の長期欠席者数が令和4年度  
と比較して15名増になっているということは、  
非常に驚いているところでもあります。そこで、  
お聞きしたいのですけれども、令和5年度の小学  
生の長期欠席者数について教育委員会でどのよう  
にして捉えられているのか、またこの部分につい  
てどのように今後対応されようとお考えなのかち  
よっとお伺いをしたいと思います。よろしくお願  
いします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 不登校児童生徒数は  
全国的に増加傾向であります。本市の不登校児  
童数においては令和2年度から令和4年度までは  
ほぼ横ばいで推移していました。しかし、令和5  
年度に不登校傾向の児童を含む長期欠席児童数が

大きく増加し、本市も全国と同じ傾向が見られた  
ことから、不登校の低年齢化を懸念しているところ  
です。現在教育部では小学校における不登校の  
早期発見、早期対応などの取組の充実に向けて検  
討を始めたところであり、引き続き中学校も含め  
不登校対策にしっかり取り組んでまいります。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 現在の全国的な傾向  
に本市も類似しているということで、非常にやっ  
ぱり問題となってくると思うのですけれども、こ  
れまだ特に具体的なところというのは何もやろう  
という考えはないのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） まだこういった場で  
ちょっと公にお話しできる状況にはないのですけ  
れども、今小学校のほうの相談については小学校  
から心の教室相談員とかに要請があった場合に何  
ような体制は取っているのですけれども、そう  
いった要請があって、実際に小学校に行くという  
ケースがあまり多くないことから、要請がなく  
ても教育相談センターの指導員などが学校のほう  
に行って、早期発見であったり、早期対応でき  
るような体制について今内部で検討しているとい  
うところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） ぜひそういった対策  
については早急に進めていただきたいというふう  
に思いますし、現在これから進められるとする内  
容につきましては、また時期を改めてその進捗状  
況を確認させていただきますので、よろしくお願  
いをいたします。

次に、対策、支援における課題等についてです  
けれども、個々の長期欠席者の要因は様々である  
と。支援に当たっては、学校だけでは十分に対応  
することが難しくなっているというような御答弁  
があったと思います。また、教育委員会として  
も各学校が家庭、関係機関と連携を密に図って、

子供たちのサインを見逃さないように一人一人の状況に応じて早期に解決が図られるような支援に努める必要があるというような御答弁もありました。確かにそのとおりだと思いますし、今後の支援においては連携の部分、やはりますます重要になってきていると思っております。厳しい状況ではありますけれども、なかなかすぐに解決できるようなことでもありませんし、さらなる連携、引き続きの対策、支援というのをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、小項目の2番目の不登校対策の連携強化の部分で、4つの取組においての内容と評価をお聞きしましたがけれども、校内体制の充実の部分については児童生徒のアセスメントという部分ですか、を適切に行って、学校全体で情報共有をされているということでありました。教職員、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーですか、そういった専門的な方を加えたチームとして児童生徒への支援を行っているということでもありましたので、まず校内体制の部分では確立されているのかなというふうに認識をさせていただきます。

次に、相談体制の強化の部分ですけれども、教育センターの指導員を1名増加されたということでは現在3名体制ですか、適応指導教室や校内別室登校に対応されているということでありました。また、教育相談センターにおいても児童生徒への教育相談、ハートダイヤル、保護者集いの会ですか、も行い、悩みを抱える児童生徒だけではなく、その御家族、保護者ですか、保護者の支援も行っているということでありました。そこで、1点お聞きしたいのですけれども、保護者への支援の部分なのですけれども、保護者集い会というのですか、これを含めてどのように何か支援をされているかもう少しちょっと詳しくお知らせください。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） まず、教育相談センターに相談の電話がかかってくるときは、ほぼ保

護者からとなっています。電話がかかってくるときは丁寧に應對し、すぐに来所していただき、直接顔を合わせて聞き取りをするようにしています。その後はお子さんを中心にアプローチをしていくこととなりますが、保護者についても電話やメールなどを活用し、不登校の解決のため継続して支援を行っております。また、不登校のお子さんなどに対して家庭訪問を行った際は、お子さん本人と話をしますが、必ず保護者とも話をするようにしているほか、学校の教員と保護者との懇談の際、保護者などの要請により教育相談センターの職員が同席することもあります。さらには、保護者集いの会を開催し、なかなか分かち合えない気持ちを分かち合うことができる場を提供しております。教育委員会では、教育相談センターを中心に悩みや不安を抱える保護者の気持ちに寄り添い、子供との関わりなどについて一緒に考えるなど、保護者の支援を行っているところです。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 保護者の方も悩みを抱えて、孤立をしてしまうというようなこともお聞きをしております。保護者への支援についてもやられているように、引き続き支援のほうよろしくお願ひをしたいというふうに思いますので。

次に、ICT機器を活用した遠隔授業についてですけれども、今御答弁で全ての学校で遠隔授業を行うことができる環境が整ったということをお聞きいただきました。また、必要に応じてドリルだったり、オンライン教材を活用した学習が進められるようになっていくということでありましたけれども、1点確認させていただきますが、この部分について以前にも一般質問等でお聞きした部分なのですけれども、学校内の別室、児童センター内の適応指導教室における遠隔授業については現在どのように進められているのかちょっと詳しくお知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 学校内での別室では、

学びの機会を保障するために、先ほども申し上げましたが、デジタルドリルやオンライン教材を活用した学習を教員や教育相談センターの指導員などで補助しながら進めています。例えば教室と別室をカメラで接続して、授業内容と教室の様子が分かるようにしています。なお、不登校児童生徒は、学習の遅れから遠隔授業を受けることが適切ではない場合がございますので、そういった場合は教員や指導員が児童生徒の進度に合わせて個別に教えることがあります。また、適応指導教室では、今年度は適応指導教室の登録者がいないため遠隔授業の実施はありませんが、実施をできるような環境となっております。以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 今学校内の別室では、デジタル教材を活用した学習、教員また教育センターの指導員などで補助しながら進められているということでありました。また、教室と別室をカメラで接続をされて、授業内容と、あと教室の様子が分かるようになっていくというような御答弁いただいたと思います。また、学習の遅れによって遠隔授業を受けられない生徒には個別に指導して、教えることもあるということで御答弁をいただきました。その部分、理解をさせていただきます。適応指導教室の登録者がいないということだったのですけれども、環境については整っているという御答弁いただきましたので、これもまた再度お聞きしようと思ったのですが、やはり学校には行けないけれども、適応指導教室に行けるというような児童生徒というのは今後も存在していくというふうに思いますので、いつでもそういった対応できるような体制というのは引き続き整えておいてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置については、令和5年度、スクールソーシャルワーカー2名体制としているということで、スクールソーシャルワーカーと連携した様々な問題対応など、

保護者や関係者などと連携した支援をすることができるようになったというような御答弁があったというふうに思います。また、事業の評価については、不登校であった生徒が登校または別室教室、令和4年度は53%だったのが令和5年度79%というふうに増加もしているということで、一定の成果が出ているというふうな答弁でありました。その部分は、理解をさせていただきます。不登校対策の連携強化においては、不登校の未然防止及び早期対応、解決を目指した重点事業でありますけれども、不登校を未然に防ぐことができればまた一番いいのですけれども、不登校というのは取り巻く環境によってはどの児童生徒にも起こり得るということでありますから、家庭や関係機関との連携を密に図り、子供たちのサインを見逃すことなく早期の対応に努めることがさらに求められてくると思いますので、現在の事業がさらに推進されますよう取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、3番目のデジタル技術の活用を含めた不登校支援の進め方についてですけれども、デジタル教材の効果的な活用、毎日健康観察、1人1台の端末を活用する取組を進めていきたいというような御答弁がありました。また、日常的に校内の別室または自宅とですか、オンライン指導やテストなども受けられるようなICT環境、指導体制の整備などにも取り組んでいきたいというような御答弁があったと思います。ぜひこういった部分については早急に進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本市の中学校の不登校生の児童数の部分にちょっと戻りますけれども、長期欠席者数については去年もそうだったのですけれども、50名を超えているような状況であるというふうに思っております。これは、やっぱり大変気になるところであります。小学生が一気に増えたというのも気になりますのですけれども、中学生の部分、中学生の不登校においては年々増加傾向にあって、2023年

には約6%ですか、16人に1人というふうに言われておりますけれども、これ欠席日数によってその後の進路にも影響があるというふうに言われておりますけれども、やはり不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる場というのは必要であるというふうに思っております。1人1台の端末を用いて、配信された教室の授業を受講するといった支援、学習の遅れを取り戻すことも可能になるというふうに思いますし、一步前に進むきっかけにもなるのではないかなというふうに私は思っているところであります。そこで、気になるところなので、出席扱いという部分でお聞きいたしますけれども、本市の出席扱いの基準といいますか、どのような状況であれば出席扱いになるのかちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 本市においては、これまで国の通知などにに基づきながら適応指導教室で相談、指導を受けている、また自宅でICTなどを活用して学習活動を続けている児童生徒などに係る出席の取扱いについては、保護者と学校との十分な連携、協力関係など一定の要件を満たした上で、校長の判断により指導要録上出席扱いとしているところです。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 保護者と学校の連携ですか、あと一定の要件を満たせば校長の判断で出席の扱いとなっているというところで御答弁いただいたというふうに思います。例えばこれ1点確認いたしますけれども、これから学校ではなく適応教室、自宅において遠隔授業とか、そういう部分ができるようになって、その部分を受講することができるようになれば、これって出席扱いになるのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 先ほども申し上げた

とおり、保護者と学校と十分な連携、協力関係であったり、訪問等による対面指導が適切に行われることが前提であったりという要件がありますので、それを満たした上ということなのですけれども、今般8月29日にこれまでの国の考え方について、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進するため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令などで明確にし、公布、施行されたことから、今後は評価についても本法令などに基づき適切に取り扱ってまいることになっております。以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 分かりました。ぜひ生徒が不利益にならないような体制に持っていただきたいなというふうに思います。教育機会確保法とかの制定、COCOLOプラン、不登校・いじめ緊急対策パッケージと策定がされまして、本市においても児童生徒一人一人の実情に応じた指導、支援が行われているところなのですが、不登校児童生徒の中には家からやっぱり出られない、そういった児童生徒というのは存在しているというふうに私は認識しております。環境の変化や多様化によって従来の方法では支援が行き届かない児童生徒に対しては新たな支援の方法により少しでも早く自分の居場所を見つけてもらうというのですか、そういうことが重要であるというふうに私考えるとところなのですけれども、家から出られない児童生徒にはいきなり遠隔授業を受講するということははっきり言って厳しい状況ではないかなというふうにも考えております。今後そういった家から出られない児童生徒の新たな支援策の一つとしてデジタル技術を活用したメタバース登校などについても考える時期に来ているのではないかなというふうに思うところなのですけれども、文部科学省から公表された先ほど言ったCOCOLOプランにおいてもメタバースの活用について盛り込まれておりますけれども、その部分、本市のお考えというのをお聞かせいただ

きたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 不登校児童生徒への支援としてのメタバース登校は、仮想空間の中に学校をつくり、不登校児童生徒の多様な学びの機会を確保し、学校復帰や社会的自立につなげるものであります。メタバースの特徴としては、場所の制約を受けずに参加できること、アバターを通して自己表現ができることなど児童生徒とコミュニケーションが取れ、学習機会を広げられると考えます。課題としましては、仮想空間でのコミュニケーションのみならず、現実世界における対人関係の機会などリアルな体験との連携が必要となります。また、児童生徒への効果的な指導を実現するためには人材確保が不可欠であり、教育委員会内へのメタバース担当職員の配置が必要となります。さらには、システム導入に伴う初期費用や運用コストなども必要となります。不登校支援の一つの方策として、メタバースを活用している自治体が増えていることは認識しておりますが、本市の不登校児童生徒の現状を踏まえるとともに、本市が行う不登校支援の効果を検証しながら、本市の不登校児童生徒に対してメタバースの活用も含めてどのような支援がより有効であるかを考え、導入の有無や導入するとした場合の時期などについては慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 確かにメタバースの活用という部分については、メリットもあればデメリットもあります。答弁にもありましたけれども、専門的な人材の確保といたり、システムの導入、初期費用や運用コストなども必要になってくるというふうに思います。今御答弁でメタバースの活用も含めてどのような支援がより有効であるかを考えて、導入の有無であったり、また導入をするとした場合の時期などについては慎重に判断をしたいという御答弁があったと思います。これ

慎重に判断をしたいということは、現在国や、または道教委等で何か動きがあるのか、また慎重に判断したいと言った理由の部分を含めてちょっともう少し答えられることがあればお聞きしたいのですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現在道教委ではメタバースを活用した調査研究に着手し、調査研究の成果を踏まえて次年度以降の取組の方向性を検討することとしています。市教委としては、道教委の取組の方向性などを参考に今後メタバース登校の導入について判断したいと考えておりますので、さきの答弁となりましたので、御理解ください。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） メタバースの活用については、現在道教委のほうで調査研究中であると。次年度以降方向性が示されるということでありましたので、この部分につきましてもしっかりとまた時期を改めてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。いずれにしても、本市の不登校児童生徒に有効であるか慎重に判断をしていただいて、学業の遅れや進路選択上において本当に不登校児童生徒が不利益にならないというような支援対策となるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、不登校児童生徒というのは、いつどの学校、どの学級で出現しても不思議ではない状況になってきているのかなというふうに思っております。不登校に至る背景についても教員と児童生徒、保護者における認識に差があるというふうにも言われております。また、不登校の理由にも様々なタイプがありまして、多様な不登校支援が必要となっていると思います。また、不登校児童生徒への支援の視点として、不登校児童生徒の支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると言われております。ここで教育長にお聞きしたい

のですけれども、本市においては現在一人一人の実情に応じた様々な対策、支援が行われているところなのですけれども、教育長の考える不登校児童生徒支援の目指す姿というのですか、教育長のお考えをちょっとお聞かせいただきたいなと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 私の不登校児童生徒への対応について目指す姿ということでございますが、不登校という言葉自体がそもそも学校へ登校しないというような意味でございますので、基本的にはまず学校を子供たちにとってストレスのない魅力的な場にしていくということをやっぱりしっかりと考えていきたいなというふうに思っているところです。そのためにはまず学校が児童生徒が安全で安心な思いが持てる、教育的用語で支持的風土などという言葉を使いますが、そうした学校の風土をつくっていくことですか、それから先ほど部長も申し上げましたけれども、例えば一人一人に応じていくときにICT機器を有効に活用していくときに、今などは健康観察などもICT機器を使ったりということですので、一人一人の発している小さなSOSを見逃さないような、そうした環境整備という、それを行っていくためには何よりも教職員の働き方の中で心にゆとりがないとそうした対応はできないかなというふうに思いますので、教育委員会としてそうした教育環境の整備にできる限りの支援をしていきたいというふうに思っていますし、そして先生方には何よりもやっぱり子供たちが学校に来て、大半の授業を中心とした教育活動なのですが、そこが楽しくて分かるというような、それから友達といて楽しい、先生といて楽しい、そうした教育活動の充実のために先生方が専門性をしっかりと発揮できるような支援ということも考えていきたいなというふうに思っているところでございます。もしも不登校児童生徒が出てきてしまった場合には、これまでも繰り返し申し上げておりますが、ともかく一

人一人にきめ細かに応じながら一人一人本当にこれまでのケースを見ていっても全く異なりますので、その一人一人に応じて、不登校によって学びにアクセスができないと、そういう状態だけはつくりたくないと思いますので、不登校児童生徒の学びの居場所、学びの場、そうしたものはしっかり確保していくように努めていきたいと思います。そのためには、まず教育委員会としては私も職員、それから教育センターがございいます。相談センターがございいますので、そこと学校と家庭、ここの連携を核にしながらソーシャルワーカーですとか、それからスクールカウンセラー、さらには医療や福祉の機関としっかりと連携を密にしながら、その子にとってのチームとして連携図りながら対応していくような組織的体制はより一層強化していく必要があるというふうに考えているところです。ベストという状態は私はないと思っていまして、いろんな子供たちがいますので、常にその子のために、それは不登校にかかわらず一人一人の子供たちがしっかりと資質、能力を伸ばして、そして健やかに成長していけるように、そのためにしなやかに、そしてみんなで協力して子供たちを育てていけるような教育の環境整備に私も教育委員会の職員や関係の皆様と力を合わせていきたいというようなのが今のところ私が目指している思いでございます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。大変教育長の思い、伝わってきました。私も本当そのとおりだなというふうに思っております。ぜひ今後は教育長のお考えの下、不登校児童生徒だけではないのですけれども、誰一人取り残されない、誰もが安心して楽しく学べるというのですか、魅力ある学校づくりというのをお願いをしたいと思います。

この部分とあと大項目1については終わらせていただきます。

次、大項目の2番目、医療介護ICTについてお

聞きをいたします。小項目1では、医療と介護の現場における変化等を含めた現状と登録される方へのメリット及び本事業を推進されている中での課題等についてお聞きをいたしました。令和3年度に本格的に稼働されて3年ですか、たちますけれども、以前お聞きしたときよりもまたはるかに推進されているなというふうに思いました。協議会を設立されて、協議、シンポジウム、推進に向けた取組がされているという部分と、昔は電話、ペーパーが主だったと思うのですけれども、今は本当にICTを活用されて、誰でも情報共有ができてきているという部分で、かなり登録者においても医療、介護の部分の職員さんたちにおいても結構情報共有ができて、スムーズな取組ができてきているような状況になっているのかなというふうにも感じております。以前システム上で、たしか事業所によっては自社、独自に持っている業務用ソフトがあつてとか、二重入力がされてとかしている部分があつて、そういう何か課題の部分、以前の一般質問でお聞きしたことがあつたのですけれども、そういった課題というのは解決されたということでもよろしいのですか。今はスムーズに一つの、医療でいったらID-Linkだったですか、介護のほうだったらTeamで、そっちほうで一本化されてやられているということでもよろしいのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） たいいまの御質問ですけれども、令和4年の第2回定例会でそのような御質問いただいたところですが、現時点におきましては運用開始されて3年がたち、現時点では入力の手間だとか、そういったことについての困ったことというのは特になく、スムーズに運用されているというふうに聞いています。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 分かりました。現在

は、スムーズに進められているということで認識いたしました。また、課題等について個人情報、今取扱いということで、いろいろ研修もされているということで、システム上のセキュリティーであつたり、その辺のところもしっかりされているということで御答弁がありましたので、理解をさせていただきます。

次に、御家族との連携の部分なのですが、医療の部分については医師、看護師との連携だつたり、介護の部分については介護職員との、決まった担当者を決めてですか、御家族との連携がされているというような御答弁だつたと思います。今現在システムへの加入ということではできないような状態だというふうには思うのですけれども、本市においてもやっぱり高齢独居世帯とか高齢の夫婦世帯について増加傾向にあるというふうに思っております。やはりその御家族たちというのは、市外また遠方に居住されている方が多くいるのではないかなというふうに思っているところであります。先ほど申し上げましたけれども、医療介護連携ICTという部分については、やはり登録者本人のみならず、その御家族にも安心していただける取組でなければならないと考えているところです。今現在の部分ではしっかり電話等でのやり取りというのはされているというふうには答弁で確認できましたけれども、特に遠方に居住している御家族、やっぱり親は現在どんな状況にあつて、どのようなケアを受けているかなどの情報が例えばスマートフォン等で確認できるようになれば、さらに安心感も増すというふうに思います。また、そういった部分では御家族との連携の幅も広がりますし、ICTの進化につながっていくのではないかなと私は思っております。この件についてですか、これは一般質問で2回ほどお聞きしているのですけれども、令和3年3月に一回お聞きしました。そのときスマートフォンによるシステムの活用については技術的には可能だと。今後のネットワークの経過を見ながら検討していきたいとの

御答弁がありました。その次に聞いたのがその1年後です。令和4年6月にお聞きしたのですけれども、このときはやっぱりこのシステム、医療、介護の情報、まずは事業所同士で連携をしていく、共有でしていくというつくりで現在やっていますのでというところで、また個人情報の問題、セキュリティの問題があって、今は事業所間でしか利用できないというふうに思っていると。御家族向けの部分については、セキュリティの観点から別なネットワークでやるべきなのかなというふうにも思うけれども、一部別なところとか、別な自治体、こういったこともやっているの、今後ICTの進化を含め、どういった形でやっていけるかということは研究をしていきたいと、こういう御答弁をいただいたところであります。それで、1つ確認をさせていただきたいのですけれども、その後どのようにこの部分検討され、研究をされてきたのか、その内容を含めてICTの進化に向けて今後どのように進めようとお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 御家族との連絡ということでの御質問で、令和3年の第1回定例会のとき、このときはこの医療介護連携ICTがスタートする直前といった段階、それから令和4年第2回定例会のときは始まって1年経過したという段階だと思えます。それぞれその時点での答弁になったと思うのですけれども、やはりこの医療介護連携ICTそのものの目的というものが医療と介護の連携を目的としているということでございます。先ほども答弁申し上げましたが、御家族を登録するというシステム上になっていないということ、それでありまして御家族との情報の連絡といえましょうか、そういったことは非常に大事だろうと考えております。ただ、この医療介護連携ICTの中で御家族を登録するかどうかということに関して申し上げますと、令和

4年の第2回定例会で御答弁させていただいた個人情報のこともありますし、また利用者御本人と御家族との関係というものも様々で、良好な関係が保たれない場合もあるかもしれないといった懸念もありますものですから、この医療介護連携ICTとは別に、遠藤議員がおっしゃいますとおり、様々なICTの技術を活用して遠方にいらっしゃる御家族に御安心いただくことというのは大事なことだと思いますので、先ほども御答弁申し上げました、まず医師や看護師、あるいは介護支援専門員やサービス提供事業者の職員からの連絡などはこれまでどおり丁寧に対応していくということの中で、ICTの活用というのはまたその中の検討になってくるのだろうかと思えますので、医療介護連携ICTとはまた切り離れたところで御家族との連携などについては考えていくものではないかと考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） なかなか本市においてのシステムへの加入というのは厳しい状況なのかなというのは私も本当は認識していたところなのですけれども、それが最終的に本当に検討、研究をされたのかなというところもあるのですけれども、毎回答弁される室長が、今回で3人目なので、それぞれ違うのです。内容を検討されてきたときのメンバーも多分違うと思えますので、毎回答弁いただく方が違うものですから、しっかりとこの研究をしていただきたい部分はありますので、やはりこういうやり取りで、こちらが質問したことに対して例えば研究していきたいというのであれば、本当に研究結果というものは聞きたいところでもありますし、知らせるべきでもあると思えますし、確かに今後家族の連携の部分というのは、今田畑室長も言いましたけれども、今後ICTを進化させる上で考えていかなければならないと。本当に今後そういうICT化に、御家族の連携の部分、そういうふうに考えているのかちょっと再度お聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま遠藤議員から御本人はもとより、特に遠方にいらっしゃる御家族の方々、恐らく議員の耳にもそういう方々からの御意見も入っているのかなということで、私も詳しく聞かせていただきました。今後進めていく上で、いろんな今システムとか機械がございまして、コロナ禍を経まして、私特別養護老人ホームにいたこともあるのですけれども、昔面会といいますと直接会うことしかできなかったのですが、今はZoomというシステムを使って、例えば外国の御家族と、前この議場でも答弁したことございますけれども、そういうようなやり取りができるようになってきたりという現状もございます。御家族や御本人、もしくは介護事業所が何を求めている、かつ何がネックになっているかということの一つ一つ押さえさせていただきながら、市としてどういうことでお手伝いしたり、どういうところで音頭を取っていったりというようなことがすることができるのかということ、また議員の皆様からも御意見頂戴しながら研究してまいりたいというふうに思いますので、今後とも御教示、御示唆いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） やはりこの医療介護連携ICT、この事業、必要な事業であり、本当に重要な事業であると思っております。そのためには、多くの市民の皆さんにも理解をいただくということはさらに必要だなというふうに感じているところでありますけれども、やはり家族との連携の部分というのも今後重要になってくると私は思っております。以前部長とお話しさせていただいたときもなかなか良好な御家族関係にある方ばかりではなく、話をしたくないというような御家族間の関係もありますでしょうし、なかなかこれは難しい部分であると思っておりますけれども、

やはり御家族との連携の部分についてはまた違うやり方でぜひ、名寄市独自の何かあると思いますけれども、できると思います、名寄市であれば。そういった家族との連携の部分をつくっていただいて、できればもっと御家族にも見えるネットワークづくりというのですか、そういった部分での医療介護連携ICTになればいいなというふうに私思っておりますので、また改めてお聞きいたしますので、今日はこの辺で質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

ノルディックスキー競技場の整備について外1件を、清水一夫議員。

○7番（清水一夫議員） ただいま議長から指名をいただき、大項目2点にわたり質問をします。

大項目1、ノルディックスキー競技場の整備について、小項目1、ピヤシリジャンプ台の改修工事について。今年の開幕戦として全日本A級公認サンピラー国体記念第21回サマージャンプ大会に国内外から100名の選手が集まり、熱戦が行われました。そのような中、ジャンプ台を見ると老朽化による損傷等が見られ、また近年は2月に雨が降り、3月には暖気でアプローチの滑走面の氷が解け、ジュニアオリンピックでは1本しか飛べなかったことがありました。令和6年度予算査定では、地元にはジャンプ少年団がなく、市民の利用する機会が極端に少なく、大型改修の設備投資によるリターンとリスクバランスで見送りとなりました。そこで、アプローチとランディングバーンを分離して、アプローチをアイストラックに改修し、ウインドファクターを新設して、国際級のジャンプ台にしてはどうかと思いますが、見解をお聞きします。

小項目2、健康の森のクロスカントリーコース場の整備について。このことについては、今年度予算に計上されていますが、どこをどのように整備するのかお聞きします。あわせて、計画的にコ

ースを整備して、日本一のスキーのクロカンコースに整備してはいかがと思いますが、見解を伺います。

大項目2、外国人労働者就労について、小項目1、外国人特定技能者及び技能実習生の現況について。このことについて国別、業種別、男女別など本市の現況について伺います。

小項目2、にほんごひろばについて。外国人材の活用が増加傾向の中、日本語の学習機会の提供などを目的に市が企画し、9月以降3月まで11回予定していますが、8月3日の説明会でどのような手応えを感じたのか、また今後をどのように運営していくのかを伺います。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 清水議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目2、小項目1を産業振興室長から、ほかを私から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、ノルディックスキー競技場の整備について、小項目1、ピヤシリジャンプ台の改修工事についてお答えいたします。ピヤシリジャンプ台の整備につきましては、本市の大会、合宿誘致や国内ジャンプ育成、強化において計画的な改修が必要な時期であるとの認識であります。また、ニーズに合った新たな設備の導入の必要性も強く感じているところです。今年度の予算については、議員からの御指摘のとおり、設備投資に対するリスクバランスを考慮した中で見送りになりました。改修には大きな予算が伴いますので、引き続き関係団体の皆様と協議、検討しながら今後の改修について財源確保策も含め検討してまいります。

次に、小項目2、健康の森のクロスカントリーコース場の整備についてお答えいたします。クロスカントリーコースの整備ですが、令和4年度に名寄地方スキー連盟の皆様と一緒にコースを回らせていただき、コース整備の現状と問題点を確認

し、令和5年度から9年度にかけて5年間の整備計画を策定しており、順次整備を行っているところです。今年度は、スタートから3.2キロメートル付近の支障木伐採、抜根、枝払いを行うとともに、0.4キロメートル付近の暗渠整備及び盛土工事を行います。さらに、令和7年度から9年度にかけ支障木伐採、枝払いのほかU字側溝、素掘り側溝、暗渠、プラヒューム管、トラフ等の設置、盛土、切土等の工事を予定しているところです。

次に、大項目2、外国人労働者就労について、小項目2、にほんごひろばについてお答えいたします。8月3日に開催しましたにほんごひろばでは、初回ということもあり、自己紹介や学生ボランティアによる名寄の紹介を行い、今後の参考とするためどのような日本語を勉強したいかなどのニーズ調査を行いました。日本語に対する学びについては、会話の練習がしたい、会話と漢字を覚えたい、会話と文法を覚えたいなどの意見が出ており、日本語で会話をする場づくりの必要性を認識いたしました。今後は、多くの市内在住の外国人に参加してもらい、会話を中心に生活に役立つ日本語を学んでいただくとともに、日々の悩み相談、外国人同士、または市民とコミュニケーションが取れる場づくりを行ってまいります。今年度については、他市の実施状況を参考に試行錯誤しながら実施基盤を固めていき、来年度以降日本語教師の配置、市民ボランティアには研修を受け、日本語学習支援者として参加してもらい、外国人のニーズに合わせた日本語教室を開催してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 私からは、大項目2、外国人労働者就労について、小項目1、外国人特定技能者及び技能実習生の現況についてお答えいたします。

本市における外国人労働者数は、8月30日付

で150名となっており、うち技能実習生はカンボジア、ベトナム、ミャンマー、中国、インドネシアから男性15名、女性9名の合計24名が登録されております。また、特定技能者は、インドネシア、スリランカ、ネパール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、モンゴルから男性49名、女性21名の合計70名が登録されております。現在隔年で実施している労働実態調査において、外国人労働者の就業状況についても人材確保対策に向けて調査しておりますので、最新の就労先の傾向が把握できるものと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） それでは、順次再質問を行います。

まず、ピヤシリジャンプ台の改修について、答弁では関係団体と協議して検討するという答弁でしたが、改めて、銭はかかる、予算はかかる、確かにジャンプ少年団は地元にはありません。しかしながら、市内の小中学校の児童生徒は課外、隣町に行って練習をしています。また、旭川の高校に通っている生徒は、土日市内の自宅から同じく隣町に行って、練習に打ち込んでいます。また、昨年2023年1月に発足したNAYOROからジャンプの実行委員会は、会目的にスキージャンパーの発展と魅力を発信するとともに、名寄出身のジャンパーの育成であります。このことを検討する際、考慮にいただければと思いますが、改めて見解を伺います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） どの分野、どの競技においても名寄出身の選手が活躍するというのは、これは市民にとって大変喜ばしいことであり、子供たちにとっても非常に夢のあるお話になるというふうに私どもも思っております。ジャンプ競技におけるジュニア育成に関しては、ちょっと以前に名寄地方スキー連盟の事務局と意見交換をさせていただいた経過がございますけれども、

隣町、いわゆる下川との連携が現実的には望ましいのではないかと、そのような意見交換の状況でございました。お話もありましたけれども、NAYOROからジャンプ実行委員会、こちらの活動についてはジャンプ競技の応援、それから支援といった趣旨で活動していることは我々も伺っておりますけれども、選手の育成に関してどのようなプランをお持ちなのか、ちょっとまだ意見交換等はしたことがないものですから、そういったところから意見交換を伺ってみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 検討をよろしくお願いたします。

クロカンコースの整備について、先ほど答弁では5年間の整備計画を策定という答弁をいただきました。名寄地方スキー連盟の関係者にこの整備計画を提示して協議をしているのか、協議。

2つ目、ゴール手前の整備について、予算で暗渠の答弁もいただきましたが、私はゴール手前1キロ地点の白山神社の下の登り口、また小原さんのお宅の西側斜面、下り坂のところに水がたまります。何回か見て回りましたが、工事の形跡はありません。私がここで強調したいのは、異常気象で雪が少ない、本州では降ってもどか雪で、すぐに溶ける、また人材不足で競技開催運営等が困難であるからこそ行政と大会主管等の情報を共有し、互いに連携して、計画的にコースを整備して、全日本級の大会開催を固定化し、交流関係人口の拡大の大チャンスではないでしょうか。これは、ジャンプ台改修工事と同じであり、改めて見解を伺います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今たくさん多分いろいろ質問いただいたのかなというふうに思います。ちょっと整理し切れない部分がございます。申し訳ございません、指摘いただけたらと思います。

まず、この計画を策定する、これは競技団体のほうと共有できているのかといったような質問があったと思いますけれども、これ最初にお答えしたとおり、この計画をつくる段階で一緒にコースを回らせていただいて、現状のコースの課題を共有しながら5年間の整備計画を立てて、その中でいいコースにしていこうということで確認を取らせていただいておりますので、この整備計画については共有がされているものというふうに私は認識しております。

それから、今議員から御指摘いただいたそれ以外というか、気になるコース整備についてなのですが、場所についてなのですから、やはり大会、年月を重ねるごとにコース状況というのはどんどん変わっていく可能性はある、これは十分承知しております。そういった計画以外で不都合が生じた場合には、それは我々も一緒にお話聞きながら、対応していけるものについてはそこは対応していかなければならない部分もあるのかなというふうに認識しております。

それから、いろいろいいコースにして、大会を固定化してというお話がございました。この出口としては、我々としても同じ気持ちでありますし、心をつににするものだと私は思っておりますけれども、まずはここに単純に本当に競技団体の御協力がなくてはこれは大会運営というのはできないものでございますので、しっかりと競技団体と連携を深めながら、こういった名寄にしかない地域の魅力、それから雪を生かした、こういった大きな大会がしっかりとこの名寄で開催できるような、そんな地域を確立するための動きというのはしていきたいなと思っておりますし、それからやはり計画を立てたというのは、計画的にしっかり予算措置を見ながら年次ごとに整備していくという、これは長期的な、中期的な計画を立てさせていただいておりますので、そこをしっかりと積み上げながらいいコースをつくっていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） （9月20日 清水議員発言により削除）

あと、暗渠の件、分かっているのだ、整備。多分暗渠で予算を立てたと思いますが、おととい行ったのだ。私が言った箇所、1回目と一緒に回った。工事の形跡はないのだ。ない。本当にやっってください。俺、大会も確かに、スキー連盟は道から言われてやる。それは、名寄スキー連盟の顔として、誇りとしてやる。行政は、確かに一例を言うとなんか雪車なくてはコースはできないのだ。昔は、私が自衛官のときはスキーで歩いて、第1回目の国体のときもやりましたけれども、今はスケートでちゃんと雪を締めないと大会はできない。  
（9月20日 清水議員発言により削除）

暗渠は工事はまだ雪降らぬから、必ずやってくれると思っておりますが、改めて部長、答弁あればお考えを聞きます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） （9月20日 清水議員発言により削除）

それから、工事については、今お話ししたとおり、予算措置が既にされておりますので、雪降るまでには工事着工して、整備がなされるものと。答弁させていただいた箇所については、予

算措置、今年の予算委員会でも既に数字がのっておりますので、そういった部分では工事はされるものというふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） よろしくお願ひします。

それでは、大項目2、外国人労働者就労についての本市の状況、一昔前は外国人労働者は中国から来て、黒竜江省から来て、農業実習で雪が降ったら帰る、こういう状況でありましたが、今国別ではたくさん来ているので、書けませんでした。後で聞きに行きます。認識を新たにしました次第であります。

そこで、外国人就労者に対してのにはんごひろばについて再質問をします。このにはんごひろばの講師及び名寄大学の学生3名はボランティアとして参加していますが、予算を計上してはどうかと思ひますが、考えをお伺ひします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今にはんごひろばの対応、事業に参加している、協力いただいている方の対応についてということかなというふうに思ひますけれども、現在は交流推進課の職員とボランティアによって開催をしている状況です。職員と一緒に日本語を教える教師の方については、日本語教師の経験はないのですけれども、日本語教師に必要な講習を受けておりました、外国人への日本語教育を重要視し、来年度の本格始動に向けてボランティアとして今参加をいただいているといったような状況になっております。大学生につきましても、名寄大学のスタディーツアー、こちらに参加をした経験のある学生たちが外国人との交流に興味を持っていただいております、自ら参加を希望してくれているというような状況で今年行っているところです。今年度については、一緒に勉強しながら開催しております、ボランティアとしてさせていただいておりますけれども、来年度からは講習を受けて、スタッフとして参加

してもらうため、財源の確保を目指して事業設計してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 来年度の財源を確保、よろしくお願ひします。

外国人介護士特定技能1号について再質問をします。清峰園で勤務している外国人介護士特定技能1号は、最大で5年間就労が可能で、介護福祉士の国家資格を取得することができれば、在留資格介護に変更し、永住して働くことができます。このことは、現場における慢性的な人材不足と空きベッドが解消でき、そのために介護福祉士の国家資格取得のサポートをしてはいかがと思ひますが、お考えをお伺ひします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 健康福祉部で所管しております清峰園の関係でございましたので、私のほうから答弁させていただきたいというふうに思ひます。

名寄市社会福祉事業団におきましては、今議員お話しされたとおり、介護人材として特定技能外国人を採用する時点で面接を行いまして、介護福祉士の国家資格を目指しているかを確認をさせていただいているところでございます。今般事業団で採用しています外国人の皆様は、全員資格を取って、在留資格の期限の5年を超えて日本で働きたいという意向でございますので、5年後を見据えて資格取得のサポートをしていくことと考えております。今お話ありましたように、市で開催しております、昨日もありましたが、にはんごひろばでの日本語の支援に加えまして、勤務する特別養護老人ホーム清峰園におきましても介護技術はもとより、日本の介護保険制度など介護福祉士に必要な知識を学んでいただく機会を設けさせていただいているところでございます。実際に介護福祉士の受験資格を得ることが出来ますのは勤務に従事してから3年の実務経験が必要でございます

ので、その後ということになりますので、そのときまでに時間をかけて資格取得のサポートを続けていきますとともに、国家試験合格後も名寄で、必要であれば家族の方も帯同いただいて、長期に働き続けていただける環境を整えていくよう考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） サポートよろしくお願ひします。たしか1年前来たネパールの女性、来年3年になるから……

○議長（山田典幸議員） 再来年。

○7番（清水一夫議員） よろしくお願ひします。

居住環境について質問します。私の町内会に清峰園に勤務している4人の外国人は、一戸建ての中古住宅に居住しています。聞きますと、一人一人間仕切りをした部屋にFF式ストーブが備付けと聞いております。夏の暑い時期はエアコンがなく、扇風機で対応しているとお聞きしました。せめて窓エアコン、または気化式の冷風機を設置してはいかがと思いますが、お考えをお願ひします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま御質問いただきました。外国人の住む宿舎が議員のいらっしゃる町内会で今お世話になっているということで、まずもって今年いらしゃった外国人の方々の歓迎会ははじめ、様々な町内会行事も交ぜていただいて、歓待していただいていることをこの場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。清峰園は、市が設置いたします特別養護老人ホームでございますが、運営につきましては御承知のとおり社会福祉法人名寄市社会福祉事業団が指定管理者の下、行わせていただいているところでございます。園の建物の大規模改修や一昨年行いましたエアコン設置等につきましては、市の予算におきまして対応させていただいておりますが、それ以外につきましては名寄市社会福祉事業団の予算で執行させていただいて

おります。先般議員協議会でも御説明、お知らせさせていただいたとおり、事業団の予算につきましては、市からの指定管理料も増加している状況でございますことから、職員の個別の宿舎にエアコン等を設置するという考えは持ち合わせておりません。事業団で働く外国人の皆様はネパール国、スリランカ国の出身であり、私も何度かお話しする機会がありまして、昨日にもほんごひろばにちょこっと時間があつたので、お邪魔させていただきましたが、そのとき今年の夏どうでしたかとお伺いしたら、施設の中もエアコンが効いていて、外、自転車で通勤されているそうなのですが、その間は若干暑いですが、家の中は扇風機で私たちは十分耐えられておりますということで、冬は結構つらいそうなのですが、冬の部分につきましては、先ほど申し上げたように、各部屋にFF式ストーブを設置させていただいて、寒くないような対応をさせていただいておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） リップサービスだよ、扇風機、暑い。あの家、夏は暑く、冬は寒い、そういう住宅であります。

ここでもう一点、これからストーブをたきます。一番恐ろしいのは火事、火災であります。現場の教育等、継続的な指導が必要かと思いますが、お考えをお聞きします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今議員お話ありましたように、ストーブはもとより、ガスだとか様々な危険物を設置している状況でお暮らしいただいておりますので、地域の皆様に御迷惑にならないように、かつそういう地域でいろんな歓待行事していただいているということは、地域に対するいろんな思いも外国人の方々も思いながらお暮らしいただいているように聞いております。そういう思いを裏切らないような生活をしていって

だけるといふふうに思っておりますし、施設というか、事業団でもそうですし、あと特定技能の仕組みの中で来ていますので、定期的に母国語をしゃべれる方がきちんとリップサービスではない本音の部分も引き出せるような対応も適宜させていただいておりますので、今後とも何かございましたら御意見頂戴できればありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

---

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

---

散会 午後 2時30分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 水 間 健 詞

署名議員 川 村 幸 栄

令和6年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和6年9月10日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 説明員

市長	加藤剛士	君
副市長	橋本正道	君
教育長	岸小夜子	君
総務部長	木村睦	君
総合政策部長	石橋毅	君
市民部長	松田慎司	君
健康福祉部長	馬場義人	君
経済部長	山田裕治	君
建設水道部長	東聡男	君
教育部長	伊藤慈生	君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸	君
市立大学事務局長	水間剛	君
こども・高齢者支援室長	田畑次郎	君
産業振興室長	櫻田孝臣	君
上下水道室長	佐藤美香	君
会計室長	鈴木康寛	君
監査委員	岡川進	君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 佐藤 靖 議員

15番 東 千春 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

子ども・子育て支援事業計画の成果と課題について外1件を、谷聡議員。

○5番（谷 聡議員） おはようございます。議長の御指名がありましたので、通告順に従い、大項目2点について質問をさせていただきます。

まず、大項目の1点目、子ども・子育て支援事業計画の成果と課題について。第2期子ども・子育て支援事業計画は、今年度が最終年となります。本年4月には認定こども園あいあいが開園するなど、着実に同計画の推進が図られていると推察するところでございますが、少子化には歯止めがかかっていないなど今後に向けた課題もあるのではないかと考えているところでございます。

そこで、小項目の1点目、認定こども園あいあい開園に伴う待機児童の解消について。市がこれまで抱えていた待機児童解消に効果があったか伺います。

小項目2点目、第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況について。10月から医療費助成が高校生年代まで拡大されるなど、あいあい開園のほか計画に基づき推進された取組についてお伺いをいたします。

小項目3点目、次期計画の策定に当たって。現

在策定に向けて取組を進められているところだと思いますが、その進捗状況とどのようなところに重点を置いて計画策定に当たられるかについてお伺いをいたします。

大項目2点目、受動喫煙防止の取組について。改正健康増進法は平成30年7月に公布され、令和元年7月から学校、病院、行政機関などの敷地内では原則禁煙となりました。それに伴い、名寄市においては名寄市公共施設における受動喫煙防止対策基本方針が定められたところでございます。

小項目1点目、市の公共施設における受動喫煙防止対策について。施設によって敷地内全面禁煙のところと喫煙場所も設置されているところがありますけれども、これらの実態とその理由について伺います。

小項目2点目、市独自の禁煙条例の制定に向けて。スポーツを通じたまちづくりを掲げている市は、率先して独自の禁煙条例制定を目指し、積極的に禁煙に取り組むべきではないかと考えますが、お考えについてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） おはようございます。谷議員からは、大項目で2点御質問をいただきました。大項目1と大項目2の小項目2は私から、大項目2の小項目1は総務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、子ども・子育て支援事業計画の成果と課題について、小項目1、認定こども園あいあいの開園に伴う待機児童の解消について申し上げます。第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画となっており、ここまで4年5か月が経過いたしました。この事業計画に基づいた子育て支援の推進に努めてまいりました。その一つとして、老朽化する公立保育所の建て替えやニーズの高い低年齢児保育に対応するため、本年4月に市立認定こども園あいあいを開園

いたしました。あいあいの開園や東保育所を3歳未満児の保育に特化したことに加え、陸上自衛隊名寄駐屯地への依頼活動を実施し、自衛隊員の家族から3名の保育士が確保できたこともあり、令和3年度当初6人、令和4年度と5年度当初が4人となっております。待機児童は、令和6年度当初はゼロでスタートすることができました。また、民間では3歳以上児を、公立では3歳未満の低年齢児を多く受け入れていくという役割分担を明確にし、連携を図ってきたことも効果があったと考えております。しかしながら、今年度も既に待機児童が出始めており、保育士不足により零歳児の受入れを停止している民間施設があることや昨年度中待機となっております零歳児を新年度から1歳児として各園が定員を超えて受け入れたことが大きく影響しているものと考えております。また、既に次期計画策定に向けたアンケート調査を実施しておりますが、低年齢児の保育ニーズは依然高い結果となっていることから、児童の受入れ体制や保育士の確保など民間施設ともしっかりと連携を図りながら、待機児童の解消に努めていかなければならないと考えているところです。

次に、小項目2、第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況について申し上げます。小項目1で答弁させていただきましたとおり、あいあいの開園や東保育所の受入れ態勢の見直しは、目標としておりました保育施設の充実や低年齢児保育の充実につながる事業であったと考えております。また、第2期計画策定のアンケート調査で屋外、屋内の遊び場の充実が最も要望が多かったことから、令和3年12月に中心市街地にある西條デパートの2階をお借りして、にこにこらんどを開設することといたしました。翌年の令和4年12月には、大型遊具等も設置するなどリニューアルオープンし、令和5年度の利用者は月平均2,485人、1日平均83人となっており、当初の目標、月1,440人、1日48人を上回る多くの皆様に御利用いただき、子育て世代交流の場となる施

設となっております。このほかにも要望が多く、検討することとしておりました子供医療費助成の拡大についても内部協議や関係する医療機関への協力依頼を行い、本年10月より小学生から高校生年代まで助成を拡大することとし、現在準備を進めているところです。各事業の実施や縮小、廃止などを検討する際にも現在の第2期計画と整合性を図り、取組を進めてまいりましたので、最終年度となる今年度についても計画に基づいた事業の実施に努めてまいります。

次に、小項目3、次期計画の策定に当たってについて申し上げます。次期計画の策定に向けての進捗状況ですが、本年1月に小学生以下のお子さんがいる保護者に対しましてアンケート調査を実施いたしました。今回からQRコードを掲載した依頼文書を郵送し、パソコンやスマートフォンから回答していただくよう変更し、回答率は就学前で50.7%、前回は47.8%、小学生では44.2%、前回は43.4%、となり、全体で前回より1.8%の増加となりました。回答いただきましたアンケートの集計、分析を行い、7月に子ども・子育て会議で子育て支援策のニーズ量等について報告をし、計画策定までの今後の取組方針等についても様々な御意見をいただきました。その御意見の中でも昨年4月1日に施行された子ども基本法に年齢及び発達に応じて意見表明する機会が確保されることが基本理念として明文化されたことから、メインとなる小学生、中学生にも意見を聞くべきとの御助言もいただきましたので、今後教育委員会や学校とも調査の方法等について協議をし、準備を進めていきたいと考えております。次期計画の策定に当たっては、第2期計画の達成状況等をしっかりと分析をし、新たな取組となる子供たちからの意見も計画に反映するなど子ども・子育て会議の中でも審議をいただきながら、策定に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目2、受動喫煙防止の取組について、

小項目2、市独自の禁煙条例制定に向けてについて申し上げます。喫煙は肺がんをはじめとするがんや虚血性心疾患、脳卒中などの循環器病、さらにはCOPD、慢性閉塞性肺疾患などの数多くの疾患の罹患や死亡のリスクを高める危険因子となっております。また、そのリスクは、たばこを吸わない方へも及ぶことがあります。令和6年3月に策定しました名寄市健康増進計画「健康なよろ21」（第3次）では、市民の健康づくりを推進する上で喫煙や受動喫煙が及ぼす健康被害や妊産婦の喫煙が及ぼす胎児や子供の影響について啓発しております。健康教室や健診後の結果説明時などにおいて、禁煙の必要性や喫煙が及ぼす周りへの健康被害について正しく認識していただけるよう引き続き普及啓発に取り組んでまいります。健康増進、疾病予防の観点から喫煙率は低ければ低いほうが望ましい一方で、たばこは我が国において長年その使用が容認されてきたものであることから、喫煙率の減少に向けてたばこをやめたいと思う人に対するサポート体制の充実や禁煙の動機づけとなります情報の提供などを進めていかなければならないと考えております。名寄市においては禁煙条例の制定の予定はございませんが、引き続き喫煙率の減少と受動喫煙防止対策の取組を推進し、市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりの実現に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、受動喫煙防止の取組について、小項目1、市の公共施設における受動喫煙防止対策についてお答えいたします。

望まない受動喫煙をなくすため、平成30年7月に健康増進法が改正され、令和元年からは敷地内禁煙となる学校や病院等への規制が開始されました。改正健康増進法では、学校や病院などの子供や患者などが主たる利用者となる施設及び行政機関の庁舎を第1種施設、それ以外の施設を第2

種施設として分類し、第1種施設については原則敷地内禁煙ですが、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場合は特定屋外喫煙場所を設置できることとされております。名寄市においても、こうした改正健康増進法の規定に基づき市の公共施設における受動喫煙防止を図ることを目的に名寄市公共施設における受動喫煙防止対策基本方針を定め、市の主要な公共施設において第1種施設に分類される施設については、敷地内全面禁煙や屋外の喫煙場所を設置しながら受動喫煙を防止するための措置を講じてきております。また、第2種施設に該当する本市の施設においても、各施設の管理者の責務により改正健康増進法にのっとり必要な受動喫煙防止対策の実施に努めてきているところです。引き続き各施設においては改正健康増進法や基本方針に基づき市民の健康増進を図るため、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） それぞれ御答弁いただきましたので、時間の許す限り再質問に移らせていただきたいと思っております。

まず、大項目の1点目、待機児童の関係です。今年度4月には待機児童がゼロになったという御答弁ございました。これ今まで大変名寄市では待機児童というのが結構大きな問題になっていたのではないかと思いますけれども、ゼロになったというニュースはあんまり新聞報道等、私見逃したかもしれないのですけれども、ちょっと拝見していません。非常にいいニュースだと思うのですが、これは何か外部に向けてPRとか、そういうものされた経緯というのはあるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 名寄市として先んじて何かPRをさせていただいたという実績は持たせていただいておりますが、道のほうになるかというふうに思いますけれども、全道で待機

児童の数だとか、国において待機児童の数を4月1日時点で把握するという状況がございますので、そちらのほうの内容について報告をさせていただいて、全国、全道規模のほうで数字のほうは出ているというふうに承知しているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 現在はゼロではなくて、ちょっと待機人数が出てしまっているというような状況だというふうにお伺いしましたが、ゼロになった時点で非常にプラスの効果のある報道になるような、そういったPRも必要ではないかと思っておりますので、ぜひ今後御検討いただきたいなと思っております。

それで、小項目2点目でございます。第2期計画に基づいたあいあい開園や保育ニーズに応じた民間との役割分担等で一定の効果があったと感じるところでございますけれども、ただ人口は減っていても共働きの増加などで保育ニーズが依然高いということでございます。保育士不足は、民間も含めて大きな課題であるというふうに考えておりますけれども、保育士の確保に向けた取組や今後の予定があればお伺いをいたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今議員から御指摘いただきましたように、実は先ほど壇上でも答弁させていただきましたが、保護者向けにアンケートを取らせていただいています。第2期計画と第3期であります今回ということになりますが、ちょっと全ての検証ができていないわけではございませんので、粗い検証には一部なところもあるかと思っておりますけれども、稼働されている家族の累計でいきますとフルタイムとフルタイムの御夫婦というか、のところとフルタイムとパートタイムの御夫婦の方々の割合が前回は52.5%だったところが今回は55.5%というふうなことで、約3%ほど増加をしているということで、恐らく御

主人というか、夫の方々よりも妻の方々が働く率が増えてきていらっしゃるのかなど。これは、人材不足というようなことも起因しているのかなどというふうに思っております。保育所を望まれる方々が増えてきているというのもそういうところにも一部起因はしているのかなどというふうに思っております。今御質問いただきました保育士の確保に向けてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、陸上自衛隊名寄駐屯地さんなどの事業所に向けての依頼ということで、名寄市の場合御承知のとおり転勤族の皆様が大変多いということもございまして、実は転勤によって転出される方もいらっしゃるのですけれども、転入されてくる方も多数いらっしゃるということで、その中で御家族で名寄にお見えになった場合は保育士資格をお持ちの方が市民として在住されるという可能性もあるということで、1階の市民課だとか、あと2階のこども未来課の窓口等々に保育士を募集していますというポスターを貼らせていただいております。また、陸上自衛隊名寄駐屯地さんにおきましては、年に何回か定期的に異動があるということでお聞きしていますので、昨年朝礼のときにお時間を頂戴してお話しする時間をいただいたということもございまして、今後も朝礼等の時間、異動のときに状況を見ながら新たに来られた隊員の御家族の方々に対してもそういうアピールをしていきたいなというふうに思っております。そのほかにハローワークだとか、そういうようなところに対してもポスター掲示とかを依頼していきたいというふうに思っています。

あともう数点ございまして、今年度から実は上川北部の待機児童というのが大変北海道の中でも多いという傾向にあるということもございまして、北海道や上川総合振興局、それと名寄市立大学と連携した取組を進めさせていただいております。今年も4月以降一度集まりがございましたが、管内各園で問題点の洗い出しだとか、振興局で各自自治体の補助金や各園の取組状況などをホームペー

ジに掲載して、保育士の採用試験の状況などを名寄市立大学と同じ保育士養成をしています旭川市立大学の短期大学部のほうに発信をしていただいているというようなことを実施していただいています。また、保育士の確保事業ということで、保育所の運営のコンサル、マネジメントでしょうか、保育所の運営のコンサルにも新規事業として北海道さんのほうで取り組んでくださいます、名寄市のほうでもというようなお声がけをいただきましたので、エントリーさせていただきまして、保育士確保を含めた運営に関する分析や提案を今後受けていく予定というふうになっております。また、令和6年度の保育士にも活用できるように奨学金の返還事業が本市におきまして開始をされまして、採用募集でPRをしていただくように民間の事業所にも周知をしています。月1万円5年、名寄市立大学においては月1万5,000円を5年というような形になっております。また、昨日も一部答弁の中でお話しさせていただきましたが、名寄市立大学の保育学科の学生にあいあい完成後見学会を実施させていただいたほか、今後も多くの学生に関わってもらい、昨日申しあげました公開保育だとか、あと一部学生の皆さんにアルバイトとして関わっていただくとか、あと市内の民間の園も含めた各園での見学ツアーなども実施をさせていただいて、名寄で働きたいというような事業を今後展開していければなというふうに考えているところでございます。また、この後になるかというふうに考えていますが、実は健康福祉部、保育士と保健師を関連しております、総務部とも連携しながら、実は保健師のほうは一部札幌圏も含めて学校回りをさせていただいていますが、今月来月に向けて道内の保育学会がある養成機関を訪問して、新設したあいあいの内容だとか市内の保育状況等々を学校のほうにPRさせていただくとともに、それぞれの学校を回らせていただくことで学生さんがどのような考えを持っているのかということをお聞きした上で、また様々な対

策を練るための情報を得てまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） いろんな取組でもって保育士の確保に向けて努力しておられるということでございます。今後とも確保に向けた取組を進めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、小項目3点目の関連でございます。次期計画の策定に当たっては、現在アンケート調査等を行って、集計も進んでいるというふうにお伺いいたしました。そこで、ちょっと1つお伺いしたいのは、このアンケートの中に例えば学校給食費の部分なんかは含まれていたのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 確実に出たかどうかまではちょっとすぐ今お答えすることがあれなのですけれども、次期計画に当たりましては今議員がおっしゃった学校給食の無償化を盛り込むだとかという個別の施策等につきましては、今後第2期計画の達成状況等の分析を確実に実施をしていくということが必要なというふうに考えているところでございまして、現在のところ関係部署を巻き込んだの形がこれからという形になっていくものですから、今後庁内で議論、関係部署と連携を図りながら目標の設定を図っていくという予定でいるところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 子育て支援については、何か保護者については大変大きな関心事でもあるでしょうし、大きな効果が期待できるのではないかと思っております。学校給食費の無償化につきまして、私昨年第2回定例会におきまして質問させていただいたところでございます。小学生だけでも先行してですとか、あるいは第2子以降に限ってなどと提案させていただいたのですけれども、

今年米価の高騰ということもあって、今後ますます保護者の負担増が見込まれるのではないかとこのように思っております。そこで、例えば主食分だけでも無償化するとか、そういった取組、いろいろな切り口があると思いますので、段階的でもいいと思うのですけれども、給食費無償化を次期計画に取り込むべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 今計画に盛り込むべきではということでしたが、先ほど馬場健康福祉部長からも答弁がありましたとおり、現在教育部と健康福祉部ではこの件に関して協議はまだ具体的に行っておらず、今後個別に検討することもあるかと思っておりますけれども、現在教育委員会としては給食費の無償化については検討している状況にはないということで御答弁させていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 健康福祉部と教育部と教育委員会ですか、ぜひ連携を密にしてこの問題に取り組んでいていただきたいということを申し述べさせていただいて、大項目の1点目については終わりたいと思います。

続きまして、大項目2点目でございます。まず、施設によって敷地内に喫煙場所を設けるか否か、施設管理者がそれぞれ定めているというような御答弁であったかというふうに思っております。そこで、ちょっと絞ってお伺いしたいのですが、ではこの名寄庁舎の敷地内に喫煙場所を設けている理由について再度お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 名寄庁舎に屋外の喫煙場所を設置している理由ということですが、庁舎を使用する方々で喫煙される方のために設置しているということになっています。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） それでは、お伺いいたします。

敷地内に喫煙場所を設置する場合に施設管理者が義務として実施すべき事項、これが3点ありまして、喫煙場所を明確に区画する、それから喫煙場所である旨の標識を掲示する、3点目として施設利用者が通常立ち入らない場所に設置するという3項目がございます。これらの条件、この市庁舎の喫煙場所は満たしている状態でしょうか。お伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 名寄庁舎につきましては、御存じのとおり喫煙場所につきまして庁舎の南側、約30メートルほど離れた場所に設置させていただいています。区画につきましても赤と白の車止めポールで区分させていただいております。通常庁舎を利用する方が立ち入らない場所というふうに考えているところでございますし、標識につきましても設置しているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 標識については、私も昨日の帰りに拝見したらついていました。ただ、私がこの質問通告をした時点、先週の28日だったと思いますけれども、少なくとも私は確認できなかったというふうに考えています。これは、名寄庁舎の喫煙場所の標識はいつ設置されたのかお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 答弁が少し足りなかったかもしれませんが、確かに標識につきましては、ちょっと正式な日にちまでは覚えていませんけれども、この御質問いただいた際に改めて御確認させていただいて、標識のほうは取り付けさせていただいたこととなります。よろしくお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） それで、先ほど設置理由の中というか、それ1つが理由だったというふうに記憶していますが、来庁者のための喫煙場所だという御答弁があったと思います。標識がない状態でなぜ外部からの来訪者が喫煙場所を認識することができるのか、これは私も分からなかったのですけれども、ちょっとその辺どうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 喫煙場所なのでございますけれども、昨年7月にちょっと移動させていただいたのです。そもそももうちょっと南側の今の自転車駐輪場のところにございまして、そのときまでは庁舎の玄関の入り口に喫煙場所はここですというような掲示物を貼っていたのですけれども、その後南側の今のところに設置した際に、申し訳ないですけれども、ちょっと周知する掲示物については貼ることを失念させていただいていたということでございますので、今後につきましては周知するそういった掲示物についてもしっかりと貼らせていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 私の質問の趣旨はちょっと掲示をしっかりと進めるべきとかということでもなくて、できれば敷地内禁煙にするのが望ましいのではないかとこのように考えているところでございまして、今まで統計は取っていないと思いますけれども、そこの市庁舎の喫煙場所を使用しているのは来訪者が多いのか、それとも市の職員が多いのかといったような調査ってされたことがありますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 喫煙所で誰が吸っているかというような調査は、したことはございません。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 先ほど来受動喫煙防止

が大事だというようなことも健康福祉部長からの答弁でも明らかなようでございますけれども、私もそう思っております。敷地内に喫煙場所を設置しなければならない理由、来訪者のためということではございますけれども、では来訪者はないとどういう支障があるのか。例えば中には職員の方で吸っている方もおられるでしょうし、今最近あんまり一般的ではまだない言葉の中にサードハンドスモーク、これは残留受動喫煙というものなそうでございます。喫煙した後も存在する目に見えないガス状の有害成分を吸い込むこと、喫煙者の吐く息ですとか髪の毛、喫煙者の衣服や手指に有害成分が付着するということ、それから喫煙後に吐き出す息がほかの人に影響がなくなるまで約45分間かかるということが分かっているようでございます。屋内禁煙ということだけをもって受動喫煙が防げているというふうに考えているとすれば、たばこの臭いが苦手な人というのは特に敏感なのです。とりわけ妊娠されている方もいらっしゃるでしょうし、こういう方への配慮が少し足りないのではないかとこのように思っています。再度お伺いします。この喫煙場所を廃止することでこういったデメリットがあるというふうにお考えになりますか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 先ほど私来訪者と言った、庁舎を使用される方々が座れる場所だということにお話しさせていただいたかと思っておりますので、当然市役所の中に来られる市民の皆様方もそうでしょうし、もちろん先ほどから議員お話しになっている市職員もその場所に行って喫煙をしているのかなというふうに思っているところであります。デメリットですけれども、やはり今現在は改正健康増進法に基づいて市の方針にのっとりながら、望まない受動喫煙をなくすということがいわゆるマナーからルールに変わっているわけですから、そこの対策を、こういった法律や基本方針にのっとった対策を行っているというふう

に認識しておりますので、そういったことで今後とも進めさせていただきたいというふうに思っております。ただ、一方でそういったことも、いろいろな状況というのもこれからはやっぱり考えていく必要もあるというふうに思っておりますので、そこについては庁内の健康福祉部と、また関連する部署とも協議させていただき時間をこれから考えさせていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 私も市政クラブに所属しながらこのような質問することに相当の勇気と覚悟が要るものでございます。ぜひ総務部長もその覚悟を持って今後取り組んでいただきたいと思っております。

最後になりますけれども、健康増進法の一部を改正する法律第25条、ここに国及び地方公共団体は望まない受動喫煙が生じないよう受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備、その他受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないという義務を地方公共団体は負わされております。このことを考えながら、ぜひ今後進めていっていただきたいというふうに思います。

そこで、小項目の2点目に移らせていただきます。先ほど個別の独自の条例というのは考えていませんというふうな御答弁でございました。私もスポーツとたばこは基本的には相入れないものだというふうに思っております。これは諸説と申しますか、異論はあるかもしれませんが、私自身はそう考えています。冬季スポーツの拠点となるべく全国規模の大会誘致を推進するというを市政執行方針の中で述べておられました。それを市が片や市役所の敷地内に喫煙場所を設置しているということは大きなマイナスイメージであると思えますし、繰り返しになりますけれども、

例えば路上喫煙防止というような独自の条例持っているところがたくさんあります。今こういった条例に向けて取り組まれる予定がないということでしたけれども、そのお考えについて再度お伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 御質問いただきましたが、先ほども条例の制定は名寄市としては考えていないというお話をさせていただきましたが、議員御承知のとおり、北海道におきましては受動喫煙防止条例というのが制定されておりました、様々な取組がなされているところでございます。名寄市におきましても北海道内に所在している市町村でございますので、北海道の受動喫煙防止条例に倣いながら、必要な状況を調査研究しながら対応については進めてまいりたいというふうに思いますし、本年3月につくらせていただきました健康なよろ21（第3次）に基づきまして禁煙等々に進みたいというとか、健康管理に禁煙が必要だという方については保健センターとしても支援をしてまいりたいと、このように考えているところでございますし、御承知のとおり平成19年からですか、禁煙外来が保険制度になりまして、市内の各開業医の皆様におかれましても禁煙外来を選択して、支援していただいている先生方もいらっしゃると思いますので、連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 私もたばこを吸う人がいなくなればいいとか、そういった論点で質問しているわけでございません。たばこを吸う人、吸わない人がそれぞれ快適な生活が送れるよう、そのためには受動喫煙を防ぐというのが何よりも一番大事だというふうに考えているところでございます。今後スポーツを通じたまちづくりを進めていくという名寄市でございますので、ぜひともこの件についてはさらに一歩進める取組をお願いし

て、私の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聡議員の質問を終わります。

聴覚補助機器等の積極的な活用の支援について外1件を、高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問をしておりますので、よろしく願いいたします。

聴覚補助機器等の積極的な活用の支援についてをお伺いいたします。高齢者が聴覚補助機器を適切に選択できる環境の整備についてお伺いします。今日、社会の少子高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しております。実際高齢者が難聴になると人々や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性が高くなると言われております。また、難聴になると耳から脳に伝達される情報量が極端に少なくなり、認知症の発症のリスクが高まるとも言われております。この難聴対策として、聴覚補助機器の活用が有効であると言われております。聴覚補助機器にはマイクで収集した音を増幅させる、外耳道に送る気導補聴器のほかに、骨導聴力を活用する骨導補聴器や耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器があります。高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末永く動き、働き、参加し、働ける地域を築くために聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助機器を選択し、適切に活用できる環境の整備は大変に重要なことであると思っております。

そこで、名寄市の高齢者が聴覚補助機器を選択できる環境の整備や聴覚補助機器の購入費の助成制度の創設についての理事者の御見解をお願いいたします。高齢者が聴覚補助機器を適切に選択できる環境整備することについてであります。そこでまず、地域の社会福祉協議会や福祉施設等の連携の下、聴覚補助機器を必要とする人々への情報提供の機会や補助機器等のお試し利用ができる

場所の整備等、高齢者が自分に合った聴覚補助機器を適切に選択できる環境を整備すべきと考えておりますが、理事者の御見解をお願いいたします。

次に、聴覚補助機器の購入費用の助成制度について申し上げます。埼玉県川口市には、聴力の低下により周りの人とのコミュニケーションが取りにくい方や生活に支障を生じる高齢者の方が補聴器を利用することで生活の質の向上や社会の参加の機会を増やし、住み慣れた地域で健やかに生き生きと自分らしく暮らせるように補聴器購入費の一部を補助する制度が創設されております。補助の対象は、市内に住所を有し、居住する満65歳以上の方で、本人が市民税非課税世帯、または生活保護受給者で、聴覚障がいによる身体障害手帳の交付対象にならない方で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要が認められた方となっております。原則中等難聴程度の両耳の聴力レベルが40デシベルから70デシベル未満の方が対象であります。補助の内容は、2万円を上限として1人1回となっており、購入に要する費用が2万円に満たない場合はその額を補助するものとしております。受付は、令和6年4月から令和7年3月31日までの1年間、申請件数が予算上限に達した場合は期限内で受付を終了するとも言われております。そこで、私たちの地域において聴力の低下に悩む高齢者が医師や専門家の助言の下、自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために購入費用の助成する制度の創設は大変有意義であることと思っております。理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、認知症の人に寄り添った地域社会の構築についてをお伺いいたします。国内の認知症高齢者は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には認知症高齢者が約584万人、軽度認知症、MCI高齢者数が612万人に上ることが推測される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要であると言われております。認知症の

人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が一人の尊厳ある人としてその個性と能力を十分発揮しながら共に支え合っている共生社会の実現を目指し、本年1月に認知症基本法が施行されました。特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であることとともに、認知症施設を具体的に実施するという大切な重要な役割を担っております。認知症の人も家族も安全で安心して暮らせる地域社会の構築への取組が必要とされております。

そこで、本市の認知症に関する知識及び認知症に関する理解を深める取組の推進や認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について見解をお伺いをいたします。1つ目に、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組の推進についてであります。社会の高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って最期まで自分らしく暮らして、地域社会の構築を求めています。そのためにも誰もがなり得る認知症について国民一人一人が自分事として、身近な問題として捉えることが大変重要であると思っております。そこで、行政が軸となり、小学校、中学校の児童生徒、地域の企業、経済団体や町内会等と連携して、認知症サポート講座のさらなる展開や新しい認知症観を定着させる啓発資料を作成、配付するなど、認知症に対する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組を強化すべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

次に、ユマニチュードの普及についてであります。認知症と軽度認知障がいの方を合わせ約1,000万人を超える状況下では、認知症の人や家族等が安心して健やかに暮らせる生活環境の構築が必要と考えております。実際に記憶障がいや認知障がいが起こる中で、当事者や家族の不安から行動、心理症状、BPSDが発生し、またそれまでの家族関係を損なわれてしまうことが少なくあ

りません。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多く住民が認知症に対する適切な接し方を身につけ、認知症の人の行動、心理症状、BPSDの発症を抑制することが特に重要であると言われております。そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを見る、話す、触れる、立つの4つの柱である、相手が理解できるように届けるケア技法であるユマニチュードが注目をされております。介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否をされたり、暴力を受けたりすることがあります。実際に口腔ケアを嫌がり、声を荒げていた90歳の男性に対して看護師がユマニチュードを実施したところ、この男性は抵抗せず、口を大きく開け、口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せた実例がありました。国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担も20%軽減されたとの有効性が確認されております。また、ユマニチュードに先駆けに取り組んでいるフランスの一部施設では、離職をしたり、欠勤する職員が半減したほか、鎮痛剤といった向精神薬の使用量も9割近く減らした報告を受けたそうであります。福岡市では、2016年度家族介護者及び病院関係者、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたそうであります。18年度には、市はまちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入、ユマニチュードの市民講座などの本格展開をしました。対象は、家族介護者や小中学校児童生徒のほか市職員、救急隊員など多岐にわたっております。講座を受けた市民からはもっと早く知っていればよかった、今後は介護する人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと今年4月からは福祉局の中にユマニチュードの推進部を設立、これで認知症の人の行動、心理症状、BPSDの発症が抑制し、認知症の人と家

族の尊厳ある暮らしを守るためユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、理事者の御見解をお願いいたします。

3つ目には、地域における認知症のピアサポートの環境整備についてであります。若年性認知症の方々を含め、認知症の人が生きがいや希望を持ち、その個性や能力を十分に発揮することができるよう認知症の人の社会参加の機会の確保に向けて、家族や事業主が安心して適切な行動が取れる環境整備が必要と言われております。特に認知症を診断された後、希望を失うことなく、新たな目標に向かって行動することができるように認知症の人が自ら認知症に関わる経験等を当事者同士が共有する機会を確保し、本人と家族の不安を軽減することが大変重要と言われております。

そこで、認知症の本人や家族が診断後早い段階で同じ経験をした方々と情報の共有や様々なアドバイスを受けられるようにインターネットによる交流を含め、地域における認知症ピアサポート環境の整備が重要と考えておりますが、理事者の見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 高橋議員から大項目で2点御質問をいただきました。私から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、聴覚補助機器等の積極的な活用の支援について、小項目1、高齢者が聴覚補助機器を適切に選択できる環境整備についてお答えいたします。加齢に伴う難聴につきましては、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの調査によると、日常生活で支障のあると言われる40デシベルを超える難聴者の割合は70歳代男性で5人に1人、女性で10人に1人に上るとされております。また、一般社団法人日本補聴器工業会が行った実態調査では、男女ともに65歳を超

えると難聴者の比率が高まり、75歳を超えると補聴器所有者の比率が高まる傾向が見られています。また、国立長寿医療研究センターでは、年を重ねても維持されやすい知的な能力である知識力が難聴がある場合には低下する傾向があることや、一般的に50歳中頃以降に低下を示す情報処理のスピードが難聴がある場合にはより急速に低下するという検討結果も示されております。耳の聞こえが悪くなると、他者とのコミュニケーションが取りにくいと感じ、会話がおっくうになり、徐々に外出が減り、引き籠もりがちになることで脳への刺激が減り、認知機能が低下すると考えられており、聞こえの悪さに早期に気づくことが認知症予防につながることから、本市では令和4年第1回定例会一般質問における川村議員の質疑を踏まえ、同年7月から介護保険料納入通知書に認知症予防のための物忘れ目安リストと併せて聞こえのチェックシートを同封しております。実際に加齢に伴う耳の聞こえの低下について御相談を受けた際には、状況をお聞きした上で聴覚補助機器等を取り扱う事業者を紹介し、様々な機器等について専門知識を持ったスタッフから直接説明をいただきながら複数の機種の中からお試しいただくなどして、御自身に合ったものを選択いただくことが大切だと考えており、今後も引き続きお一人お一人に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、聴覚補助機器購入費用の助成制度の創設についてお答えいたします。公的な補聴器購入への助成については、身体障害者福祉法に規定する身体障がい者で、障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度難聴者が対象となっております。また、40デシベル以上の中等度以下の難聴者の補聴器購入に対して、高橋議員が例示された埼玉県川口市のほかに道内の一部の自治体で補聴器購入に対して補助を行っております。補聴器の使用は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、健康寿命の延伸、医療費の抑制等

にもつながるものと考えられておりますが、補聴器1台の価格はほとんどが10万円から30万円となっており、高額な自己負担が伴うことから、今後も引き続き加齢性難聴の早期発見に向けた取組について国や他自治体の動向等も注視するとともに、様々な機会を通して国、道に対して公的助成制度を創設するよう要望してまいります。

次に、大項目2、認知症の人に寄り添った地域社会の構築について、小項目1、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組についてお答えいたします。認知症についての正しい理解とできる範囲での手助けができるよう平成20年度から認知症サポーター養成講座を開催しております。令和5年度は、町内会や地区の民生委員、郵便局、市立大学のほか、小学校など計12回開催し、228名を養成しております。また、令和4年度には、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援へとつなぐ役割を担うチームオレンジを立ち上げ、現在25名が登録されており、活動を行っております。広く理解を深める活動として、市民向けの介護予防講演会において毎年テーマを決めて開催しており、今年度は認知症をテーマに行いました。内容については、認知症の方の理解を深めることを目的に認知症の問題行動などの症状を把握し、ケアだけを考えるのではなく、その人らしさに目を向けて、その人らしい生活が送れることを考えることについての講演があり、まさに新しい認知症観と言える内容でした。当日の参加者には、実際に認知症の介護をされた経験のある方や名寄市立大学生、介護事業所職員の方などがおられました。今後も広く認知症の理解が深まるよう認知症サポーター養成講座を継続的に実施していくこととしており、多くの市民に受講いただけるよう団体や学校など広く周知を図りながら進めてまいります。また、令和5年に制定された共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえ、今後も認知症に関する正しい知識や理解が深まるための取組を進めてまいり

ます。

次に、小項目2、ユマニチュードの普及についてについてお答えいたします。名寄市では、ユマニチュードをテーマとした研修や事業についてこれまでに実施したことはありませんが、ユマニチュードについてはフランス人の体育学の専門家、イブ・ジネスト氏とロゼット・マレスコッチ氏氏が考案された人間らしさを取り戻すという意味を持つユマニチュードというフランス語の造語を名づけたケアの技法であることは承知しているところでございます。また、ユマニチュードの研修等については、日本においてユマニチュードの研修が開始され始めて間もない頃、東京や旭川市において講演会が開催されたことがあり、その際には当時の担当職員が聴講し、ユマニチュードでは見る、話す、触れる、立つの4つの要素をケアの4つの柱としていることを学んでまいりました。特にこのケアの4つの中で見るということについては、認知症の方への手助けの場面において初めに声をかける前に行うことであるため大切なことと考えており、認知症サポーター養成講座においても伝えているところです。また、毎年町内会の協力の下実施している認知症高齢者SOSネットワークの搜索模擬訓練において、事前に認知症サポーター養成講座を受講をいただき、その際に声をかける前には必ず認知症の方の正面で同じ目線の高さで見るとして相手はこちらに気づかれていることを確認してから声をかけることを説明し、搜索模擬訓練時に実践をし、体験していただいております。また、今年度開催した介護予防講演会の講師は、これまでの介護施設の運営、経営の目線による介護を介護1.0、人手不足、業務改善など介護業務を補完するためにロボットやAIなどのテクノロジーを用いて解決しようとする介護を介護2.0と位置づけた上で、その人らしく輝いていられる本質的な介護を介護3.0と提唱して、介護のスタンダードを変える取組を進めておられます。介護3.0も認知症ケアのユマニチュ

ードと同様に、認知症の人も含め年を取ったからといっても一人の人に変わりなく、その人らしさに目を向けた個別のケアを目指しており、その人らしさを取り戻すといった考え方のケアが大切であることを講話いただいたところです。この講師には、講演会とは別に日頃のケアで悩まれている市内の介護施設の希望に応じて訪問し、介護3.0の視点で助言をいただく取組も実施してまいりました。ユマニチュードとしての取組ではありませんが、ユマニチュードのケア技法と同様の考えでこれまでも普及啓発等の事業に取り組んできております。ユマニチュードのケア技法は、認知症ケアにおいて大変有効な技法と認識をしており、この技法の考え方も参考にしながら今後も認知症施策事業を進めてまいります。

次に、小項目3、地域における認知症ピアサポート環境の整備についてお答えいたします。名寄市では、認知症ピアサポートにつながる取組として認知症カフェに取り組んでおります。名寄市の認知症カフェは、認知症の方や認知症の方の家族を対象に認知症の人を支えるつながりを支援し、介護者の介護負担軽減を図ることを目的に平成29年度からにこにこカフェの名称で開始いたしました。令和元年度からは、民間事業者に事業委託をし実施をしており、にこにこカフェの開催時には認知症サポーター養成講座の受講者で組織されているチームオレンジの方たちが協力しております。にこにこカフェは、毎月1回90分の開催で、90分の時間の中で出入り自由で、気軽に参加できます。当日は、お茶やコーヒーなどを飲んだり、ゲームなどをしながら過ごし、その中で日頃からの悩みや介護者の苦労話などが話されております。その際に同じような経験をした方からの話がされることもあり、当事者同士の情報共有の場にもなっているところです。本市としては、認知症ピアサポートにつながる取組として、参加されている認知症の方やその家族の方の意見も聞きながら、オンラインによる交流も含め、認知症カフェの取

組を充実してまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、聴覚補助機器等の積極的な活用ということで、公的な部分でありますので、補助はなかなか難しいというお話がありました。分かるのですけれども、なかなかこの、先ほど認知症の部分もありますけれども、高齢者が難聴になると外との交流がなかなか難しいだとか、自分が必要とするときに孤立するという部分がありますので、やはりそういう部分をなくすためにも難聴の方々の部分が重要なと思います。今回もちょっとそういう方に声をかけられまして、補聴器どうすれば買えるのですかという部分があったものですから、名寄市でこういう部分ありますので、聞いてみてくださいというふうに言いました。でも、なかなか市民の方、市にそういう部分電話するのも難しいのかなという部分ありますので、できればさっき言ったように施設だとか、行政としての取組としてそういう聴覚機器会社が年間1回でも2回でもいいですから、こういう部分で説明会がありますという部分をつくってあげても私はいいのかなという部分があるのですけれども、その辺室長としてはどういうお考えがあるのかちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 今の御質問は、説明会みたいなものを開催してはどうかということでございました。私どもとしては、それぞれ個人個人で御事情も違ってしまうから、そういった方々の御相談をいただいたときにその方に即した御説明をさせていただいた上で、説明会をもしやるとするといついつつ決まった指示になってしまいますけれども、すぐにその事業者様を御紹介をして、実際に物も複数あったりもし

て、専門の方に御説明をいただけるということもありますので、そちらのほうが大切なのかなと思っているところでございます。

○議長(山田典幸議員) 高橋議員。

○12番(高橋伸典議員) 分かりました。この難聴機器、先ほど言いましたけれども、気導、骨導、軟骨って3種類あります。本当にその人、その人によって全然やっぱり違うのです。だから、その人でないとこれがいいという部分だとかという部分があるものですから、できれば私はそういう部分を行政としてつくり上げていただければ一番、市民の方もこういう部分で説明会あるのなら行ってみようかなという方も出るのかなというふうに私は考えていますので、ぜひそういう部分もつくり上げていただきたいなというふうに思います。

また、国の公的制度を訴えるというのですけれどもなかなか国として全国的に難聴者にこういう部分を、障がい者であれば国から助成があって、つくれる部分があるのですけれども、40デシベルだとか70デシベル以下の方というのはなかなかそういうものをつくりかねている部分があって、このような制度ができて、先ほど私は川口市のものを見たのですけれども、北海道も何か所かあるということ言われていましたので、名寄でも私は必要かなという部分で今回つくらさせていただきました。子育てもそうですし、高齢者の介護もそうですし、認知もそうですし、そのまちで本当に安心、安全に暮らしていきたいという部分を行政としてやっぱりつくり上げていっていただくことが私は重要なことというふうに思っておりますので、来ればここを紹介しますよでもいいと思うのですけれども、その前にひとつつくって、市民の安心、安全な部分を取り入れていただければなというふうに考えております。ぜひお願いします。国に訴えるでなくて、一応研究してみただければなと。室長としても、室長まだ若いですから、耳にそういう部分がないと思いますけれども、やっ

り高齢になると難聴になる方がたくさんおられるという部分がありますので、ぜひ研究して、高齢者が安心して暮らせる体制を整えていただければなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に、認知症の部分でちょっとお伺いをさせていただきます。先ほど室長も認知症で寄り添った部分でサポート養成講座、そして平成20年から講義が始まったのですか。そしたら、約十何年過ぎまして、私もこの認知症講座を受けさせていただいて、オレンジリボンを頂いて、指に入らないで、どこにつけるのだという思いで頂いてきましたけれども、今現状チームオレンジが25名いて、サポーターづくりに進められている状況だと思いますけれども、名寄市で何名ぐらいのオレンジサポートが、講習を受けた方々ができたのかちょっと教えていただければなというふうに思います。

○議長(山田典幸議員) 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(田畑次郎君) チームオレンジというものは、先ほど答弁させていただきましたとおり、現在25名の登録者でございます。また、認知症サポーター養成講座につきましては、4年度までで2,007人で、先ほどの答弁で5年度で228名と申し上げましたので、2,200名以上が認知症サポーター養成講座を受講しているという状況でございます。

○議長(山田典幸議員) 高橋議員。

○12番(高橋伸典議員) 2,235名ですね。すごい数の方がおられる。本当に約10%の方がこのサポートを受けて、認知症また介護に携わっているのかなというふうに思います。私も母が認知症で、日中寝て、夜起きるという、そして非常にやっぱり暴力的だったという部分があって、家族の父親が体が参ってしまった状況になりました。やっぱりそういう方々見ると、周りのサポートが一番重要な部分を感じたものですから、今回も認知症の部分をやらせていただきました。

その中で認知症カフェを開催しているということで、年間何回ぐらい開催されて、何人ぐらいの方々が来られているのかちょっと教えていただきたいのと、やはりいろんな部分で、2, 235名のオレンジサポーターができています状況の中ですから、私はその方も含めてカフェに来ていただいて、名寄市で認知になった方々を名寄市の住民が見守っているのだよというものをつくり上げていただきたいなというふうに思っています。先日あるところに行ったときに、オレンジサポーターになりましたと。町内会でなかなかその認知症の方々とか高齢者を見守る活動を持っているのですけれども、できないのですよねって、どうすればいいのですかねという部分もあったものですから、ピアサポーターにもなっていただければでしょうし、そういう運動をどんどん、どんどん広げていくのが行政の運動なのかなというふうに思ったものですから、今回質問させていただいております。先ほどの認知症カフェの部分、回数、また人数等々ちょっと教えていただければなというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） まずは、認知症カフェ、にこにこカフェの開催につきましては、昨年度になりますけれども、昨年度は12回を開催させていただいております。ただ、実はコロナを経てから若干人数が減っております。昨年度につきましては合計で17名ということになっております。コロナの前は比較的多い人数も参加していたと聞いておりますけれども、コロナ以降少なくなっていることが若干課題となっているところで、サポーターの方にも声がけをし、御本人、そしてサポーターの方にも来ていただいて、気軽な雰囲気ですいろいろなことを、御相談であったり、体験を共有したりとかいう場にしていきたいと考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。この認知症カフェは本当に重要な、認知症を見る方とのつながりが一番重要なというふうに考えておりますので、ぜひしっかりと開催していただいて、やっぱりしっかりと部分を進めていただければなというふうに思います。先ほど言ったように、オレンジサポーターの方々も含めたやっぱり取組も必要なというふうに思います。そして、先ほどピアサポーター系ですというふうにカフェで言っておりましたので、この部分をしっかりとつなげていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、ユマニチュード、この部分であります。旭川と東京で講演をやられて、名寄からも市職員が行かれたということですので、ある程度の部分分かっているのかなという部分あります。この部分、ユマニチュードの講習会に出た職員は、出てどう感じられたのでしょうか。先ほど室長が言ったのは、ユマニチュードにてその部分を今介護職員がやられていますというふうに言われていたもので、取り入れてはいないけれども、それに沿った形で進めているという部分で私は捉えさせていただきました。そして、職員が行ったときにこのユマニチュードの講習、どういう思いで受けてこられたのかちょっとお聞かせをいただきたいかなと。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） ユマニチュードの講演会を聴講した職員から聞きますと、とてもいいものだったということで、導入をしたいという考えもあり、それを、そのままその思いを引き継いで、先ほど答弁申し上げました介護3.0というものを提唱されている方、この方も呼び方が違うだけですが、ユマニチュードというのはある意味固有名詞で、学会もあつたりとか、そういうところもありますので、ユマニチュードという呼び方にはこだわらず、中身はほとんど同

じもの、つまり方向性としては同じようなものを今名寄市としては、先進的と言っていいのでしょうか、本年度もずっと講演していただいている方も長いことつながってきておりますので、その方の技能ですとか、そういったものを市の介護事業所の皆様にも伝えていただいておりますので、同じような技法といいましょうか、ということ、認知症の方々に対する思いは同じものを今は実践しているということで御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。ぜひ進めていただきたい。今田畑室長言われたように、介護職員で進められているというふうな感覚で私は今お聞きさせていただきました。介護3の方々、見ている方々ですから、介護職員の方々が中心でユマニチュードの部分をやられているという部分だったと思うのですが、それはそれですごくいいことだなというふうに思います。できればその結果を受けて、家族だとか家族介護者だとか、また市の職員だとか、そして市民だとかに言って、市民講座を開いていただくことはできないのかなというふうに私は考えています。福岡でやられた部分では、講座を受けた市民からはもっと早く知っていればよかった、今後は介護をする人に私たちが伝えたい、また認知症とユマニチュードの基礎を教える地域のリーダーが福岡では55人育ったというのです。そして、やはり地域の方々にそういう方々を見ていただくというのも重要ですし、町内会の方も見ていただかなければいけないだろうし、本当に重要な取組ではないかなというふうに考えていますけれども、室長としてはどうお考えかちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 私どもも高橋議員と同じように、地域の皆様あるいは

家族の皆様はこの取組といいましょうか、考え方を知っていただくことは非常に大事なことだと思っております。先ほどの答弁にもありましたとおり、今年実施した市民向けの介護予防講演会を実施しております。このときにまさに介護3、0の話をしていただき、そのときには御家族の方もそうですし、介護の経験をされた方、あるいは市立大学生のほか介護事業所職員の方も来ていただいております。この講演会につきましては、市の公式ラインでもお知らせをし、広報でもお知らせをさせていただいております、一人でも多くの方々に来ていただきたいと思ってやっております、こういったせつかくの講演会でありますので、よりたくさんの方々に来ていただくことがやはり大事だと思っておりますので、これからもその周知には努めてまいりたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） 分かりました。介護3の部分の講演会をしていただいて、そのような形で盛況だったということで考えます。ぜひそれも含めて、年内とは言いません。年度内でもいいですし、やはり市民の方々にこのユマニチュードというものはどういうものなのかというものをちょっと知っていただく部分をつくり上げていただきたいというふうに思っています。私は介護をする親は亡くなりましたから、必要ではないのですけれども、きっとその講演会があれば、ほかにお付き合いされている方でそういう方もおりますので、出て、やはり少しでも認知のかかった介護3以上の方と一緒に名寄市に生活してよかったという部分をつくり上げるために講演会には出たいかなというふうに考えていますので、ぜひつくり上げていただくことをお願い申し上げ、以上をもちまして私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

Yoroca行政ポイントの活用方法について外1件を、水間健詞議員。

○4番（水間健詞議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、大項目2点にわたり質問したいと思います。

大項目1、Yoroca行政ポイントの活用方法について。昨年11月の供用開始となったYorocaですが、当初からのてくTECHなどをはじめ、見直しなどを経て、前回定例会でも17事業が行政ポイントに追加されております。多くは、市民の学びや市主催の催し、それから健康増進、こういったことを促す目的で付与されることとなっております。事業の趣旨はよく理解し、取組も評価しているが、実施状況についてと今後について質問します。

小項目1、行政ポイント事業の実施状況と見直しについて。全ての行政ポイント事業に関してこの場での説明は求めませんが、多く付与され、効果を発揮している事業、または伸び悩んでいる事業、こういったことを通して全体として読み取れる傾向の説明をお願いします。

小項目2つ目、行政ポイントによるインセンティブの基本方針について。行政ポイント付与の事業は、各所管からの提案を選択し、付与する事業を決定したと聞いています。ボトムアップの手法でやっていると言えると思いますが、この手法のいい面もあるが、逆に全体的に通じた基本的な方針がちょっと読み取ることができないと感じております。基本となる方針を定めた上で事業を選抜する考えはありますか。伺います。

小項目3つ目、名寄を市内、市外にPRするための行政ポイントの活用について。市が管理しているSNSもあるが、フォロワーの大きな伸びはちょっと期待するのは難しいと考えます。SNS

の利用者を通じて名寄市を訴求する手段は検討できないでしょうか。名寄市主催の事業参加者に直接ポイントを付与するのもいいと思いますが、行政ポイントとSNSの利用者をうまく働かせて、SNSを通じた名寄市という、名寄の拡散の成果にインセンティブを働かせる手法は考えられませんか。伺います。

大項目2つ目、ピヤシリスキー場と周辺施設整備について。スキー場の施設については、ゲレンデは産業振興課、ジャンプ台は総合政策部のスポーツ・合宿推進課の所管でなっていると理解はしています。ただ、利用者、市民にとっては一つの一貫した施設と見えると思います。また、温泉施設、それから今年整備されたRVパーク、また隣接してなよろ観光まちづくり協会が実施しているサバイバルゲームの施設もあります。ゲレンデやスキー場、リフト、ジャンプ台、それぞれに整備の求めがあると承知しておりますが、全てに應じるのは不可能だと思いますし、人口減少、縮小傾向にある社会でそれがふさわしいこととも思っておりません。スキー場に限ったことではありませんが、これまで以上に選択し、集中する必要があると考えております。

そこで、小項目1、スキー場及び周辺施設整備の基本的な考え方について。基本的考え方、つまり、市民のための施設なのか、観光資源なのか、アスリートのための拠点なのか、競技種目は何を重視するのかしないのか、総花的な整備の余裕はないだろうと考えております。基本的な考え方が示されれば、整備の取捨選択や優先順位の判断はそれに照らすことで行えると思います。市民にとって一体として見えるスキー場を含めた周辺施設です。整備に関する考え方の骨子があれば、説明を求めます。

小項目2つ目、将来像について。10年後程度の近い将来の将来像はどのような想定なのか、また現時点で見えている老朽化に伴う施設の更新予定があればお知らせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 水間議員からは、大項目で2点について御質問をいただきました。大項目1の小項目1と2は私から、小項目3は総合政策部長から、大項目2は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、Yoroca行政ポイントの活用方法について、小項目1、行政ポイント事業の実施状況と見通しについてお答えいたします。今年度の行政ポイント事業については、8月末の段階で既に終了した事業が3事業、現在実施している事業が13事業、これから実施する事業が12事業の計28事業となっております。お尋ねの効果を発揮している事業についてであります。まず1つ目としてアンケート回答者への行政ポイント事業が挙げられます。今年度2つの行政ポイントを付与するアンケートを実施しましたが、これまで以上に幅広い年代から多くの回答を受けることができ、それぞれ検討に当たっての貴重な基礎資料の収集をさせていただくことができました。2つ目には、運転免許自主返納支援事業です。事業が始まった8月中に免許返納した方が23人おり、年間の免許返納者数も昨年度より増加する見込みであります。行政ポイントを付与することで自主的に免許返納を検討されていた市民の方々に対し免許返納を行う動機づけとして大変効果的な事業になったものと考えております。3つ目は、てくTECH事業です。てくTECH事業は、昨年12月から開始しておりますが、行政ポイントの付与効果もあり、本年8月末現在で利用登録者数が6,000人を超えました。これだけ多くの市民の方々がてくTECH事業により日常のウォーキングで事業の目的である運動習慣の確立と体力の向上を促進することができているものと考えており、行政ポイント事業として大変大きな成果を上げている事業と捉えております。一方、各種講座への参加に対する行政ポイント事業は、参加

数の増減が講座内容によるものなのか、行政ポイント付与によるものなのか判別が難しく、効果が見えにくいと感じているところであります。こうしたことから、あくまでも現段階における状況からではありますが、アンケートなど比較的取組しやすい事業には多くの参加が見込まれること、また運転免許自主返納支援事業やてくTECH事業の状況から、行政ポイントの付与は市民の皆さんが各事業に参加する後押しにつながっていると思われること、また行政ポイント事業の実施はYorocaの普及促進にも寄与しているものと考えているところです。

次に、小項目2、行政ポイントによるインセンティブの基本方針についてお答えいたします。本市では、行政ポイント事業の目的、対象事業やポイント数、ポイント付与など行政ポイント事業を実施する上で基本となる事柄を定めた名寄市行政ポイント事業実施要綱を令和5年11月30日に定め、取組を進めてきております。また、行政ポイント事業は、様々な観点から事業や施策を展開していく必要があるため、庁内の中で行政ポイント事業の決定までの過程を、業務フローとして明確にしながらか進めており、その決定過程において各部横断的なメンバーによる地域通貨検討委員会やDX推進組織委員会において十分な検討、協議と情報共有を行い、行政ポイント事業を決定しているところです。引き続き名寄市行政ポイント事業実施要綱に基づきながら行政ポイント事業の目的である市が実施する事業への参加促進や市内経済、地域活性化に資するよう効果的な事業の検討に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目1、小項目3、名寄を市内、市外にPRするための行政ポイントの活用についてお答えいたします。

市内、市外に名寄をPRする手段としてSNS

の活用は絶大な効果があり、フォロワー数を伸ばすことで広くPRにつながるものと考えております。また、行政だけでなく、市民や本市に関係する方々がSNSを通じて本市の魅力を発信することで、さらに大きな効果が期待できると考えているところです。現在本市の行政ポイント事業は、名寄市行政ポイント事業実施要綱に基づき市が実施する事業への参加促進、市内経済及び地域の活性化に資するため第3条に規定する行政ポイント対象事業に参加した場合に行政ポイントを付与することとしております。本市をPRする事業の成果に対する行政ポイントの付与、いわゆるインセンティブにつきましては、事業としての実施方法や効果の検証方法など研究が必要と考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 私からは、大項目2、ピヤシリスキー場と周辺施設整備について、小項目1、スキー場及び周辺施設整備の基本的考え方についてお答えいたします。ピヤシリスキー場周辺施設においては、ピヤシリスキー場、スキーロッジのほか、なよろ温泉サンピラー及び宿泊施設、ピヤシリシャンツェ、また今年度整備しましたRVパーク駐車場、夏場の交流人口創出を目指したなよろ観光まちづくり協会自主事業によるサバイバルゲーム設備などが整備されております。ピヤシリスキー場や温泉施設におきましては、冬季スポーツ活動拠点や憩いの場として機能を有する一方で、地域資源である大自然やパウダースノーを求めたスキーヤー、スノーボーダーなどが市外から来場する観光交流拠点ともなっており、ピヤシリシャンツェにおきましてはノルディック競技による大会合宿施設としての交流拠点となっております。これらを踏まえ、ピヤシリスキー場周辺施設は市内外の人たちが集う交流拠点として本市の地域資源であると考えております。しかしながら、施設整備においては多くの財源が必要とな

ることから、財政状況を鑑みながら、また特定財源を模索しながら、ピヤシリスキー場、ピヤシリシャンツェについては利用者の安全、安心を第一優先とし、その他施設においては利便性の向上を目指した施設整備を進めてまいります。

次に、小項目2、将来像についてお答えいたします。ピヤシリスキー場におきましては、競技性の高い各種大会の誘致は設備コストや人的問題から実施は困難なことから、利用者から高評価を得ている未圧雪のパウダースノーコース、ツリーランなど自然環境を生かした運営を目指すことにより設備等のコストの圧縮、長寿命化を図りながら交流人口の拡大を目指しております。ピヤシリシャンツェにおきまして、適宜修繕を行いながら施設の長寿命化を図り、大会、合宿による交流人口の維持、拡大からの地域経済の活性化を目指してまいります。しかしながら、将来的には人口減少による競技者人口の減少も予想されることから、時節により分析を行いながら施設の在り方を検証してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） よく分かりました。まず、行政ポイントの実施状況については、総務部長からの説明でよく分かりました。ただ、ちょっと一部ただしいところあるので、再質問で伺っていききたいと思います。

まず、行政ポイントの付与方法のやり方なのですけれども、実施要綱に従ってやっているということで御説明あったのですが、おっしゃるとおりだと思います。それはいいのですけれども、私が聞いたかったのは実施要綱という、そういうルールの部分ではなく、その精神というか、何につけていくのが主なのだよというような、そういう…説明がしづらいです。ごめんなさい。失礼しました。行政ポイントをつけている範囲を聞いているわけではなく、どういうふうに特化してつけていくのがふさわしいかという考え方をしているの

かということは何いたかったのです。通じましたか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） この実施要綱には、まず第1条に目的というのが記載されておりまして、その目的は名寄市が実施する事業への参加促進、それから市内経済及び地域の活性化等に資するため市が実施する行政ポイントの対象となる事業は以下のとおりですということ定めていて、まず大前提となるのが市が実施する事業の参加促進と市内経済及び地域の活性化等に資することに対してそれぞれこういった事業も書かれているのですけれども、そういった事業に対して行政ポイントを付与するというようなことがまず目的になるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 先ほども伺っていただきましたけれども、よく分かりましたというか、もうちょっと踏み込んで何かあるのかなと思って、改めていただきました。

ポイントのつけ方についての再質問は以上です。

小項目の3つ目の市内、市外にPRするための行政ポイントの活用方法について、その成果に対してどういうつけ方をするのかとか、研究が必要だという説明ありました。今朝時点で、名寄市公式のフェイスブックページ、フォロワー3,530人、ユーチューブ、登録977人、インスタ1,931人、ちょっとこれ先に伺っておけばよかったのですけれども、ラインについて第三者が知る方法がなかったので、ラインはちょっと数字分からなかったのですけれども、そういった状況のようです。現在、これちょっとデータ古いかもしれませんが、主要SNSのアクティブユーザー、日本のアクティブユーザー、ラインが9,500万人、ユーチューブは7,120万人、名寄市でやっている分ではいけばインスタが3,300万人、フェイスブックは2,600万人とそれ

ぞれのメディアの発表ではなっています。ちなみに、ビデオリサーチ社の発表では、NHKの「ニュース7」で平均視聴者数が約1,104万人とのことです。テレビという、こういう一大メジャーなメディアと比肩しても全く遜色ないように感じる数字だと思うのですけれども、そういった中で先ほどのフォロワー数とかチャンネル登録者数を鑑みて、市の公式のSNSの現状をどのように現在捉えられているのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今水間議員がお調べしていただいた数字、これがSNSの持っているポテンシャル、いわゆる分母の部分の数字なのかなと思います。逆を返せば、それだけ多くの投稿するチャンスもあるし、当然見るチャンスもあるということで、非常に競争の高い世界なのかなというふうに感じております。それから、ラインのお話もありましたけれども、これは我々のラインというのはSNS的な活用ではなくて、市民に対してどのようにプッシュ的にメッセージをダイレクトに送れるかという、我々としては非常に強みのあるツールとして位置づけて展開しておりますけれども、今こちらについては、すみません、正式な数字が、今携帯見られればすぐ分かるのですけれども、1万5,000は超えているというような状況になってございます。今お話しいただいた中でやはりSNSという部分で特化して考えるとそのような状況で、数字としてもかなり厳しい状況なのかなという認識はありますけれども、今回、まだ来年の決算報告になるかと思いますが、今年に関してはふるさと納税も堅調に伸びていたりとか、そういった部分も、SNSだけではなくて、やっぱり名寄市を知っていただくという部分のチャンネルというのは広く持ちながら、我々が今とがれる部分、チャンスのある部分については積極的にチャレンジしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 今お答えいただいたことに関してちょっと、これ私心配しているというか、あれなのですけれども、名寄市のユーチューブで以前各月の行事の報告というか、告知とか報告とか毎月出したのが何かいつの間にか途切れているような気がするのですけれども、これどういう状態なのでしょう。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私から見て限り、完全なるちょっとマンパワーが足りていないというようなことで、やはり今広報も非常に丁寧につくり込みをさせていただいて、いろいろな取材を交えながら原稿をつくり込みしております。そういった中で、なかなか定期的に編集して動画をアップしていくという作業が非常になかなか厳しい状況もあって、そういうような状況になっていますので、どうか御理解いただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） マンパワーが足りないということで、市の職員でやっていただいている中で要は手間が足りないのです。実はちょっと、これ例なのですけれども、市内に住む男性で非常に熱心にフェイスブックを使って名寄に関する投稿をしている方がいるのです。その人個人なので、フォロワーとは言わないのですけれども、フォロワーに相当する友達が今朝の時点で1,540人、直近の投稿では街なか運動会の投稿があって、いいねが203、いいねの平均値はちょっとはつきり分からないのですけれども、毎回100以上は大体獲得しているようです、見た感じ。名寄市のフェイスブックの名寄市役所の投稿より多く閲覧されているようなことがちょっと読み取れるのです。お名前紹介して差し支えないと思いますけれども、加藤剛士さんという方なのです。いいねに関しては、職場の同僚の方が仕方なしにしているのかもしれないのですが、それを差し引いてもす

ばらしいPRだと私は思っています。立場が許せば抱き締めて褒めてあげたいぐらいのところなのですけれども、そのようなことをしても御本人恐らく御迷惑でしょうから、その代わりにこのような活動されているSNSのユーザーの方にやっぱり行政ポイントをつけるというのは非常にいいことではないかなと私は思っているのですけれども、名寄市に資することだと思っておりますけれども、その辺もう一度改めてお願いします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 御提案ということで受け止めさせていただきます。我々としても決して考えていなかったわけではないのですけれども、ではどのように発信として広めていただいたかという検証方法、その確認作業というのが我々としてはちょっと見いだすことができないということで、この人は分かったけれども、この人はつかみ切れなかったとか、いろいろなルール上難しい部分があるなということで、思いを持って発信していただける方というのは本当にありがたいので、ぜひ後押ししたいという気持ちはありますけれども、そのことについてインセンティブとして行政ポイントをつける制度というのがなかなかつくり込むのが難しいものだなというふうに改めて感じているところですので、よろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 確におっしゃるとおり、それをちゃんと集計するのはかなり難しいことだと思っておりますけれども、ただ技術的にできるからやる、やらないではなく、やるべきだからやる、やるべきでないからやらないという判断でぜひやっていただき、やるべきことは難しくてもやるような方向でぜひ考えていただきたいと思えます。

それで、せつかくのYorocaを使った行政ポイント事業です。学びや健康増進、こういったことに付与するのも非常に重要だと思いますし、

ポイント消費などを通じて市内経済、市内の活性化に寄与することも事実だと思えます。ただ、一方でやっぱり市内外に名寄市をPRして、主に農業や観光を中心とした経済活動に対して、より直接的に働く行政ポイントの使い方を、またこれも繰り返しのですけども、ぜひ考えていただきたいと思えますけれども、もう一度だけお願いします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 水間議員が冒頭基本的な方針というところに触れられて質問されていましたが、まさに今我々の方針としては、総務部長が説明したとおり、どのように市民の皆さんに行政の催物だったり、意見を表明する場だったり、参画してもらうかということに今インセンティブを働かせて取り組んで、そして経済活性化につなげることも目途にしながら取り組んでいるということでございます。私大変うれしかったのがやはりアンケート調査、ここの数字がどのように頑張っても今までやっぱり1,000件がいいところ、集まる件数が。それが行政ポイント、本当気持ちの行政ポイントしかつけていないのですけれども、それをつけることで2,000人以上の方の意見が集まると。行政ポイントというデジタルの技術を活用したこの仕組みによって倍の方が意見を表明してくれたということで、私はこれ非常に素晴らしい仕組みだというふうに改めて感じておりますので、まずは市民の皆さん方がいかに意見を表明したり、参加したりということをしていけるようになるかということをしつかりと拡散しながら、そういうツールに育てていけたらいいかなというふうに、私の立場からそう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） よく分かりました。特におっしゃるように、アンケートの御褒美としてつけて、非常にたくさんのそういうデータが取れるというのは素晴らしいことだと思えます。ただ、

私の考えもちょっと取り入れていただけること期待申し上げます。

大項目1については以上です。

大項目2について引き続き質問してまいります。スキー場の件につきまして、ノルディック競技に関しては昨日の清水議員の一般質問も通じましたし、今日の説明もありましたので、一定程度理解しております。理解しました。ただ、私自身議員活動なんかを通じてスキー場の周辺施設の所管などいろんなことが理解が進んでいますが、それはある程度私のほうから積極的に理解しようとしたからであって、一般の利用者に求めることではないのではないかなと感じています。この場で整備に関する考え方、先ほど説明ありました。市民プラス市外からのそういうピヤシリのパウダーを求めてくる人たちの交流拠点であると。それから、安全性は大前提、それから利便性を考えながら適正に整備していくというお話ありましたけれども、もうちょっと何か、これに関しても先ほどのこととちょっと、先ほどの行政ポイントのときも質問した。これももうちょっと何かピヤシリスキー場はこうなのだよというような柱になるコンセプトみたいなのは、私が例えばよその人からピヤシリスキー場ってどんなスキー場って聞かれたらぼんと答えられるような、雪質日本一以外の、雪質日本一は分かりましたから、それ以外の何か、そういうのがあると、やっぱり整備の方針なんかもそれに照らすことでふさわしいかふさわしくないか取捨選択ができると思うので、そういうのがあるのかないのか、今ここで全部を示せと、こうだつて示せというわけでなく、そういうものが何かあるのか、ターゲットは何にしようと思っているのかというのがはっきりしたのがあるのかないのか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） はっきりしたものであると思えますけれども、スキー場含めて周辺の施設というのは、皆さん御存じのとおり、

先ほど出ましたけれども、雪質日本一という言葉から昭和48年にスキー場が設置されて、今に至っているということでもあります。環境も含めて名寄の雪質というのはパウダースノーというのが本当に市内からでも感じられていますし、市民はもちろん、市外の方、道外の方はやはり名寄の雪質に触れただけでちょっとまた道内の方でも違うような印象を持たれているというような、私も御紹介して感じたところがありました。観光施設としての魅力の向上ということで、雪質もちろんそうですけれども、今旭川近郊からインバウンドのスキーヤーですとか、そういう方々が最近の名寄のほうへ多く訪れていただいている傾向があるということでもあります。ここを中心にこれからはSNSの情報発信も含めてやっていくと、さらに皆さん来ていただけるような、魅力が発信できるような施設になるのではないかなと感じております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） おっしゃることはよく分かります。ただ、一貫した何かコンセプトみたいなのが利用者にも通じてこないし、私が説明をピヤシリスキー場に関して聞かれてもちょっと答えづらいなっていると思うので、一貫性のあるピヤシリスキー場の方針みたいなのが何か、方針というか、もっと、それこそ雪質日本一みたいな、そういうキーワードが、雪質日本一っていつから言っているのか分からないのですけれども、多分50年前からではないと思うのです。48年、50年前に整備されたときから、昔たしかアスピリンスノーとかって言っていた記憶あるので、そういった何か雪質日本一というキーワードはすばらしいと思うのですけれども、そういったキーワードが今ちょっとない。雪質日本一もいいのですけれども、ぜひその辺何か一貫したテーマみたいなのを示していただきたいなと思っているのですが、というのはノルディック施設に関しては一貫性を求めてもなかなか難しいところがあると思うのですけれども、宿泊や飲食に関しては例えばスキー

場のロッジのレストランなんていうのはゲレンデ食堂ということでゲレ食とかという言葉があり、やっぱりゲレンデと一体になったものだと思うし、ちょっとまたノルディック施設の話に戻ってしまうと、例えばあそこでジャンプ競技やってもロッジに一切告知とかないのです、私の知る限り。あったとしても気づかないところにしか、大会やっても。これ何か利用者からするとすごくちぐはぐに感じるころ、一貫性のなさに通じるのかなって思うのです。だから、逆にスキー場のゲレンデのほうに何か大会あることを例えば、ジャンプ台のほうにポスター貼ってもあんまり意味ないのかもしれないけれども、健康の森の管理棟とか、そういったところに貼っているのか貼っていないのか、私冬場立ち入らないので、よく分からないのですけれども、要は普通に利用者から見たら一つの施設なのに、シャンツェで大会やっているのにロッジに何のポスターもないって何かすごくちぐはぐに感じて、もしそうだったらこれは直ちに是正してほしいところだなと思うのですが、そういった意味も併せてちょっと一貫性のあるスキー場施設の在り方みたいなところで十分になっているとお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時39分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今スキー場の各種大会の周知の方法ということ、本当に市民の皆さん、あるいは利用者の皆さんがここで何をやっているのかというのが分かっているかどうかという、それがひいてはスキー場の在り方といいますか、どのような在り方なのか、そこにつながっているのではないかとということでもあります。振興公社のほうで指定管理ということでもありますけれども、様々な大会を支援したり、また一緒にやっており

ますけれども、必ずしも競技団体の性格によって周知が、これはこうする、これはこうなるというような、そういうようなルール化はしておりませんが、その競技団体、開催の性質って幾分変わってくるものとは承知しております。ただ、議員おっしゃっておられることの一つには、スキー場がこれからどうなっていくのだ、それからどういう形が一番望ましいかという観点も恐らく入っているのではないかと推察するところです。今ピヤシリスキー場なのですけれども、たしか振興公社のほうでシャンツェのほうも指定管理し始めてからあの一带をピヤシリスキー場というよりもピヤシリスノーパークというような呼び名でひとつ統一的な形でやってはどうかというような公社の社員の意見もありました。ただ、櫻田室長のほうからありましたけれども、ちょっとスキー場は今過渡期に来ております。確かにインバウンドは来ておりますけれども、インバウンドの皆さんを呼び込むための施設整備はまだできていないというのが社員のほうからの意見として挙がっていると承知しております。例えばゲレンデの食事ですけれども、市民スキー場としての歴史が長いので、明確にエリア分けすることも非常に物理的には困難な状態であったり、様々な課題が今浮かび上がっているところだと承知しております。ですので、今後どのような方針でいくのか、これ市のほうも含めて改めて方針を明確化していく、あるいは経過措置含めてソフトランディングしていただくか、様々な意見、あるいは財政的な側面からも協議が必要ではないかと思っておりますので、今後、データもゲートを入れてから取れるようになりましたので、ちょっといろんな分析をしなければならぬ状況にあるということで御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） 大変よく分かりました。市民のためのスキー場ですから、市民のためというか、民間スキー場とは相当オペレーションも違

うであろうと思うのですが、ピヤシリスキー場ってゲレンデの整備状況なんか見ると特にコスパの面ですごくいいスキー場だと思っています。先ほどからおっしゃっているように、安全面をはじめとして全てにおいて及第点以上というか、全ては言い過ぎかもしれないですけども、非常にアベレージの高い、中庸という褒め言葉もないと思うのですけれども、偉大な中庸を求めた形のスキー場だと思います。非常にコスパがいいスキー場だと思いますが、ちょっと引き合いに出して申し訳ないのですけれども、少し前のマスコミのインタビューに答える形で名寄市立大学のことに関して加藤市長が何か突き抜けたものという発言があったと記憶しています。ちょっと大学のことは今関係ないのですけれども、確におっしゃるとおり突き抜けたものをピヤシリスキー場にも何か一つ求めたい、こういった気持ちがあります。今スキー場はスキー、スノーボードだけをする場所ではないというふうにスキー場を再定義して、先ほど副市長からもお話あったように、スノーパークとか、スキー場という施設を再定義して通年集客するゲレンデも少なくないようですが、自然の地形や気候に依存する部分が多い施設なのですが、やはり雪質日本一だけをキーワードにするのではなく、もう一つ、プラスアルファを期待をして、柱に何らかを設定していただきたいと思います。名寄市大学のスキーが非常に上手な清水先生もおっしゃっていたのですけれども、ヨーロッパとか海外では気候変動で雪がないのも相当深刻で、ジャパウって今すごく日本が人気なのですけれども、本州日本海側の高い山なんかもどかっと降って、しばらく降らない、かちかちになってからまたどかっと降って、そういう降り方をすると。そういう意味では、清水先生がおっしゃるには雪質日本一かどうか分からないけれども、こんな内陸にあるのに毎日ちよつとずつ雪降って、新しい雪が表面に積もっていく環境というのは非常に貴重だとおっしゃっています。生活する上では非常に厄介

な雪なのですが、天気についてはどうしようもないので、これが、雪を経済につながる形、ただこの20年で3分の1になったスキー市場というか、3分の1になったと言われているようです。その市場にふさわしい形、気候変動に対応する将来像に関して青写真を伺って最後の質問としたいのですが、その前にもう一つだけ。市民のスキー場だと思えるのです、基本、もともと整備したのは。ただ、本当に市民のためだけというか、市民だけならわざわざ雪質日本一なんて掲げないで、看板も作る必要なかったわけで、もう一段高い志が何かあったのではないかと、ピヤシリスキー場の整備の経過には。そういったことを半世紀前に考えた人がいたのではないかと考えています。こういったことも踏まえて、10年程度の将来像の青写真についても一度だけ伺って、最後の質問としたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 水間議員から、昭和48年でしたっけ、ピヤシリスキー場がオープンした当時の話が出ましたけれども、名寄市史にそこら辺の状況は詳しく掲載されておりますけれども、当時はスキー場開発が非常にブームの時期でもありまして、富良野だとかトマムだとか、そうしたところに負けじと名寄もかなり大きな国の国有林を開発をさせていただく形の中でスノースキーリゾートということを夢見ながら、このピヤシリスキー場の開発が行われたと。ただ、なかなかやっぱり地の利もあんまりよしくなかったということもありまして、残念ながら民間企業が誘致はできずに、振興公社をその当時立ち上げて、官民一体の中で公が中心となってこのスキー場の整備、開発、あるいは運営がこれまで行われてきたということでございます。2回の国体が行われるなど素晴らしい施設環境ということで、これまでも市民の皆さんに親しまれてきたということもありますし、いつときはスキーが市技と言われていたり、

今もなおスキー授業が小中学生に行い、スキーというのはある意味では名寄市の市民のアイデンティティーでもあるのかなというふうに思います。一方で、そういう経過があるということなので、市民ゲレンデと言われるにはあまりにも大きいということなので、このことがコストパフォーマンスの悪さにも響いているのかなと。逆に言うとなかなか市の指定管理料も年々やっばり増嵩しているような状況もあるということでございます。一方で、今おっしゃるように、世界的な環境の変化だとかを見ると、まだまだそうした市外から訪れていただける可能性のあるスキー場でもあるのかなというふうに思っております。非常に振興公社もいろんな大変な状況があって、議員の皆さんに深い御理解をいただいて、経営支援をさせていただいて、今橋本社長の下でV字回復をして、公社の経営についてはかなり回復をしてきているというような状況だというふうに思いますけれども、今後を見据えたときにはいま一度市民のスキー場という公の、あるいは温泉もあるので、公の部分はしっかりと担いながらも、やはりさらに上のいろんな形での経済の効果を発揮するためのアイデアを出していく、そうした過渡期にも来ているのではないかとこのように思います。こうした過渡期であるということも含めて、改めてこのスキー場の在り方についてあらゆる可能性を今後も模索していきたいというふうに思います。振興公社が今担っているということもありますので、振興公社ともよく相談をしながら、いろんな可能性を模索するいい機会でもあるというふうに思っておりますので、このスキー場がこれからも市民の皆さんに愛されつつ、地域の大きな起爆剤となるべく様々な可能性を今後模索していきたいというふうに思っておりますので、よろしく御指導お願いいたします。

終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で水間健詞議員の

質問を終わります。

地域コミュニティのあり方について外1件を、高野美枝子議員。

○11番（高野美枝子議員） 議長の指名をいただきましたので、大項目2点について質問をいたします。

大項目1、地域コミュニティのあり方について、小項目1、町内会の現況について。人口減少、少子高齢化をはじめ、様々な要因に伴い役員の担い手不足や子供会活動の停滞など、先日行われました市民との意見交換会の中でも町内会における課題が多く出されていました。町内会連合会にお聞きしましたところ、直近の町内会加入率は69.9%とのことで、名寄市総合計画（第2次）後期基本計画、主な成果指標の町内会加入率、2021年基準値73.7%から4ポイントほど減少しており、2026年目標値74.2%の到達には非常に厳しい状況と考えます。後期計画期間の方向性として示されている地域コミュニティ組織としての体制強化の推進について、組織の見直しや人材確保、育成など単位町内会に対するこれまでの取組と今後の展開についてお伺いいたします。

小項目2、多様な媒体による広報の推進について。意見交換で出された単位町内会の課題として、役員の成り手不足の要因として広報なよるの配布に係る負担についての意見が出されていました。全戸配布を基本としている広報ですが、町内会によっては会員以外には配布をしていない町内会も複数あるということで、情報提供、共有についての課題も見えてきています。一方で、名寄市ライン公式アカウントの直近の登録数は目標の1万5,000件を超えており、またホームページ閲覧数についても令和5年度実績で目標の40万件を優に超え、それぞれ成果指標目標を既に達成している状況も見られます。後期基本計画の方向性では、各媒体の特性を生かした情報の発信、浸透を図り、地域の魅力発信を市民との協働により推進するとありますが、今後紙媒体の広報紙の在り方を含め

情報の発信、提供、浸透についてどのように取組をしていくのかお伺いいたします。

小項目3、町内会の将来像について。人口減少が進んでいく中で、各種団体や生涯学習サークルなど様々なコミュニティが活動を縮小、または解散をしている状況が見られます。名寄市においてこれからも心豊かに安心して暮らしていくための家族の次の単位のコミュニティである町内会の今後の在り方や役割、また理想とする将来像についての理事者の御見解をお伺いいたします。

大項目2、地域公共交通について、小項目1、名寄市地域公共交通網形成計画の改定について。名寄市では、人口減少や高齢化社会の進展を見据えて、地域の足を守るために名寄市地域公共交通網形成計画が策定されています。しかし、この計画期間中に運行事業者の運転手不足により市内循環バスが減便をされたことから、計画期間が延長されて、新たに地域公共交通計画への改定を行うとされています。この改定を進めるに当たり、8月に公共交通についての市民のアンケートが実施されました。このアンケートの結果についてお聞きいたします。

小項目2、バス路線の維持、確保について。市民の移動需要は通勤、通学、習い事、通院など市内移動だけではなく、市外への広域移動も行われており、今後も公共交通を維持していくためには医療需要や利用者ニーズを踏まえ使いやすく、効率的な公共交通体系を構築していくことが必要と考えます。市内路線バス、市外との連絡バスなど各路線の課題についてお聞きいたします。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 高野議員からは大項目で2点にわたり御質問いただきましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

初めに、大項目1、地域コミュニティのあり方について、小項目1、町内会の現況についてお答えいたします。単位町内会に対しましては、こ

れまでも町内会活動を支援する町内会自治活動交付金や町内会館の整備を支援する町内会館建設費等補助金の解体費用への補助拡大など財政的支援の改善、町内会長と行政との懇談会やまちづくり懇談会を通じて意見交換を実施しております。また、町内会の連合組織である名寄市町内会連合会に対しましても財政的支援に加えて、当市総合政策部地域課題担当において事務局を担い、町内会活動の推進に対する積極的な支援に努めているところです。このほか町内会連合会の事業として、町内会長交流研修会の開催や北海道町内会連合会が主催する研修会に出席をして、人材確保、育成に努めているところです。組織見直しについては、昨年度まで町内会活動の活性化を図るために各小学校区域内の町内会による地域連絡協議会の活動に対して交付金により支援をしていました。しかし、小学校区単位での活動が難しい地区もあったことから、令和6年度より2つ以上の単位町内会活動や町内会以外の団体と連携して行う活動に対して新たに名寄市地域連携事業補助金を創設しました。この名寄市地域連携事業補助金は、市立大学と連携した夏祭りや小学校と連携した音楽鑑賞会が開催されるなど様々な活用がされております。今後もこれまでの支援制度に加えて、新たな支援制度の活用により町内会活動の活性化や地域コミュニティとしての体制強化が図られるよう町内会や町内会連合会とも連携して取り組んでまいります。

次に、小項目2、多様な媒体による広報の推進についてお答えいたします。多くの市民に行政情報を届けるため広報紙は町内会との協働の下、全戸配布をしてきておりますが、市民が多様な手段にて情報を取得できるようエフエムなよろ、Airてっし、地デジ広報のほか、デジタル媒体としてライン、フェイスブック、ユーチューブ、インスタグラムといった紙媒体以外の媒体を充実させ、情報発信に努めております。昨年12月に市公式ラインにて実施しました広報紙公式ラインに関する

アンケート調査において、広報紙をどのような形で読んでいますかの問いに対し、紙媒体にて読んでいると回答した方が94%、次いでラインが22%、ホームページが12%との結果となっており、依然紙媒体の広報紙が必要とされている現況が明らかとなりました。印刷費の高騰、配布を担う町内会の負担軽減などの課題や社会全体におけるデジタル化の進展に対応するため、現行の紙媒体の全戸配布は将来的にデジタル化していく必要があると認識しておりますが、当面の間は紙媒体とデジタルを併用しつつ、適切なタイミングでシフトできるようデジタル化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。今後の情報発信、浸透につきましては、市公式ライン登録者が8月末現在1万5,885人となり、即時性の高い情報発信ツールとして成長してきておりますので、今後もラインとホームページの連携を図り、市民が求める情報を正確かつスピーディーに発信することで情報の浸透に努めてまいります。

次に、小項目3、町内会の将来像についてお答えいたします。本市におけるまちづくりの基本理念や原則を定めた名寄市自治基本条例では、コミュニティとは地域に根差し、特性を生かしたよりよい地域づくりに関わる組織とされており、その中でも町内会は住みよい地域社会を築くための重要な基盤となる組織であると認識しています。理想とする町内会の将来像については、市民の皆様がこれからも心豊かに暮らしていくために市民同士の協力と競争により安全、安心な生活環境を整え、地域の絆を深めて、世代を超えたつながりを築く地域コミュニティ組織の核として発展することを期待しております。

次に、大項目2、地域公共交通について、小項目1、名寄市地域公共交通網形成計画の改定についてお答えいたします。名寄市地域公共交通網形成計画の改定に当たり実施をした公共交通市民アンケートの結果についてお答えいたします。このアンケートは、市内を運行する様々な公共交通に

ついて運転手不足や高齢者等の自家用車を利用できない方々の移動手段の確保、人口減少による公共交通利用者の減少などの課題に対応した持続可能な公共交通の在り方を検討するための基礎資料とするため実施しております。多くの市民から回答を得るため、回答者の中から希望する方に名寄市電子地域通貨Yorocaの行政ポイントを50ポイント付与することとして、1,844件の回答をいただいています。回答の分析から運転をやめない、できるだけ運転を続けたいとする運転継続意向の市民が多く、免許保有率や自動車の保有台数からも市民の移動手段は自動車を中心としている状況です。また、一昨年に減便をされたコミュニティバスについては、利用者の満足度は一定程度確保されていますが、不満な点や今後利用するために必要な点として運行便数、乗車時間、バス停の位置、運行状況のスマホなどへの情報提供、電子マネーの導入が回答として多く挙げられました。このことに関連して、コミュニティバス減便の代替手段として昨年11月に運行を開始したAI活用型オンデマンドバス、のーと名寄については認知度の合計が86%、利用意向が41%と関心を持っていただいていると分析しています。今後の公共交通全体の運行経費と運行内容については、ある程度スリム化をして市の財政支出を抑え、持続可能な公共交通を目指すのが52%と半数を超える回答をいただいております。今後の目指すべき公共交通についての市民の皆様の意識を把握できたと認識しております。

次に、小項目2、バス路線の維持、確保についてお答えいたします。市内には、市外とつなぐ路線バスが6路線、市内を走る路線バスが2路線、市街地を循環する路線バスが2路線、風連地区でデマンドバスが2路線、名寄市街地ではのーと名寄が運行しております。市外との路線バスは、主に通勤や通学、通院に使われており、国や北海道の補助金と運行区域に含まれる自治体が協定を結び、協調補助を行うことで運行されています。

しかし、利用者の減少により乗車人員など要件が満たされなくなった場合は、国や北海道の補助対象から外れ、自治体の単独補助により運行がされている路線もあります。加えて、近年の燃料費や人件費高騰により自治体負担は増加傾向にあります。また、これら市外路線バスは路線が重複して運行している路線もあり、効率的な運行の面でも課題がある状況であります。

続いて、市内路線バスは名寄と風連間を結ぶ風連線と名寄市街地から日進地区へ運行している日進ピヤシリ線が運行しております。風連線は、以前は北海道の補助対象路線でしたが、利用者の減少から市単独補助路線となり、市の負担額増加が課題となっています。日進ピヤシリ線も市単独補助路線ですが、冬の利用は多いものの夏の利用は少なく、効率的なダイヤ編成についての課題がある状況です。風連地区で運行されている2つのデマンドバスについては下多寄線、御料線いずれも利用者の減少と運行業務委託費の増加が課題となっております。また、御料線については、名寄地区へ移動する際、道の駅で乗り換える必要があり、利便性の面での課題もあります。市街地を循環する市内路線バスは、市の単独補助路線であるコミュニティバスと民間路線である徳田線の2路線が運行しております。コミュニティバスについては、運転手不足により令和4年10月から西回りが減便となり、市内を40分かけて循環する東西回りが運行しておりますが、目的地への乗車時間の面で利便性に課題があると認識しております。このコミュニティバス減便への対応として、令和5年11月よりAI活用型オンデマンドバス、のーと名寄が運行を開始しました。現在名寄市街地区の移動手段としてコミュニティバスとのーと名寄が区域を重複して運行していることから、運行経費の面も含めて集約、最適化が課題と考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 御答弁いただきましたので、再質問に移らせていただきたいと思います。

答弁の中で総合政策地域課題担当で事務局を担い、町内会活動の推進に対する積極的な支援に努めているということですが、具体的にどのように支援をなさってきたのか教えていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 担当の具体的な支援という御質問ですけれども、町内会連合会の事務局として主催事業であります行政との懇談会、こういったことやまちづくり懇談会の開催、それから先進地視察、研修の企画、それから広報やホームページでの情報発信、それから各地域の情報交換、情報共有に努めさせていただいております。それぞれの町内活動のより一層の充実とそのための環境づくりのほうをお手伝いさせていただいているというふうに認識しております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 今様々な形で町連の活動に協力しているということだったのですけれども、町内会連合会の事業として町内会長交流研修会、北海道町内会連合会が主催する研修会に出席し、人材確保、人材育成に努めているということなのですが、人材確保、人材育成という面ではなかなか難しいのかなというふうに思っているのですけれども、この間どのような活動というのですか、事業というのですか、ことを推し進めてきたのかお知らせいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） いろいろな研修

を企画して行って、人材育成や、そういった課題についてどのような成果というか、あったかということかと思えますけれども、いろいろな研修会に参加して、各地域の共通課題、人材不足であったり、そういった対処方法などいろいろな意見交換を行って、それぞれの地域での成功事例などの吸収をしながら持ち帰ってくるといったことを目的にそういった研修会には参加させていただいておりますので、その場については我々事務局の人間も一部同行しながら一緒に参加させていただいて、勉強させていただいているということでございます。

それから、特に北海道町内会連合会、こちらのほうが主催する研修会というのは、まさに広域の取組の情報交換の場になっておりますので、そういったところに積極的に名寄市の町内会連合会の役員さんも参加していただきながら、当然事務局も一緒に同行させていただきながら勉強させていただいております。そこで知見を深めて、名寄に持ち帰っていただいているといったようなことをさせていただいております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 今年からまた、6年度から進められている名寄市地域連携事業補助金、市立大学とか小学校とかと一緒に町内会で事業を行うということが先ほど答弁の中にあつたのですけれども、もう少し詳しくどのぐらいの小学校、どのぐらいの大学生がどのような活動をしているのか教えていただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 大変ありがたいことに新しくつくったこの制度、創設した制度を活用いただいております。現状までには答弁をさせて……数答弁しましたかね。13事業を今のところ申請をいただいているといったところなのですけれども、単純にもともの組織である地域連絡協議会、ここでの申請がそのうち7つ、7つ

がもともとの地域連絡協議会という組織が申請を  
していただいている事業になりますけれども、そ  
れ以外の6つですか、については例えば安全安心  
会議、そちらと地域の小学校が連携した事業を行  
っていたり、1町内会と大学が、町内会の親睦会  
に大学生が音楽サークルとして参加をしていただ  
いたりとか、あとは町内会のお祭りに学生が盛り  
上げるために一緒に参加していただいたりという  
ことで、主立ってやはり連携先としては小学校が  
今見るところ1つ、それから大学が2つといった  
ような形で、今までの地域連絡協議会の枠を超え  
た新しい制度の目的に沿った利用をしていただ  
いているというような成果が出ていると思います。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 6年度スタートの  
本当に皆さんがいろいろ考えられてスタートした  
この事業が進められているということと、今非常  
に町内会を解散するとか廃止するとか、そういう  
日本国中の話になっておまして、町内会があり  
ませんという地区もある中で、やはり頑張ってい  
るのだなというふうに思いますし、意見交換会で  
も何とかしたいという、そういうお声をお聞きし  
たのです。だから、今頑張れば何とかなるのかも  
しれないということで、今日質問させていただ  
いております。一番は、広報紙の配布が大変負担に  
なっているという、そういうお声を聞いていると  
ころなのですけれども、民間委託とか、滝川市で  
すか、とかもアウトソーシングしておまして、  
全戸ではなくて、希望する町内会だけを民間委託  
しているというところで、全国的には神奈川とか  
新潟、上越市、愛知県の安城市もたくさんあるの  
です。そういうことを名寄市で考えられたことは  
あるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 多分一番は、ま  
ず町内会ごとに交付金を支給しておりますけれど  
も、その部分について広報配布の手数料というこ  
とで一緒にお支払いをさせていただいているとい

う部分が既存の町内会活動の固定的な経費になっ  
ている部分もあるので、そこについてはちょっと  
乱暴にいじるという作業には相当時間をかけない  
と難しいかなというのが我々の認識です。それか  
ら次に、期間的に一遍にこれを配布するという手  
段を郵便ということで考えた場合に非常に大きな  
コストがやっぱりかかってくるということと、も  
しそれをエリアごとに請けていただける事業者が  
あったとしても、多分仕事量的にそれを日にちの  
中で配達完了できるだけの、今そのような受皿は  
なかなかないという認識であります。ですので、  
今のところそこは町内会連合会の皆様ともいろ  
いろな意見交換、これ日々課題として出てきてい  
るものですから、情報交換のほうはさせていただ  
いておりますけれども、明確な解決方針というのは  
まだ見いだせていないというような状況でござい  
ます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） やはり広報紙の配  
布が負担だということで、町内会の役員も引き受  
けたくない、班長も引き受けたくない、そうい  
う声もお聞きしておりますので、ぜひこのこと  
について今後検討していただきたいというふうに思  
います。令和2年12月ですか、町内会運営に関  
するアンケート調査結果というのが北海道名寄市  
から出ているのですけれども、会員の減少、役員  
の高齢化、役員の担い手不足、広報紙配布などが  
記載されています。コロナ禍がありまして、高齢  
化が進み、状況はますます厳しいものになってき  
ているというふうに考えますけれども、この間具  
体的に、広報紙はそのような経過があったのかと  
いうふうに思いますけれども、担い手だとか役員  
の高齢化などについてはなかなか進んでいかない  
のかなというふうに、いっていないのかなという  
ふうに思いますけれども、この辺のことで何かあ  
りましたら、お知らせいただきたいというふうに  
思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） この問題については、これは町内会活動のみならず、いろいろな活動において、一昔前と違って今70歳ぐらいの方でも普通に勤務をして、お勤めいただいている方もかなり多い時代になってきているのではないかなというふうに思っています。そんな中ではなかなか、ではこういった町内会活動で担っていただける方というのはどんどん高齢化が進んでいるという状況でありまして、そういった部分で例えば町内会の中での広報の配布がもうちょっとまいことできないかとかという相談については地域課題担当のほうでそれぞれ相談窓口を持っていますので、相談いただいて、中には町内会の会員の皆様の理解を得た上で、お知らせについてはラインを活用して、それで周知をしているというような、そんな町内会もありますので、まずは御相談をいただける場所をつくっておりますので、それは当然町内会連合会の中でもお知らせをしていますので、そういった部分を活用していただきながら御相談いただければ、我々も対応できる範囲、思いつく範囲でしっかりとアイデアを出しながら伴走していきたいというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 先ほどの答弁の中で、紙で読みたいという方が94%ですか、やはりこれは非常に大きいなというふうに思ったのです。ライン、いろんな媒体があるわけですがけれども、だんだん何年か後にはそういう媒体も使いながらという答弁だったというふうに思うのですけれども、今現在ではやはり紙媒体で配布する。そしてまた、作った人の思いが伝わると思うような、私は思うのです。頑張って作っているのだという思いが、やっぱり94%の方はそういうふうに思って、紙で頂いているのかなというふうに思うのですけれども、こここのところ。ラインだとか今いろんな媒体がありますけれども、そこにどういうふうにシフトしていくのか。今は無理でもそのところを想定してやっていかなければなら

ない部分というのはあって、そこら辺の経費とか、今交付金だとかおっしゃっていましたがけれども、そういう考え方は今後どのようにしていこうかというふうに考えていることがあれば、お知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今我々も若干は想定はしていたのですけれども、紙媒体による情報伝達というのが圧倒的に多いというこの現状を踏まえて、やはり答弁したとおり、デジタルという技術もありながらも、それを活用して見ていただける方よりも圧倒的に紙が多いので、我々としてはまだしばらく紙での広報紙、情報発信というのはやめられない。どうしていくのかというのは答弁で答えたとおりののですけれども、しかるべきタイミングでシフトしていくところを見定めていくということしかないので、まだどのようにシフトしていくのかという、その段階もまだ我々としてはまだ準備ができていないというか、この数字を見ると紙をちょっとしばらくやっぱり大事にしていかなければならないなという認識ですので、それよりも今度配布をする負担感、そういった部分をどう解決していけるのか、これまでも同時配布物、この部分を今まで多かったのを、皆さんに声かけをして、同時配布物を減らしながら全体的なボリュームを下げると、このような取組を一定程度させていただいておりますので、今後また町内会連合会、各町内会長様とも意見交換をさせていただきながら、お互いがよりよい方向、合致できる方策を検討しながら、負担感については答えはないのかもしれませんが、深めていきたいというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 分かるのですけれども、やはり全戸に配布していただきたいというのもありまして、いろんな方法があります。経費がかかりますし、いろんな課題があるということで今御答弁いただいたところなのですけれども、

100%の配布を目指すために何か考えていることというのはございますか。それで、民間委託すれば100%になるかなというふうに思ったのです。

○議長(山田典幸議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 例えば民間委託をうまく使いながら100%というお話をいただきましたけれども、では何でそこだけが民間委託というバランスもまた出てくる話になってございますので、そこについては先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、やはりそこを受皿として御協力いただいている各町内会、町内会の会長の皆様方もしっかりと意見交換をして、いい答えが出せるか分かりませんが、お互いがちょっと納得できるような形のところですり合わせ作業というのをしっかりしていきたいというふうに思っております。

○議長(山田典幸議員) 高野議員。

○11番(高野美枝子議員) 町内会の負担軽減も考えながら現状の活動交付金も維持しながらということで、市民への情報提供もしていけないといけなくて非常に大変、経済的にも厳しい状況かなというふうにも思うのですけれども、その中でもやはり先ほどおっしゃっていたように、情報提供が非常に大切であるし、市民もそれを求めているということなのです。先ほどデジタルにいつシフトするか分からないということのお話でしたけれども、今後広報が今軽量化するとかいろいろなお話いただきましたけれども、広報は今後どうなっていくのかなというところがちょっと思うところなのです。情報提供の在り方について紙媒体で欲しいという方が多いのですけれども、非常にページ数も少なく、配布資料も少なくなるといったことなのですけれども、将来に向かってはやはり非常に大事なことを広報紙に入れて、あとはラインとかいろいろなもので詳しいことが見れるとか、いろいろな工夫の仕方があるというふうに思うのですけれども、そこら辺の考え方について

ありましたらお知らせください。

○議長(山田典幸議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) これは、媒体によつての特性がそれぞれかなり違うということですので。紙媒体の広報というのは、御承知のとおり月に1回の情報発信ということになります。ですので、ここはお知らせしたいといった部分を特にまとめて、過密な文字数になっている部分ありますけれども、それだけちょっとお伝えしたいという部分もあるということで、一月分でまとめられる分だけ広報担当が知恵を絞りながら毎月編集をして、発行させていただいております。冒頭議員のほうからもお話ありましたホームページのKPI、達成しているよねというお話ありましたけれども、これは圧倒的にやはりラインの登録者が増えた。ラインというのはプッシュ型ですので、その都度リアルタイムで発信できて、そのリンク先というのはホームページになっているので、ラインのユーザー数が増えれば、そこから直接ホームページにダイレクトでアクセスしてくる数が増えますので、その部分についてはホームページが圧倒的に伸びたというよりも、私はいわゆるラインのユーザーが圧倒的に直接ホームページにアクセスした数が増えたというふうに認識しておりますので、やはり限定的な瞬発力の必要な情報発信についてはしっかりとライン等を活用しながら、そして当然SNS、そういったスマホをお持ちではない方のためにもマスコミ、新聞等をうまく活用しながら、ラジオを活用しながら、その特性をうまく使いながら情報発信に努めていきたいというふうに考えております。

○議長(山田典幸議員) 高野議員。

○11番(高野美枝子議員) 町内会活動が、コロナもありまして、非常に頑張っているところと元気がないところとあるように思うのですけれども、名寄市が求める行政、協働の社会のためにはやはり町内会を強化していくことが、町内会の在り方がすごく問われるところだというふうに考え

ます。今本当にいろんな課題が町内会から出されてきていますので、これを機会にこれからどうするかということで、町内会にいろんな行事だとか伝統芸能の継続だとか高齢者の見守りだとか空き家だとか、そういうこともやっぱり町内会の方がよく知っていますし、よく情報交換をしているのです。だから、やっぱりそのところを大事にしていって、そこを行政と協働で名寄市のために進めていく、このことが今非常に問われているのかなというふうに思っていて、町内会を何とか強化していただきたい。町内会のために何とか力を貸していただきたい。総合政策部に行けば親切な指導が受けられるということをもっともっとPRしていただきたいなというふうに思いますし、町連の皆様にもお願いしたところなのですが、議会で町内会との意見交換会をしたときにいろいろ本当に持っていて、課題は本当にあるのだな、大きいのだな、みんな一生懸命頑張ろうと思っているのだなということを感じていただきましたので、地域のコミュニティこそがやっぱり私たち名寄市で生きていく、名寄市を大事にしていく、高齢者から小さい子まで本当に大切にしたい町内会コミュニティだというふうに感じているところがございます。今後もいろいろな制度が変わっていったり、また新しい事業が増えていったりするのでしょうか、今回の名寄市地域連携事業補助金、本当に使い勝手がよくて、これからますます皆さんが大いに使えるような、そんなような取組をしていっていただきたいというふうに思います。

次にのる一との地域公共交通のほうに行きまして、本当にのる一が非常に評判がよくて、いろいろな御意見をいただいて、これも町内会の意見交換会や市民との意見交換会でいただいているのですけれども、アンケートの結果を報告していただいたのですけれども、各バス路線の課題が大きいかなというふうに感じたところなのです。今後公共交通、本当に赤字路線も出て、道の補助も

切られたとか、難しい場面に入ってきているのだというふうに思います。そのような中で、来年3月までですか、計画が延びたということで、いろいろ議論なさっているのだというふうに思うのですけれども、どのように最適化されていこうと思っているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今議員のほうからバス路線の課題についてもちょっと特出しをしていただきながらどうしていくのかという御質問かなというふうに思いました。北海道の上川地域公共交通計画、こちらのほうで地域が必要とする需要やニーズを踏まえた広域交通の維持確保に向けた取組を計画で推進することとされておりまして、北海道や関係自治体、事業者と地域の実情に応じた協議、検討を行って、運行形態の最適化という部分については進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 最適化ということなのですが、人口減少、また車をお持ちの方が非常に多いということで、車社会の中であってバスの利用というのは本当に必要だけれども、乗っていないというのが現実だというふうに思っておりまして、その中で国や道の補助金をもらって運行することの難しさを今感じ取ったところなのですが、非常に多くのバス路線があるということに改めて思ったのですけれども、このバス路線をやはり縮小、形態を変えていくというような方向になるのか、そのことを確認したいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 基本的な考え方としては、最初の答弁のほうで触れさせていただきましたけれども、効率化を考えると重複している部分というのはやはりちょっと考えていかなければならないかなというふうに考えておりまし

て、剥がすとか減らすとかというよりも重複している部分をどう効率化していくのかといったところも大変重要な視点なのかなというふうに考えておりますので、ここについては公共交通の活性化協議会の中でもしっかりと議論いただきながら、名寄市での最適化の解をもっと出していきたい、いけばいいかなというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） それは、来年の3月までにということですか。出していくということですか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 来年の3月というのは、現状の公共交通網の形成計画の計画期間ということですので、ここについては最適化については計画が一度切れても、その先に新しい計画になっても最適化の目的というか、最適化していかなければならないというのは不変ですので、そこについては引き続きしっかりと解が出るまで議論をしていただきながら作り上げていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） アンケートの結果で財政的に非常に厳しい状況にあるということで、54%の方が財政支出を抑えてスリム化していったほうがいいのではないですかというような回答があったということなのですが、スリム化は避けられないというふうに思うのですが、このように市民が非常に理解がある回答が、私は少し市民が本当に財政のことを考えて、公共交通でも協力しようという、そういうところが見られるのかなというふうに思います。私の周りでは、やはり高齢者の方が多いので、何とか自動車の運転をしたくないと。返納したときに代わりになる交通機関がないと、そのように言うておられまして、そのときにのる一とが自由自在に町の中を走っていると。これだったらもしかしたら免許証返納してもいいのかなというふうに言われるのです

けれども、先ほど言われた便数だとか乗車時間、5時以降も運行してほしいとか、あとバス停の問題とかかなりあるのですけれども、高齢者とか郊外の買物に行けない方とか、また通院される方に今定期的な循環バスというのですか、風連デマンドとか走っていますけれども、そこら辺の整理の仕方というのは基本的にどのように考えていったらいいのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時37分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 市民アンケートのこと、私まずお答えさせていただいて、先ほど議員のお話にもありましたけれども、52%、半数を超える方がある程度スリム化をして市の財政支出を抑え、持続可能な公共交通を目指すと、こういったアンケート結果が出ていますよということで私も御答弁させていただきましたけれども、ここについてはこの数字だけではなくて、我々もこれ冷静に数字を見なければならぬと思っております。ここは現状車を運転できる方も含めてこのような回答をいただいているといったところから考えると、では一番大事なことというのはいかに、先ほど重複路線のお話もしましたけれども、そういった効率化を高めて、そして今までの投資よりもさらに利便性の上がる手法を考えて、やはり乗ってもらう、乗っていただけるような公共交通をつくって、持続可能な体系に再構築していくという視点がすごく大事なのだろうというふうに思っています。郊外のお話も出ましたけれども、郊外について実はのる一のようなAIオンデマンドバスをぜひというお声もいただいたりする場面もあるのですけれども、これは再三場面あるごとに御説明していますけれども、ああいったAI活用型というのはやはり乗り合いが多く発生する

場面で非常に能力を発揮する乗り物でありますので、基本的にはそういったAI活用型というものを範囲を拡大するというよりもその地域、地域に合った公共交通を再編していくという形ですので、あくまでも縮小というよりは、決してエリアをしっかりと網羅をしながら利用していただけて、なおかつ効率的な、経費的にも魅力的な再構築を目指していくというのが基本的な方針になっていくのかなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 本当にそうであってほしいと、網羅しながら市民の立場に立った公共交通であってほしいというふうに思って、今のひとつの話が出ましたけれども、町内会との意見交換会、今年の町内会長と行政との懇談会、意見交換会の中でも風連地区からのひとつと名寄の説明会や農村への導入について検討していただきたいとの要望がありまして、石橋部長の答弁ではのひとつと名寄の運用方法や風連地区の導入については市民アンケート調査実施を予定しているの、そちらを参考に検討を進めていく。市長の答弁も公共交通についての御意見があり、関心を持っていただいていることが分かった、今後議論を進め、よりよい公共交通としていきたいと非常に何か希望的な膨らみのある、もしかしたらうちのほう来るのかなというような答弁になっていたかというふうに考えるのですけれども、人口密度の低い郊外、農村地区は不向きだというシステムということで今はおっしゃっているのですけれども、やっぱりもしかしたら来るかもしれない、のひとつというふうな、郊外、智恵文でも御意見いただいたところなのです。郊外、農村部、のひとつでもなくてもいいけれども、ああいう形態がいいのだよねという御意見を意見交換会でもいただいているのです。そこのところをどのように説明していくのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私先ほど発言し

たのは、AI活用型の得意、不得意分野というか、能力を発揮できる状況の説明をさせていただきました。人口が密集、ある意味農村部についてはAIというものを導入しないまでも普通に受付をしてということで十分対応できるという状況になると思いますので、では路線バスではなくてデマンド型にしていくのかといったことも含めて、そういった地域ニーズの声もいただきながら、そういった声を踏まえて活性化協議会の中で議論を深めていくことになるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 活性化協議会の中の議論が必要なのだということを丁寧に説明していただき、やはりどこにでも走れるものではないのだということも説明していただき、それに代わるもっといいものももしかしたら来るかもしれないよというところで取り組んでいただきたいというふうに思います。

今年5月に国土交通大臣による地域の公共リ・デザイン実現会議では各地域の地域事情ごとに移動の足の確保のために日本型ライドシェアを導入、活用する方向性が取りまとめられました。新たな制度やDXを含めた新技術導入による公共交通の改善についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ライドシェアということです。このライドシェアというのは、地域交通の担い手、移動の足不足解消のためにタクシー事業者の管理の下、自家用車の一般ドライバーが運行、お運びするというような事業でございます。具体的にタクシーの配車アプリによりましてタクシーが不足する地域、時間帯を特定して、地域の自家用車、一般ドライバーが活躍するような、そのような仕組みとなっていると承知しているところです。この制度、日本版のライドシェアの創設は、主に観光地や都市部、それから喫緊の課題であるタクシー不足の地域、こういったこと

への対応が目的となっております。本市においてはドライバー不足という部分については課題はあるというふうに認識しておりますけれども、市内にタクシー事業者が3社あるということでございますので、ライドシェアによりタクシーの供給不足改善を図るという段階ではないというふうに考えているところです。一方で、国は地域の公共交通の課題への対応として自動運転など新しい技術の導入も進めておりまして、本市が抱える課題に対しては新制度、新技術がどのように活用できるのかといったところも動向も注視しながら研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） タクシーはまだ今のところ名寄市においては大丈夫ですよということの答弁だったというふうに思います。しかしながら、いつまで大丈夫か分からない。ドライバーも今足りない。そのような中でやはり公共交通、私たち何かあったときにどこか出かけるときに自分の自動車以外はないのかというところで、本当に地域公共交通が皆様の話題になっておりまして、特にのり一とが非常に評判がいいということで、こっちにもあっちにも、智恵文地区にも風連地区にもぜひ回してほしいということの意見交換会でのお言葉をいただきましたので、質問いたしました。

人口減少、少子高齢化、産業構造の変化、物価高、様々な課題の渦の中にいるような最近の名寄市です。だからこそ、人と人が助け合い、励まし合い、良好なコミュニティーや公共交通の期待をいただいた市民との意見交換会で行いました。課題があるからこそよいもの、地域のコミュニティーに変えていけばよい、変えていくよい機会だというふうに考えます。市民との協働として大切な役割を担う町内会が市民のよりどころになる組織になるよう期待しています。また、郊外に住んでいても、高齢で免許証を返納しても不安がない公共交通になるよう今後の展開に期待をして、質

問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 2時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 東 千 春

令和6年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和6年9月11日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 報告第3号 令和5年度決算に基づく  
健全化判断比率の報告について  
報告第4号 令和5年度決算に基づく  
資金不足比率の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問  
日程第3 報告第3号 令和5年度決算に基づく  
健全化判断比率の報告について  
報告第4号 令和5年度決算に基づく  
資金不足比率の報告について

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中畠孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	岸小夜子君
総務部長	木村睦君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	松田慎司君
健康福祉部長	馬場義人君
経済部長	山田裕治君
建設水道部長	東聡男君
教育部長	伊藤慈生君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸君
市立大学事務局長	水間剛君
こども・高齢者支援室長	田畑次郎君
産業振興室長	櫻田孝臣君
上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	鈴木康寛君
監査委員	岡川進君

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

11番 高野美枝子 議員

14番 東川孝義 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

選挙におけるポスター掲示場及び投票区に関してを、中島孝幸議員。

○1番（中島孝幸議員） おはようございます。議長より指名を受けましたので、通告に従い、質問してまいります。大項目1、選挙におけるポスター掲示場及び投票区に関して、小項目1、ポスター掲示場の設置基準について。選挙におけるポスター掲示場をめぐっては、本年6月20日に告示された東京都知事選において56人が立候補したのに対し掲示板の枠が足りなくなり、不足分をクリアファイルで補うという事態や一部の掲示場で同一の選挙ポスターが複数枚貼られるといった事態が起り、問題として取り上げられ、選挙ポスターの意義や役割に関する議論が巻き起こったところであります。選挙運動の手法に関しては、公職選挙法において厳密に定められており、周知手段として公報、街頭演説等と並んで、ポスターは重要な役割を担っていると考えられます。ただ、ポスターを見て政見を知るという時代からインターネットで情報を得る時代に変化しており、掲示場の意義を見直す時期に来ていることは確かであると思います。

さて、名寄市においては、直近の令和5年4月

の統一地方選挙において144か所の掲示場が設置されました。名寄市の投票区は、第1投票区から第29投票区までの総数29であります。投票区との関係を含め、144か所の掲示場はどのような基準で設置されているのか伺います。

次に、小項目2、ポスター掲示場の見直しについて。公職選挙法第144条の2第2項には、掲示場の総数について1投票区につき5か所以上10か所以内において政令で定めるところにより算定するとあり、公職選挙法施行令第111条には投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び投票区ごとの面積に応じ、ポスター掲示場の数が一覧表で示されています。ただ、重要であると思われるのは、公職選挙法第144条の2第2項において次のように書かれています。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合にはあらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる、減らすことができるとされている点であります。実際福島県相馬市においては、平成19年にポスター掲示場数の見直しが行われています。相馬市では191か所から151か所に削減し、コスト面でも約40万円削減し、行財政改革上の効果も生んでいます。相馬市が削減を行った基準は、1、一定の距離、おおむね200メートル程度で近接している場合、2、山林もしくは田園で周知効果が十分発揮できない場所、3、有権者が著しく少ない場所といったものであり、これは名寄市に当てはめても見直しに有効な基準であると考えられます。当市は、全体としては人口減の中にありますが、地区によっては人口減の場所もあれば、逆に人口増の場所もあります。時代の変化に合わせて掲示場数を見直すことが必要なのではないでしょうか。見直しの結果によっては掲示場削減だけでなく、逆に増加が必要な地区もあるかもしれません。名寄市で最後に掲示場数の見直しを行った時期と掲示場数の見直しに関する理事者のお考えを伺います。

小項目3、投票区の見直しについて。掲示場の

数よりさらに根本的な問題として、投票区の数の問題があります。本年6月、留萌市選挙管理委員会は留萌市投票区の見直し案を公表しました。その案は、現在22か所ある投票区を13か所に統廃合するというもので、その背景には有権者数の減少や期日前投票の定着といった投票を取り巻く環境の変化、さらに投票所業務に当たる人員の確保の難しさといった状況があります。留萌市では、投票所間の距離が1キロメートル以内に近接している投票区をできるだけ解消するという幾つかの見直し基準を基に統廃合を進め、さらにその上で65歳以上の高齢者数が多い地区などでは、臨時期日前投票所を開設するという配慮を行っています。令和6年度中に統廃合を実施し、令和7年の参議院議員通常選挙から執行するというスケジュールで進めているようです。平成の大合併において単独存続となった留萌市に対し、名寄市は風連地区を含め広い投票区を持つため同一の物差しでは論じられませんが、名寄市の現在の29投票区を絶対のものとするのではなく、状況の変化に応じて絶えず見直しを行うことは必要ではないでしょうか。投票区の見直しの必要性に関して、理事者の認識はどのようなものであるか伺います。

地方議会では、議員の成り手不足が指摘されています。選挙を円滑に実施する方法を常にアップデートすることは、選挙の負担を軽減し、選挙に出やすくすることにもつながると思います。その点を最後に申し述べて、壇上からの質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） おはようございます。中島議員からは、大項目で1点御質問いただきました。御質問の選挙におけるポスター掲示場及び投票区に関しては、名寄市選挙管理委員会の所管となりますので、同委員会事務局としてお答えいたします。

初めに、小項目1、ポスター掲示場の設置基準について、小項目2、ポスター掲示場数の見直し

につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。ポスター掲示場の設置数については、公職選挙法第144条の2第2項に掲示場の総数は1投票区につき5か所以上10か所以内において政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合にはあらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができるとなっております。お尋ねの144か所のポスター掲示場の設置基準であります。本市の政令で算定されたポスター掲示場の設置総数は214か所とされており、そこから北海道選挙管理委員会との協議により有権者が密集している投票区では基準より増やし、有権者が少ない投票区では基準より減じる調整を行い、合計では70か所を減じて、現在は144か所としているところです。また、最後にポスター掲示場の数の見直しを行ったのは、令和元年の統一地方選挙であり、2か所を減じて、現在と同数の144か所としております。選挙管理委員会といたしましては、設置基準に基づきながら各投票区の状況に応じて適切にポスター掲示場を設置してきたという認識であり、今後においても選挙管理委員会の協議を踏まえ対応してまいります。

次に、小項目3、投票区の見直しについてお答えいたします。昨年の統一地方選挙における地区別の投票区数は、名寄地区は19投票区、智恵文地区は2投票区、風連地区は8投票区、計29投票区となっており、有権者別では100人未満は8投票区、100人以上1,000人未満は13投票区、1,000人以上は8投票区となっております。本市の投票区は、平成24年に智恵文地区の投票区について関係する町内会と見直しの協議を行い、統合の協議が調ったことから、3つの投票区を統合いたしました。その結果、名寄市全域で29投票区となり、現在に至っております。名寄市選挙管理委員会としても状況の変化に応じた投票区の再編は必要と考えておりますが、地域

との協議が重要であり、選挙管理委員会の一存では再編できないと考えているため、絶えず見直しを行うということは難しいと考えております。再編に当たっては、投票率が低下しないよう様々な対策が必要になるものと考えており、他自治体の先進事例を参考としながら選挙管理委員会において協議していくことといたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、この一般質問を取り上げた経緯について少し申し上げておいたほうが良いと思うのですが、昨年4月16日、名寄市議会の議員選挙が告示されて、そのときにポスター掲示が行われたということなのですが、私、個人的な話になりますので、壇上からは申し上げませんでしたけれども、全くの新人で、選挙も初めてということで、この選挙貼りというものも本当に一般の市民としては全く知らなかったことがそういう選挙に立候補することによって知ることになったということです。そのときに感じましたのは、144か所、私、細かいことを申し上げて申し訳ありませんけれども、6人で3台の車に分乗して、市内144か所貼って回ったのですけれども、市内、市街地の場合には目標の建物とかたくさんあって、掲示場も非常に分かりやすいので、スムーズに貼っていただけですけれども、郊外、田園地帯になりますと掲示場を見つけること自体が難しいです。地元の方はよく分かっていて、あそこに掲示場があるということで、地元の運動員の方などが貼っている場合には問題ないと思ったのですけれども、それを自分で車で回って貼ろうとしたときに感じたこと、どういうこと感じたかという、やはり車でしか通らないような、立ち止まって見る人がいるのだろうかとか、そう思うような場所にも掲示場があって、これは何とか整理したほうが良いのではないかと、個人的なそういう実感があっ

たものですから、そのときに、1年ちょっと前に感じたということから、本日の質問に至っているということです。

それで、ただいまの木村部長の答弁でよく分かってきたところがありますので、見直しを最後に行ったのが令和元年ということで、そのときには2つの選挙区を減らしていると。それで、現在の144か所というのも公職選挙法施行令111条に定められている、そのとおりであれば214か所であるところが調整して70か所を減らして、現在の144か所になっているという、そういう事情、よく分かりました。それで、その上でさらに考えなければいけないと思うのですけれども、最後に見直したのが令和元年ということなのですが、先ほど最後のお話では絶えず見直しを行うのは難しいということでありましたけれども、さらに見直しが必要なのではないかとこのことを感じる理由としては、ポスター掲示場配置図というのをこれ選挙のときに各陣営に配付されて、これに29投票所の地図が載ってしまっていて、地図が載っていて、1ページ当たり1投票区、あるいは2投票区が1つのページの地図で表されているところもありますけれども、大体27ページぐらいにわたって地図が載せられていて、そこに掲示場の場所が示されているのです。こういうのは、一般市民であったときには全く目にも入りませんでしたし、選挙に出てみて初めてこういうところ、こういう形でやっているのだということが分かったということなのですけれども、その地図の中に書かれている例えば高校の名前とか、それが去年見たときにはこれいつの地図なのだろうというような、例えば産業高校ではなくて、光凌高校という名前が載っている地図が使われているとか、そういうところからこれ見直し本当にしているのだろうかということを思ったので、質問させていただいたということです。その点、令和元年が最後に見直されたということなのですけれども、全体にわたって選挙区、投票区全体にわたって見直し

ということ、人口の増減もあると思いますけれども、選挙区全体にわたっての見直しというのはされたのか、それとも必要最小限、令和元年度に必要が出てきた箇所に関して見直しがされたのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） まずは、候補者の方々にお渡しするポスター掲示場の地図が少し古い形の地図だったということに関しましては、もう少し分かりやすいものにしたほうがいいのかなどというところで今ちょっと思っているところであります。令和元年に今2つほど減らさせていただいたところにつきましては、全体というよりも一部の地域についてポスター掲示場等の箇所を減らしたというような形になっているかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 恐らく一部の地域に関して必要が出てきて、その地区を見直したという形だと思えるのですが、先ほども申し上げましたけれども、名寄市全体としては人口減の中にあるわけですが、例えば小学校の入学児童の数を見ましても名寄南小学校は80人以上新生が入っているのに対して、名寄小学校は20人に満たないというようなことで、世帯数がそれだけ増えているところと減っているところがあるということだと思います。そういうことを考えますと、一部の見直しではなくて、全体についてもう一度見直して、減らせるところは減らす、増やすところは増やすという必要があるのではないかと思いますけれども、その点もう一度御質問いたします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 先ほど議員のほうからも福島県相馬市の見直しの基準なんかもお話いただいたのかなというふうに思います。名寄市もポスター掲示場の設置の基準までいかないのですけれども、考え方というところを少し持ってお

りまして、ちょっと御紹介させていただきますけれども、ポスター掲示場につきましては公示前日までに設置する必要がもちろんありますので、選挙期日はやっぱり急に決定する場合も多いです。そのため、迅速にポスター掲示場を設置する観点というところから市有地に多く設置しているというところがまずあります。もう一つは、設置位置については市街地につきましては一定の地区に偏りが出ないように設置しまして、農村部等の面積が広く、有権者が少ない地域につきましては有権者に多く見てもらうため投票所となる地域の会館の前ですとか、地域の市民が利用するバス停の付近等に設置していると。比較的大きな道路のところに設置するように努めさせていただいているところであります。さらには、ポスター掲示場の減少ですとか移設の際にはやはりこれまでの地域の方々に、ずっとそのポスター掲示場も置いてありましたので、一定程度は地域の協議を実施した上で決定させていただいているというのが状況であります。しかし、そういうことからはなかなかそういったきちんとした基準というのはすごく難しいというふうに考えておりますし、農村部等につきましては長きにわたって一定数のポスター掲示場を設置してきて、この間地域の方々にもその場所についても今認知されているということもございまして、設置数についてはやはりそういった状況も捉えながら、地域の方々の意見も尊重しながら決めていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 地域の意見聴取ということは、非常に重要だと思います。地域の方が投票に行きやすいような環境を整備すること、それがまた投票率の向上にもつながると思いますので、地域の町内会の方の意見を聞きながら進めるということ、非常に重要だと思います。

それで、去年、今年あたりの住民との意見交換

会、市議会の行っている住民との意見交換会に出席した感じでは、選挙のそういう投票所とか掲示場に関してはほとんど意見が出てこないです。それは、恐らく私が思うには選挙というのはそう頻繁にあるものではありませんので、何年に1回行われるので、そういう日常生活と関わるような、密接に意見言いたくなるようなことではないのかもしれませんがけれども、それでふだんは住民の方、町内会との意見交換を行っても、そういう意見は出てきませんけれども、これからそういうテーマを持って意見交換会などのときに実は選挙の掲示場についてお聞きしたいのですけれどもというような形で積極的に意見を求めていくということも必要なのかなと思います。それによって掲示場数、あるいは投票所数の見直しということを考えていく必要があると思っているのですけれども、そういうことについては特に問題ありませんね。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） あくまでも選挙に関しましては、選挙管理委員会が最終的に判断するというか、選挙管理委員会の中で決めることとなっていますので、各法令に照らし合わせながら公正な選挙をしていかなければなりませんので、そういったところを踏まえながら、いろんな状況を見ながら選挙管理委員会のほうで決定させていただきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 分かりました。

それと、投票所の数の統合、見直しに関して、先ほど壇上からの質問で留萌市の例を取り上げましたけれども、現在留萌市、これ今年6月にそういう新しい案を出したということなのですけれども、現在22か所ある投票区を13か所に統廃合するというので、その理由としては選挙人名簿登録者数が減っているということもあるのですけれども、投票事務、投票管理者であるとか投票立会人、あるいは投票所業務に従事する職員を確保するのが難しいというような、そういう問題があ

るといことなのですけれども、その点に関して名寄市では特に問題がないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 投票管理者につきましては、現在の選定方法といいたいでしょうか、そういったことに関しましてちょっとお話しさせていただきまして、当日の投票管理者につきましては投票区の町内会長に依頼させていただいている状況でありますし、期日前投票の管理者につきましては市の管理職含めた市のOBの職員に依頼し、今のところしっかりと実施させていただいていると思っています。投票の立会人につきましても公募ですとか投票区の町内会長の推薦により決定させていただきまして、期日前投票立会人につきましても公募により決定させていただいています。新聞ですとか広報にもそういったことを御周知させていただきながら立会人のほうは決めさせていただいておりまして、現状58名当日の投票立会人は必要なのですけれども、ここについてはそういうことのやり方によって今のところは大丈夫だというふうに認識しております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） それに関して了解いたしました。

それで、選挙人名簿登録者数、これはインターネットでも公開されておりますけれども、名寄市の令和6年9月1日現在選挙人名簿登録者数は2万1,787人ということで、投票区ごとで見ますと一番投票区で人数が多いのが第8投票区、2,804人、それで一番少ないのが第12投票区、37人ということであります。それで、地理的な条件がありますので、人数が少ないところ、多いところあるというのはそういうものだと思いますけれども、先ほどから申し上げている留萌市、留萌市ばかり取り上げて申し訳ありませんけれども、留萌市の見直しの方針について、先ほどから申し上げている22か所を13か所に投票区を統廃合

したという留萌市の例では最大で3,000人、最少でも200人程度になるように調整するというような方針でされているようです。その3,000人というのは、昭和44年の自治省選挙部長通知の中で3,000人を超えないというような趣旨のことが言われていて、それに合致するような形で進められていて、名寄市の場合も最高が現在のところ2,804人ですから、それにも合致していて、問題ないというふうに考えられます。最少に関しては37人ということで、その辺の地理的な条件とか投票に行きやすいというようなことも踏まえた上で、そういった人数に関して留萌市の200人程度にするというようなことと比較して、お考えをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 他自治体でそういった投票区の統廃合のやり方というのは様々あるかというふうに思いますので、各自治体の選挙管理委員会の下でいろんなそういった基準を定めていただいて、やられているのかなというふうに思っているところであります。名寄市選挙管理委員会においても再編に向けた協議、先ほどの答弁でも智恵文地区、平成24年にやったわけですが、そういった協議をしてきているわけでありまして、再編するとなると、やはり先ほど議員のほうもお話ありましたけれども、投票率の低下を招くことのないようにまずはしなければならないということから、当然そういった再編、統合をする際にはいろいろな対策というところも必要になってくるのかなというふうに思います。しかしながら、何よりもここは、先ほどのポスター掲示場もそうなのですが、こちらの投票区のほうがやはり何よりもその地域の皆様方の理解を得ることが最も重要なことだというふうに思っておりますので、そこについては丁寧な議論を重ねていかなければならないのかなというふうに思っております。留萌市さんのお話いただいたのです

けれども、実は今年選挙管理委員会の事務局長会議におきましてはやはりなかなか統廃合についてはあまり考えていないというところが実は多かったのです。決して考えないわけではないですが、やはりそこは先ほどの答弁のちょっと繰り返しになってしまっていますが、地域とのしっかりとした説明とさまざまな状況を踏まえながら、時期を捉えながら選挙管理委員会のほうでここは協議、議論していくべきものなのかなというふうに思っていますので、御理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ありがとうございます。

それで、もう一つ、特に選挙人名簿登録者数が少ないようなところ、農村地区に当たると思いますが、そういったところでは投票所までの足が確保できるかというようなことも問題になってくると思います。年齢を重ねて、投票所まで足を運べないので、ちょっと棄権しようとか、そういうようなことになってしまうようなおそれもあって、そういったことを防ぐために投票バスというのを運行したりとか、そういった例も他自治体ではあるようですけれども、そういった必要性については何かお考えのところはありますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 各投票区まで行けない、だんだん高齢の方が増えてきて、行けないというところというよりは、あと逆に再編、統合して御自身の御自宅から遠くなるほうがそういった状況が出てくるのかなというふうに認識、今議員から御提案いただいて、考えていたところなのですが、ちょっとその状況ははっきりしたことは述べられませんけれども、ただ先ほどいただいたバスですとか例えば移動投票所ですとか、様々な各自治体で投票に関して進められていることというのは行われておりますので、そういったこと踏まえて先ほどの再編とか併せながら、また日

常的な選挙の在り方につきましては、在り方というか、やり方につきましてはこの間いろいろとお話あるかと思えますけれども、あくまでもそういったことの中で、繰り返しになるのですけれども、選挙管理委員会の中でこれは協議していくべきことだというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 先ほど申し上げましたこの配置図に関しては、単純に直せるようなところがあると思えますので、それについてはお願ひしたいと思います。できれば全体的な見直しというの必要な時期が来ると思えますので、個々の投票区に関して部分的な修正も大事かもしれませんが、全体的な見直しということも時期を見て行っていただければというふうに考えます。それで、投票率を上げる努力ということ、それを示すということが投票に行こうという意欲を住民に持ってもらうということにつながると思えますので、そういうことも考えながら掲示場を見て、一般の市民の方がこれ必要なのかと思わないように、そういうことも含めて投票率向上、それから選挙に立候補する議員の成り手を増やすというような観点からも見直しを行っていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 以上で中島孝幸議員の質問を終わります。

生活保護行政に関わって外2件を、川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 通告に従いまして、大項目3点にわたり質問をさせていただきます。

大項目1、生活保護行政に関わってお伺ひいたします。群馬県桐生市をはじめ、全国で不当な運用がされていることが明らかになり、大きな問題となっています。セーフティーネットとしての役割が果たせているとは言えません。そもそも決まりにのっとっていないことが原因だと考えます。

相談をする側も受ける側も制度をより明確に把握していることが必要だと思います。当市において、同じようなことがあってはなりません。当市において、生活保護行政がどのように進められているのかお伺ひをいたします。

そこで、小項目1、ケースワーカーの研修についてどのように取り組まれているかお伺ひいたします。

小項目2、相談者への対応についてお伺ひをいたします。

小項目3、保護のしおり発行についてお伺ひをいたします。

大項目2、名寄大学の魅力発信について伺ひます。9月に入り、3回目のオープンキャンパスが開催されますが、3年前の議会と学生との意見交換会である学生が言った言葉が忘れられません。担任の先生の勧めがあって、オープンキャンパスに参加した。そこで心をつかまれてしまったと。学生が主体のオープンキャンパス、小規模校のよさが十分に発揮されていると受け止めています。オープンキャンパスやホームページ、学校訪問などを通して名寄大学の魅力を発信されているわけですが、その取組状況をお知らせいただきたいと思えます。

小項目1、名寄市立大学の魅力発信の取組についてお聞かせください。

小項目2、学生支援について伺ひます。奨学金制度など学生支援についてお知らせください。

小項目3、学費値上げについてお考えをお聞かせください。

大項目3、名農キャンパスの利活用に関わって伺ひます。来年3月には閉校となる名寄産業高校ですが、市民の方々から名農キャンパスを何とか活用して残してほしいとの声が寄せられています。優秀な農業者を輩出し、市内経済を牽引する人材を輩出してきた名寄農業高校です。広大な土地、建物や施設は名寄になくはならないものとなっているのではないのでしょうか。北海道の管轄では

ありますが、この教育設備が整った施設を名寄市の子供たちや近隣町村の子供たちのために活用できる道を検討していただきたいと願うものです。

そこで、小項目1、特別支援教育で利活用を。特別支援学級に通う児童生徒のために活用できないでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上、この場からの質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 川村議員からは、大項目で3点御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については市立大学事務局長から、大項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、生活保護行政に関わって、小項目1、ケースワーカーの研修についてお答えいたします。社会福祉法第15条第1項第2号の生活保護法の現業を行う所員、いわゆるケースワーカーの研修は、法の適切な運用を確保するために非常に重要だと考えております。研修につきましては、北海道が実施します初任者研修をはじめ、日々の案件については随時係内のケースワーカーや生活保護現業事務の指導、監督をつかさどるスーパーバイザー、査察指導員と相談、共有をしながら生活保護法関係法令及び通知等を網羅した書籍を改正等に対応するべく毎年購入し、担当者ごとに処理させ、法令通知に基づく適切な対応に当たっております。また、月1回の現業員会議の中で制度についての研修を実施しているほか、担当ケースの状況報告、他福祉事務所で発生した事故等についての原因の精査及び防止策について検討をしております。生活保護担当ケースワーカー全国研修会は、生活保護費補助金、補助率2分の1を活用し、4から5年間隔で中堅ケースワーカーが参加応募をし、参加した際には研修内容を保護係で共有をしております。今後も引き続き制度を明確に把握するため様々な情報の収集や研さんに努めながら、法や保護の実施要領等を遵守し、適

切な対応をするよう常に緊張感を持って業務に当たりたいと考えております。

次に、小項目2、相談者への対応についてお答えいたします。厚生労働省の社会局長通知である生活保護法による保護の実施要領についてにおいて、生活保護は申請に基づき開始をすることを原則としており、保護の相談に当たっては相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこととされており、担当者は十分念頭に置きながら業務に当たっております。生活保護に関する相談としては、金銭に関する今後への生活への不安に関する相談が多く、その原因は健康面や仕事面のほか、内容は多岐にわたります。相談があった場合には、相談者の状況を把握した上で他法、他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認しております。保護申請の意思が確認された方については、速やかに保護申請書を交付し、申請手続についての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要な資料は極力速やかに提出していただくようお願いをしております。生活保護制度につきましては、一概に説明できないことも多くあり、個別の状況による部分もございますので、日々の生活にお困りの際はためらわず御相談してください。また、生活困窮者自立支援機関、相談支援機関でも様々な困り事相談に対応しておりますので、御利用をいただきたいと思いますと考えております。

次に、小項目3、保護のしおりの発行についてお答えいたします。本市におきます生活保護のしおりにつきましては、保護決定になった受給者に開始時に配付しており、担当ケースワーカーや市役所の連絡先をはじめ、生活保護の仕組み、権利と義務に関すること、医療や介護に関することなどについて記載をし、生活安定に向けて支援する内容となっております。生活保護を受給していない方への周知については、現在生活保護制度の詳

細を市独自でホームページ等に掲載をしておりますが、生活に困った方が相談できたり、相談につながるよう今後もより関係機関等と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 私からは、大項目2、名寄市立大学の魅力発信について、初めに小項目1、名寄市立大学の魅力発信の取組についてお答えいたします。

教員が中心となって行っております高校訪問については、昨年度から道外で今まで訪問したことがない高校も対象とし、各教員の実習巡回と併せて行程を組み、新潟、愛知、栃木、静岡などを訪問いたしました。今年度は、現在のところ道内128校、道外83校の計211校に訪問し、今後道内25校を訪問する予定です。高校訪問の都合がつかなかった高校に対しましても、大学案内を送るなどして本学の情報共有をしております。

次に、進学相談会につきましては、現在参加済み及び参加予定が計63件であり、今後高校及び進学者からの案内に基づき参加する相談会を決めて参加してまいります。各相談会によって複数の高校が参加する場合もあり、参加件数は年によって増減しておりますが、進学実績の少ない高校の相談会にも積極的に参加しており、一人でも多くの生徒に接触できるよう心がけております。ウェブメディアを利用した情報発信では、日々の大学の取組、学習風景、イベント情報などをフェイスブック、インスタグラム、ティックトックなどのSNSを用いて幅広く発信しております。オープンキャンパスや入試など大きな行事やイベントについては、大学ホームページにも掲載し、広く周知しております。情報発信に学生の視点を取り入れたアイデアを組み入れるために令和2年度に発足しました魅力プロジェクトの活動では、在学生の夏季休業での帰省に併せて出身高校に訪問していただく里帰り高校訪問で延べ30校近くの高

校に在学生在が訪問する予定となっております。また、学生の出身地のコミュニティーラジオに学生が出演し、その地域の方々に本学の魅力を伝えており、今年度は札幌市の西区にありますFM三角山、帯広市のFM-JAGA、函館市のFMいるか、FMくしろに出演し、今後FMあばしりにも出演する予定となっております。新しい取組では、10月5日土曜日に北海道テレビ放送株式会社、HTBと共同でトークイベントを実施いたします。これは、本学とHTBで行う初の進学イベントとなります。開催に当たりテレビメディアを使っただけのCMや番組内告知を行うとともに、イベント終了後も札幌大通にありますHTBコーナーの一角に本学のポスターを配置していただく予定となっております。今までSNSなどで本学の情報を発信し、フォロワーを伸ばして、広く広報を行ってまいりましたが、テレビ局と共に行う初の広報により今まで届きにくかった学生層に魅力を発信できればと思っております。今後の検討案件といたしましては、より広く受験生、保護者、教育関係者に本学を知っていただく取組として、受験生を対象とした新たな大学検索サイトへの参画、札幌駅でのサインボード広告の掲載、デジタル広告、新聞告知など新たな取組についても現在検討しております。

次に、小項目2、学生支援についてお答えいたします。本学独自の学生への経済的支援に係る奨学金制度については、1つ目に名寄市立大学奨学金のうち給付型奨学金、いわゆる名大奨学金があります。この奨学金は、世帯の所得金額が一定額以下の学生で、各学科、各学年で成績が最も優秀な学生それぞれ1名の計16名に月額2万円を1年間給付する制度であります。2つ目に、大規模災害などで学生の属する世帯の家屋等に相当の損壊があった場合や学生の属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重度障がいの認定を受けた場合に一時的に10万円を給付する災害等一時給付奨学金がございます。3つ目に、海外における

留学、語学研修、または本学が実施する国際交流事業等に参加する場合に渡航費用や滞在費などの対象経費の2分の1の金額で5万円を上限に給付するもので、在学中に1回限り利用できる海外留学等奨学金があります。これらの奨学金制度のほか、地元定着に対する支援制度として地元就業支度金助成事業があります。本学卒業後に市内事業所へ就職する者及び卒業後4年以内に市内事業所に就職した者に対し20万円を給付する制度であります。また、実習経費に対する助成として、交通費の全額と宿泊滞在費、1泊5,000円を限度に助成しております。このほかにも後援会による支援としてワクチン接種、就職活動、国試対策等受験対策、ゼミ、サークル活動等に対する助成制度を設けて支援してきているところであります。昨今課題となっている少子化による学生確保対策として、教育研究分野での魅力発信だけではなく、経済的支援の在り方も重要な事項と受け止めており、奨学金や助成制度の見直しを検討していかねばならないと認識しているところであります。しかしながら、経済的支援の拡充を図るためには、それに伴う必要な財源も必要となってくることから、今後の議論としては支援拡充策だけではなく、寄附金などの財源確保を戦略的に取り組んでいけるかが実現のキーポイントとなりますので、他の状況等を調査しながら引き続き検討してまいります。

続いて、小項目3、学費値上げについてお答えいたします。本学の学費は、名寄市立大学の授業料等徴収条例第3条により授業料及び施設整備等の額が定められており、国立大学の標準額に基づいて授業料を徴収しております。また、名寄市立大学の授業料等徴収条例施行規則第4条により減免制度を設けており、日本学生支援機構の給付型奨学金の対象者と認定された区分により全額、3分の2、3分の1の減免を実施しておりますが、減免対象者も多く、その中で約半数が全額減免対象者となっております。学生の生活状況としては、本学が実施しております生活実態調査において回

答者の92%がアルバイトを経験し、生活の足しとするなど経済的に厳しい学生が多いのも実態となっております。2023年度大学通信調べでは、進路指導教員が選ぶ小規模だが、評価できる大学の北海道、東北編において本学は88校中9位となるなど、全国の進路指導教員の方から一定の評価を受けております。現在のところ保健福祉学部全体としての入学者数が確保されていることもあり、学費の値上げについての議論は行っておりませんが、現状の学費を維持していくためにも学生確保が必須となっていきます。その前提として、本学が学科の特色に応じた資格を取得でき、高い国家試験の合格率を誇る公立大学であることが学生確保の一因ともなっており、少人数教育、地域でのボランティア活動など本学ならではの大きな特徴を生かし、全国の学生から選ばれる大学となるような様々な取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 私からは、大項目3、名農キャンパスの利活用に関わって、小項目1、特別支援教育で利活用をについてお答えします。

名寄産業高校閉校後の跡地などの利活用に向けては、令和5年2月に上川教育局が事務局となり、北海道名寄産業高等学校跡地等利活用検討準備会議を立ち上げ、名寄市も委員として参加し、廃校舎の活用事例などの情報共有や地域などのニーズ、意見、要望を踏まえた地域振興に資する活用方策などについて意見交換などを行っているところであります。今回議員から御提案をいただきました特別支援教育での利活用についてですが、特別支援教育は障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを構築するために障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導及び

必要な支援を行うものであり、小中学校で通常の学級や通級による指導といった学びの場で行う必要があると考えているところです。したがって、学校教育においては、障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶことができるよう環境整備に努めているところです。現時点におきましては各学校における特別支援教育のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問とさせていただきたいと思っております。

まず、生活保護行政に関わってであります。名寄市ケースワーカーさん3名がそれぞれ定数に沿って指導されているというふうにお聞きをしておりますし、また新人研修であったり、全国の研修も含めて行われているというお話がされました。先ほど紹介した群馬県桐生市の問題は中身については触れるつもりはありませんが、今第三者委員会も立ち上げて、調査中ということです。しかし、その中で明らかになったことでちょっと気になることがあります。例えば先輩職員から処理方法を教えられ、疑問に思わずそのまましてしまった、それから問題だとは感じていたけれども、問題だと感じていた職員も半数ぐらいいたのだけれども、そのままになってしまったといった状況が最終的にはこういう大きなことになったということでありました。この点についてどのようにお考えかちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今御質問でそういうふう意識していた職員さんとかがいちゃったにもかかわらず、それが進んでいってしまったということに対してどう思うかということかというふうに存じます。先ほど私のことでしたので、申し上げませんでした。名寄市の健康福祉

部は社会福祉法におきます福祉事務所を名寄市の場合福祉事務所条例の中で健康福祉部と称するという形で運営をさせていただいておりまして、私部長ですので、福祉事務所長も兼務をしているという形になっております。その中で、昨年自分が部長就任2年目ということもございまして、たまたま全国研修会がズームであるということで、主催が国立保健医療科学院というところで、ズームで3日間、7月の大変暑い中でしたけれども、ちょうどそこの談話室ですか、そこのところを3日間お借りして、研修をさせていただきました。中には、うちの職員にもちょうどプログラムを案内させていただいたら、何人か一緒に聞いてくれる職員も実はいました。その中でたまたまある講師の先生からお話があった中で、議員も御承知かと思えますし、ホームページを見たら、ホームページで自分たちの自戒も含めて、相当前の事件、平成29年の事件なのですけれども、まだ出ておりましたので、言ってもいいかというふうに思いますが、神奈川県小田原市のジャンパー事件というのがあって、その講義の中でその話がありました。その中で保護なめるなよというローマ字を書いたジャンパーを約10年間保護のケースワーカーが着続けていたと。いろいろ中身見ますと、今議員のおっしゃったとおり、ちょっと変だなと思っていた職員も着ていたようでございます。私施設にもいましたので、虐待とか、そういうものかというのは、一つの重大事故というのは損害保険の内容の中にあるそうなのですけれども、ハイリッヒの法則というのがあって、1つの重大事故の裏には29の軽微事故があって、その裏にはヒヤリ・ハットが300あるという、ですので恐らく今の桐生市さんのお話のところをいくと、気づいていた職員がいるというところが、その話が共有化されづらかったのかなというふうに感じているところでございます。先ほども答弁させていただきましたけれども、私どもの中では現業員会議も行わせていただいておりますし、ケースの

方々、保護を受けられている方々の処遇の変更だとか職務目標の変更だとかというのは所長であります私のところまでも決裁が上がってきていますし、疑義に感じることはそこお尋ねしながら進めさせていただいておりますので、ただ小田原だとか桐生市で起こった事故というだけに捉えるのではなくて、いつ私どものところに起こるかもしれないということで、法令はもちろんなのですが、倫理的な面にも配慮しながら今後運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 今部長からお話があったように、大きく取り上げられたところだけの問題ではないというところら辺が私は大事かなというふうに思っています。それぞれの自治体ごとだったり、ケースワーカーさんごとだったりの中で、理解や認識が異なってはならないのだというふうに思っています。今おっしゃられたように、ケースごとのお話合いもされているという先ほどの報告もありましたけれども、そのように徹底してやっぱり研修もし、そして理解も深めていくことが必要だろうというふうに強く思っています。先ほどの御答弁の中にもありました生活保護の保護手帳とか保護の手引という部分でも毎年発行されているのですが、中央法規であったり第一法規から毎年発行されていて、これを担当の方々にお渡しし、それを学びながらされているというふうなことでした。このことをやっぱり引き続き徹底して行っていただきたいなというふうに思います。しかし、そんな中でも、今部長からもおっしゃったように、一つの事例の裏にはという、ヒヤリ・ハットも含めていろんなことが起きるわけです。そのときにどうするかというのがやっぱり大事かなというふうに思っています。

それで、その中で保護の手引、これ名寄大学の図書室に行きました。私、市の図書館には生活保護手帳だとか保護の手引がありませんでしたので、

社会福祉を専門としている名寄大学に行ったらあるだろうというふうに思って、行きました。数年分がずらっと並んであって、そこを見せていただいていたのですけれども、久しぶりに勉強させていただいたのですけれども、その中で保護の手引という簡潔につくられているものがあって、分かりやすい、見やすいということなのだけれども、その中にちょっと気になる部分がありました。大きな変更はないのですけれども、必ずそこに載っているのが扶養義務者に関する規定であったり、それから収入認定についての考え方、このところが繰り返し毎年毎年重点的に書かれているということは、ここに対する質問やらお問合せ等が多いのかなというふうに思いながら見せていただいたところなののですけれども、まず扶養義務者に関する規定の中で民法に定められている扶養義務の履行を保護に優先させることが大事だというふうになっています。これは当然かなというふうに私も思いますが、その中で要保護者に事情をよく確認してというふうな一文が書かれています。扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる、例えばDVであったり、虐待などで逃げてというか、避難している中で生活が苦しいというような、そういった方々には扶養義務者の照会はしていませんというふうになっていますけれども、本市としては名寄市においてはこの辺どのように対応されているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど議員がお話ありました書籍につきましては、これは一般の民間の出版社さんがおまとめになっていて、厚生労働省が監修しているものではないというふうに思っておりますので、私どもとしては所持はしておりますが、原則としては、先ほども申し上げましたように、厚生労働省の社会局長通知でございます生活保護法による保護の実施要領についてと、これが一番の部分になっていると思っておりますので、

その内容について十分疑義があった場合についてはそこに立ち止まりながら、もちろん今議員の御紹介いただいた書籍も参考にしながらさせていただいているところがございます。扶養義務者の照会等々につきましては、先ほども壇上でも答弁でもお話しさせていただきましたが、制度の内容については扶養義務者のことだけではなくて、一般的に一概に全てこうですということでは説明できない部分が非常に多岐にわたっているというところがございますので、個別の状況による判断したり、対応しなければならないという部分がございますので、私どもとしては十分お話を伺う中で、相談をきちんと伺う中でどういうふうにしていくのかという援助方針を定めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともそのような形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 生活保護の申請、また相談に来られる方々というのは、やっぱり実際誰にも頼れない、やむにやまれぬここに来たという方が私はほぼだというふうに感じています。そういった方々にその点をまず聞いていたと。先ほど部長がおっしゃったように、ためらわずに相談に来てほしいというふうなお話がありました。そういうふうな思いでまず行っているところに実情を、どうなのかというところら辺をやっぱり聞き出していきたいなというふうに思っているのです。中には、以前お話聞いたときには相談に行きたくないぐらいいろいろ言われてしまったというような、そんなこともありました。ですから、そういう相談に来られた方に、いつも言わせていただいているのですが、寄り添いながら実情を聞いていただくということが必要ではないかなというふうに思いますが、この点について改めてお考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど申し上げ

ましたように、ケースワーカーは公務員であるとともに、社会福祉の援助職でもあるということで、今議員のお話があったように、相談のあった内容は受け入れるというか、受け止めるということは必要かなというふうに思っています。その上で、生活保護という制度でございますので、権利もありますけれども、守っていただかなければならない義務もございますので、義務の御説明をする中でその義務の内容が厳しいというふうに判断される方ももちろんいらっしゃるというふうに思います。ただ、受け止められた内容についても私どもも真摯に受け止められた方の感情とかも配慮しながら、今後も業務を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） もう一点、収入認定についての考え方についてちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思っておりますが、収入認定、稼働収入も含めてなのですけれども、認定を除外するものもあるのだと。収入でありながら収入として取り扱わないこととしているものも若干ありますよということで、特定の金銭ということで、冠婚葬祭の場合の祝金や香典料、地方公共団体などから出される福祉増進のためのものということが言われているのですけれども、今市内では各町内会で敬老会が行われております。敬老会で祝金だとか、それから祝い品だとか贈られているのですけれども、これは収入になるのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 低所得者の方に対する給付金、国や本市でも行っております給付金につきましては明確に対象にならないとお答えできるのですが、それ以外の、申し訳ございません、各町内会さんとか敬老会の中で行われている内容につきましては私ここのところでお答えするすべを今持ち合わせてございませんので、給付金については対象にならないということは明確に申し上げますが、それ以外についてはちょっと

個別の対応になってくるかと思いますので、ここについては答弁控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 後ほど詳しくお知らせいただければというふうに思いますが、併せて香典料についてもいろんな御意見も寄せられているところでもありますので、この点についても改めて後ほど確認をさせていただければというふうに思っています。

それで、相談者への対応のところについてなのですが、先ほど部長答弁にもありました保護の相談に当たっては相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むことということでもあります。やっぱり先ほど権利もあるけれども、保護を受ける側の原理として保護の補足性の原理ということでありまして、保護を受ける側に求められるものについていろいろな言い方もあるかもしれませんが。指導指示、指導したり、指示したりということら辺で。ある方では、脅しのように聞こえてしまったと言われた方もいらっしゃいました。そういうふうな、いろいろやり取りの中でそういったことになってしまったのか、最初からそうだったのか、そういったことが把握できない状況でこのように言うのも大変申し訳ないのですが、こういったところの相談者への対応というあたりでは再度どのようにお考えかお聞かせさせていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほども申し上げましたが、今議員がおっしゃっていただいたように、相談に来られた方だとか、あと保護を受けている方に対する対応については真摯に行うことということが定められておりますので、そのことを念頭に置きながら進めさせていただいておりますが、ただ、今議員のおっしゃられたような

ことで感情を持たれた方がもしいるとするのであれば、そういう方がいたということを受け止めつつ、私どもとしては今後対応する中でどのような在り方がいいのかということはまたこれ検討していかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） あと、そういったお互いの保護を受ける側、そして相談を受ける方々にとって、先ほども言いましたように、制度の中身、またどう対応するかというところの熟知と申しますか、そういったことが必要だというふうに思うのですが、これは帯広市の福祉事務所が今年7月に改訂版として出された生活保護利用のしおりなのですが、全部振り仮名が打ってあります、全て。びっしり振り仮名打ってあって、誰もが見ても分かるようになっていまして。先ほど御答弁では申請が決定された方にこういった内容ですよというのをお渡ししているということでしたけれども、やはりホームページを開けたときに生活保護という制度があるのだということで調べてみようと思った方々が分かりやすく、どのようになっているのか、こういうことだ、気をつけなければいけないのだなどということが分かる内容になっていないのではないかというふうに思っています。これをぜひ申請し、そして申請が決まって、決定して、それからではなくて、その前から、一切名寄市のホームページにはこの生活保護のことが、制度がどんなものかということが分かりません、ホームページ開いただけでは。ですから、こういうふうに分かる内容になっていけば、不正に受給するというようなことも随分、今不当な対応とともに不正な受給も増えているということでもありますので、やっぱりそういうお互いがしっかりとこの制度を分かっていくということが必要なのだろうというふうに思いますが、こういったしおりを発行するお考えはあるかないかお聞かせをさせていただきたいと

思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今保護のしおりの発行の考え方ということで、先ほども申し上げましたが、保護を受給されている方々のしおりというのはお渡しさせていただいて、重複しますが、担当のケースワーカーだとか、あと担当の民生委員、担当というか、地区の民生委員さんのお名前とかの連絡先を入れさせていただいていますが、今議員から御指摘いただきました振り仮名がでは振られているかという、振られていませんでしたので、ここはちょっと早速できる部分についてはやっていきたいというふうに思っています。また、保護を受けられていない方々についての周知という部分で、先ほど壇上でもお話しさせていただきましたが、まずは相談にというところの部分で、生活保護の制度の概要だとか一般的事項を周知するということは私どもとしても必要かなというふうに思っています。相談につなげていくためにどのような形で周知していくかということは、これ生活自立支援、困窮者対策にもつながっていく部分もあるというふうに思いますし、先ほど小田原市の説明をさせていただきましたが、小田原市さんはそういう事件があったからか知りませんが、ちょっと今手元に持っていますけれども、振り仮名も振ってありますし、そのときに受けた国立保健医療科学院の研修ではとてもいいしおりだということでお話しいただきましたので、相談を受けようと思っていただけるようにホームページ上で一定の研究をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ためらわず相談をしてくださいって、これは本当に大事ななというふうに思っています。これが皆さんに伝わるようにぜひ対策を練っていただきたいということを強く求めて、次に行きたいと思います。

名寄大学の魅力発信についてであります。9月、オープンキャンパス、二十何日だったかと思うのですが、申込み状況が分かればお知らせいただければなというふうに思うのですが。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 3回目のオープンキャンパス、9月28日に開催する予定でございます。今3回目の部分についてはまだ申込みの段階ということで、私数値をまだ把握しておりませんので、申し訳ございませんけれども、また分かり次第御報告させていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ありがとうございます。いろんなことに取り組んでおられることを今日御紹介いただいたなというふうに思っています。学校訪問についても今まで以上の取組を進めているということなのですが、大学を選ぶ基準といえますか、私も社会人入学、短大のときでしたけれども、このときに何を基準にしたかという、学校の偏差値であったり、それから学費であったり、それからあと国家試験の合格率です。これもすごく高かったということもあって、学費のことも含めて名寄短大を選んだのですけれども、あと学生の方々の話を聞くと、教授の顔ぶれといえますか、研究や、また論文発表などこういった部分についても関心もあるというふうなお話も聞いているところであります。ホームページを見てみました。これちょっと最近の取組でないかというふうに思うのですが、教員による学問のミニ講座というのがされていて、5名の教授の方々がホームページ上でミニ講座されていました。5名だったのですけれども、もっともっとほかの先生方も出たらいいのではないかというふうに思ったのですが、その辺どのようになっているのかお聞かせいただいていいですか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） ホームペー

ジ上に掲載されておりますミニ講座の部分については、5名ということで今掲載されておりますけれども、その部分については多分もっともっとお聞きしたいという要望もあるかなと思いますので、学内のほうでまた検討させていただいて、そういった要望の部分について応えていきたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ぜひ、いろんな先生方がいらっしゃって、学生の様子というのはホームページ見ていると生き生きとされて、元気にされているというのが見えているなというふうには思うのですけれども、先生方もかきこまった写真だけが出ていたりするので、やっぱりミニ講座というか、お話しされている状況なんかも目にすることができれば、また学校を選ぶ基準になっていくのかなというふうに思っています。ぜひ進めたいなというふうに思っています。また、来年の令和7年度からはネットで出願もできるようになるだとか、それから先ほど相談などもあって、ウェブで進学相談も受け付けている、こういったこともどんどん広まって、学生、高校生やほかの方々のところにももっと広がってけるといいなというふうに思っています。この辺の宣伝といいますか、PRの状況はホームページ上に載っかっているだけでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 相談の部分につきましては、昨年度から共通テストが終わった後、オープンキャンパスでないのですけれども、ウェブの受付というか、相談とか大学のほうを周知していただくような取組もさせていただいております。やっぱりオンラインによる取組というのは、通常の来場型のオープンキャンパスと違って、大学の中でいろいろ可能性としてできると思いますので、その部分は今学内の中でも検討しておりますけれども、積極的に取り入れて、高校訪問とかいろんな進学相談会のときにも周知させてい

ただいて、何かあったときにもそういったことで大学のほうで相談できるというような体制をつくっていききたいということで考えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） SNSの発信ということで、積極的にいろんな場面で取り組んでいらっしゃると思いますので、ぜひとも多く広げていただけたらいいなというふうに思っています。学生支援のところで奨学金制度などについてもお知らせをいただきました。私市民の方々からよく言われるのがとにかく学生さん、報告もあったように、アルバイトをしながら頑張っているの、何か応援したいのだというようなお話なのです。これはどうか、あれはどうかといういろいろ提案もあるのですけれども、やっぱりふるさと納税から奨学金支援されているということがまだあまり市民に知らされていないのではないかなという気がするのです。名大奨学金という給付型の、これはすぐ皆さんにお知らせできるのではすけれども、そこら辺積極的に発信していただければなというふうに思っています。私ごとになるのですけれども、私が社会人入学したときに複数人いました、社会人入学した学生が、私を含めて。それで、教員の皆さん方が科をまたいで看護科の、私は栄養科だったのですが、看護科の先生方も含めて社会人入学者を応援しようと励ます会をつくってくれて、励ます会を開いてくれたのです。すごくうれしかったです。大人だった、50が目の前だったから、すごく恥ずかしかったのですけれども、でも社会人入学で頑張っているのだから、あなたもどうぞというふうに言っていただいて、応援していただいた。それからあと、国家試験に対しての特別講義も、短大でしたから、社会に出て、実務経験2年終えてから国家試験受験です。資格です。ですから、勉強のことが抜けている中で特別講義しますよというはがきをいただいて、そして短大のときに来て、受講して、何とか国家試験に受かったというふうにして、本当に小さいからこそ目配りと

いますか、学生一人一人に寄り添った教育ができる学校なのだなというのをしみじみ、大人ですから、そういった部分も含めて感じる事ができて、これをやっぱり引き続き進めていただきたいなというふうに思っています。

先ほどお話しした学費の問題では、今日の報道で東京大学が来年度から2割値上げだというニュースが上がっていました。これがどんどん広がっていかないことを切に望んでいるのですけれども、先ほど事務局長のほうからお話があったように、学生の確保というところら辺ではやはり大学の魅力、こんなにいろんなことがされている名寄大学です。本当に卒業された方々が全国に散らばって、そこでまた里帰り訪問というのもあるというふうに報告がありましたけれども、こういうふうにしてみんなが広げていただいている名寄大学を市民としても、私は卒業生としても応援していきたいというふうな思いです。一言あれば、お聞きしたいと思いますが。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、今回里帰り訪問とかのお話もさせていただきましたけれども、大学の学生確保という部分について今までは教職員中心でやっていたものを学生もその中に加わって一緒にやるという、そして大学総出という、それにプラスして市民の方々の部分もやっぱり周知させていただいて、名寄市全体で名寄市立大学を応援していくのだということを、特に私はオープンキャンパスのときに保護者担当の説明をさせていただいているのですけれども、保護者の方がそういった、こんなに名寄市の市民の方が応援してくれるのだということでびっくりされる光景をよく見ます。ですので、先ほども言いましたように、大学全体、学生も含めて全体、そして名寄市も含めてのみんな大学をPR、今後もさせていただきたいということで考えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 引き続き応援をしていきたいというふうに思います。

それでは、時間がなくなってきました。名農キャンパスの利活用に関わってであります。これは北海道の管轄でありますから、どうかなというふうに思いながら質問をさせていただいたところありますけれども、しかし市民の方々からは名農キャンパスがなくなることへの不安といいますか、先ほどお話ししたように、やっぱり優秀な農業者、また地域経済を牽引する人材を輩出してきた名寄の農業高校、私は高校のときは、士別高校出身なのですけれども、そこからも、士別中学校からも名寄高校を目指していった、すごいなというふうな憧れの思いで見えていたことを思い出します。それぐらいやっぱり名寄農業高校がこの地域になくしてはならないところだったというのを改めて思っているのですが、ですから学校としてはなくなってしまうかもしれませんが、しかしキャンパスを何とか教育設備が整った施設としての残すことはできないだろうかというような思いで今回取り上げさせていただきました。確かに道の管轄ですから、いろいろ利活用については道であったり、市も参加して検討がされているという御報告がありましたけれども、そこに市民の意見、願いもぜひ届けていただきたいなというふうに思っています。教育設備が整っている中で、学生寮があります。ここに注目をしました。寄宿舎が障がい児の日常生活を通した発達の場であること、障がい児の精神的自立を促す寝泊まりのある生活、ぶつかり合う仲間との生活を通して育む教育と言えると、研究者の方の話でありました。現在においても子供たちが学校から帰って、翌日登校するまでの生活の場として寄宿舎は多様な機能を発揮していると言われています。そういうところでぜひここを活用していただけないものかというふうに考えています。御紹介をさせていただきたいのですが、ちょっと古くなりますけれども、2012年6月、特別支援教育の在り方に関する特別報告、中教審で

す、では多様な学びの場として寄宿舎に触れ、インクルーシブ教育システム構築のため特別支援学校の持てる機能を活用する観点から寄宿舎の役割について検討していく必要があるとして、各特別支援学校の寄宿舎は、中略です。自立し、社会参加する力を養う貴重な場と報告されているところであります。引き続き2022年3月公表の学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の報告においても、この押さえは変わっておりません。多くの障がいのある子供やその保護者は、通学困難といった限定した入舎基準ではなくて、入舎、寄宿舎に入る基準ではなく、多様なニーズに応えた寄宿舎教育こそ求めているのでありますというふうなことであります。特別支援学級また学校に在籍する子供の実態、今重度であったり、そういった重複化もしているという状況にあります。そうした部分での名農キャンパスの学生寮を活用した寄宿舎教育、ここに着目をさせていただいたのですが、その点についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） ただいま特別支援学校における寄宿舎の役割というのでしょうか、重要性についてお話をさせていただきました。私も改めて今のお話をもって特別支援学校にとって重要なものだという事は認識はしておりますが、実は名寄市におきまして令和2年度からこれまで上川管内の特別支援学校に入学した子供たちは3名という状況でございます。そういった状況の中で現在、先ほど議員のほうからもお話ありましたけれども、道になかなか要望する状況にはないということと、あとは多様な子供たちを今の市内の小中学校で受け入れている状況ということがございますので、繰り返しの答弁になりますけれども、共生社会というものを実現、形成していくためにやはり学校教育の分野においては共に学ぶ環境づくりを整えること、特別支援教育の推進を図っていくということが重要だというふうに思っております。

ますので、教育委員会としては現在のところ名農キャンパスについて特別支援学校として活用する予定はないということでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第4号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第4号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第3号については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、報告第4号については同法第22条第1項の規定に基づき令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告を申し上げます。

なお、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 追加説明を木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） それでは、私のほうから報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び第4号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して追加説明させていただきます。

説明資料の2ページをお開きください。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況（令和5年度決算）についてであります、実質赤字比率及び連

結実質赤字比率については赤字が発生していないことから、バー表示、実質公債費比率については前年度より0.4ポイント減の9.9%、将来負担比率については4.1ポイント増の9.3%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。3ページをお開きください。総括表②、連結実質赤字比率等の状況（令和5年度決算）についてでございます。表の左上の欄は一般会計等の赤字の割合を示す実質赤字比率の積算内訳を記載しています。一般会計の実質収支は3億5,074万9,000円の黒字、市立大学特別会計の実質収支はゼロ円となっており、分母である標準財政規模に対する割合はマイナス2.71%で、実質的な赤字が発生していないことを示しています。次に、表の右下を御覧ください。一般会計等に加え、特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率の積算内訳を記載させていただいております。全ての会計の実質収支を合計すると24億9,803万円の黒字となり、この額が標準財政規模に占める割合はマイナス19.34%であることから、特別会計、企業会計を合わせた全ての会計においても実質的な赤字が発生していないことを示しております。

4ページをお開きください。総括表③、実質公債費比率の状況（令和5年度決算）についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3か年平均を用いて算出いたします。令和5年度は、準元利償還金の減少などにより、単年度比率では9.90%と前年度より0.05ポイントの減少となりましたが、3か年平均にしますと令和4年度より0.4ポイント減の9.9%になりました。

5ページをお開きください。総括表④、将来負担比率の状況（令和5年度決算）についてであり

ます。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業等繰入れ見込額、職員の退職手当見込み負担額など将来にわたって負担すべき金額を記載させていただいております。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や公営住宅使用料等の特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込額などを記載しています。令和5年度につきましては、地方債現在高は減少いたしました。また、充当可能基金の減少や地方債現在高の減に伴う基準財政需要額算入見込額の減少幅が大きく、前年度より4.1ポイント増の9.3%となりました。

6ページをお開きください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況を表しております。企業会計である病院事業会計及び水道事業会計、下水道事業会計の繰り出し相当の額は貸借対照表における流動負債から翌年度償還の企業債等の額を控除した金額を、また歳入相当の額は流動資産の額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。各会計とも歳入相当額が歳出相当額を上回っているため資金不足は発生していないことから、資金不足比率は算出されません。

また、食肉センター事業特別会計についても歳出歳入の決算額を記載しておりますが、こちらは一般会計繰入金で調整しておりますので、収支均等となっております。資金不足は発生しておりません。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） これより、報告第3号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第3号外1件を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月12日から9月19日までの8日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月12日から9月19日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

---

散会 午前11時47分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 東 川 孝 義

令和6年第3回名寄市議会定例会会議録  
開議 令和6年9月20日（金曜日）午後1時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	日程第5	議案第24号 工事請負契約の変更について
日程第2	議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）	日程第6	議案第25号 市道路線の廃止について
	議案第14号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）		議案第26号 市道路線の認定について
	議案第15号 令和5年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）	日程第7	議案第27号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第5号）
	議案第16号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）	日程第8	議案第28号 令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	議案第17号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）	日程第9	議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
	議案第18号 令和5年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）		議案第30号 名寄市議会会議規則の一部改正について
	議案第19号 令和5年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）	日程第10	意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
	議案第20号 令和5年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）		意見書案第2号 学校給食の無償化の早期実現を求める意見書
	議案第21号 令和5年度名寄市下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）		意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第3	議案第22号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について		意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第4	議案第23号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に	日程第11	報告第5号 例月出納検査報告について
		日程第12	請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書（市民福祉常任委員長報告）
		日程第13	閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第14 委員の派遣について

日程第15 委員の派遣報告

**1. 本日の会議に付した事件**

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第14号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第15号 令和5年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第16号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第17号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第18号 令和5年度名寄市立大学特別会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第19号 令和5年度名寄市病院事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第20号 令和5年度名寄市水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

議案第21号 令和5年度名寄市下水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員長報告）

日程第3 議案第22号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について

日程第4 議案第23号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第24号 工事請負契約の変更に

ついて

日程第6 議案第25号 市道路線の廃止について

議案第26号 市道路線の認定について

日程第7 議案第27号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第5号）

日程第8 議案第28号 令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について

議案第30号 名寄市議会会議規則の一部改正について

日程第10 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

意見書案第2号 学校給食の無償化の早期実現を求める意見書

意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

日程第11 報告第5号 例月出納検査報告について

日程第12 請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書（市民福祉常任委員長報告）

日程第13 閉会中継続審査（調査）の申し出について

日程第14 委員の派遣について

日程第15 委員の派遣報告

**1. 出席議員（15名）**

議長 16番 山田 典 幸 議員

副議長 10番 倉澤 宏 議員

1番 中 畠 孝 幸 議員

3番 山崎真由美 議員  
 4番 水間健詞 議員  
 5番 谷 聡 議員  
 6番 今村芳彦 議員  
 7番 清水一夫 議員  
 8番 川村幸栄 議員  
 9番 佐藤靖 議員  
 11番 高野美枝子 議員  
 12番 高橋伸典 議員  
 13番 遠藤隆男 議員  
 14番 東川孝義 議員  
 15番 東 千春 議員

上下水道室長 佐藤美香 君  
 会計室長 鈴木康寛 君  
 監査委員 岡川進 君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長 渡辺博史  
 書記 石橋恵美  
 書記 及川洋人  
 書記 川名桃代

1. 説明員

市長 加藤剛士 君  
 副市長 橋本正道 君  
 教育長 岸小夜子 君  
 総務部長 木村睦 君  
 総合政策部長 石橋毅 君  
 市民部長 松田慎司 君  
 健康福祉部長 馬場義人 君  
 経済部長 山田裕治 君  
 建設水道部長 東聡男 君  
 教育部長 伊藤慈生 君  
 市立総合病院事務部長 佐々木紀幸 君  
 市立大局长 水間剛 君  
 こども・高齢者支援室長 田畑次郎 君  
 産業振興室長 櫻田孝臣 君

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

12番 高橋伸典議員

13番 遠藤隆男議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） ここで清水一夫議員から発言を求められておりますが、これを許可してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

発言を許可します。

清水一夫議員。

○7番（清水一夫議員） 私が9月9日に行いました一般質問において、大項目1、ノルディックスキー競技場の整備について、小項目2、健康の森のクロスカントリーコース場の整備についての再質問の中で市が策定したクロスカントリーコースの整備計画は名寄地方スキー連盟と共有されていないと発言しましたが、一定の共有はされていることを確認しました。つきましては、議長において発言の内容を精査した上で、会議録から削除または訂正をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） ただいまの清水議員からの申出のとおり、会議規則第65条の規定に基づき一般質問の発言内容について議長において精査の上、削除または訂正したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、発言内容について精査の上、会議録から削除または訂正することといたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第14号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第15号 令和5年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第16号 令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第17号 令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第18号 令和5年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第19号 令和5年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第20号 令和5年度名寄市水道事業会計決算の認定について、議案第21号 令和5年度名寄市下水道事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会、東千春委員長。

○決算審査特別委員長（東千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、今定例会で決算審査特別委員会に付託されました議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第14号から議案第18号までの各会計の決算の認定について、議案第19号から議案第21号までの各事業会計決算の認定について、決算審査特別委員会の審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

第1回委員会は、9月2日に開会し、直ちに正副委員長の互選が行われ、委員長には私東千春が、副委員長には高野美枝子委員が選任されるとともに、審査日程を9月17日、18日、19日、20日の4日間と決めました。

審査期間中は、市長をはじめ関係する職員の出席を求めるとともに、必要な資料の要求などをした上で、各会派の代表による総括質疑並びに委員

による質疑を行い、慎重に審査を行いました。

審査経過につきましては、本委員会は全議員をもって構成された特別委員会でありますので、詳細な報告は省略をさせていただき、審査の結果のみを御報告申し上げますので、御了解をお願い申し上げます。

本委員会に付託されました全会計決算中、一般会計及び国民健康保険特別会計については起立多数により、その他の4特別会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計についてはいずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

したがって、本委員会に付託されました各会計決算につきましてはいずれも予算の執行が適正であったことが認められました。

以上が審査の結果であります。

本委員会の開催中、運営に終始御協力をいただきました高野副委員長、丁寧な答弁をしていただきました理事者の皆様並びに連日慎重かつ熱心に審査を尽くしていただきました委員の皆様にお礼を申し上げますとともに、日程どおりに終えることができましたことに感謝を申し上げ、報告を終わります。ありがとうございました。

**○議長（山田典幸議員）** ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第13号外8件については、全議員をもって構成されました特別委員会で審査をしておりますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。議案第13号 令和5年度名寄市一般会計決算の認定について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（山田典幸議員）** 起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 令和5年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（山田典幸議員）** 起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 令和5年度名寄市介護保険特別会計決算の認定についてから議案第21号 令和5年度名寄市下水道事業会計決算の認定についてまでの7件について委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（山田典幸議員）** 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号までの7件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

**○議長（山田典幸議員）** 日程第3 議案第22号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

**○市長（加藤剛士君）** 議案第22号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布をされ、現行の被保険者証が廃止となり、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者等に対する規定が削除されたことから、過料に関する規定を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（山田典幸議員）** これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。  
議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第23号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第23号 名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布をされ、現行の被保険者証が廃止となることから、受給者証の提示に関する規定を変更するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。  
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第24号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第24号 工事請負契約の変更について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度瑞生団地整備工事については、令和6年3月21日に中館・近藤特定建設工事共同企業体と2億2,000万円で工事請負契約を締結し、現在施工中でございます。変更内容は、基礎くい施工において一部の支持地盤が設計より深い位置にあったため、一部のくい材を所定の地盤強度に到達する長い資材に変更して施工したものでございます。このことによりまして資材費が増加をし、契約金額を変更する必要が生じたため、既存の契約金額に81万4,000円を加えて、2億2,081万4,000円で当該企業体と変更契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第25号 市道路線の廃止について、議案第26号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第25号 市道路線の廃止及び議案第26号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第25号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、整理番号3010、南西7条仲通、整理番号3014、南西8条通、整理番号3032、徳田4番通の3路線を都市計画法第29条に基づく開発行為により設置され、同法第40条第2項に基づき名寄市に帰属する公共道路に接続することから、認定替えのため一旦廃止するものでございます。

次に、議案第26号 市道路線の認定について申し上げます。本件は、議案第25号により廃止をした3路線を設定し直そうとするものでございます。

加えて、都市計画法第29条に基づく開発行為により設置をされ、同法第40条第2項に基づき名寄市に帰属をする公共道路を整理番号3064、徳田5号線として新たに認定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し

上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、議案第25号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第25号外1件の一括採決を行います。

議案第25号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号外1件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第27号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第27号 令和6年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ3,607万2,000円を追加し、予算総額を249億3,346万6,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款 衛生費におきまして感染症対策事業費3,115万2,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症が予防接種法のB類疾病に位置づけられたことから、インフルエンザ定期接種と同様に65歳以上の方と60歳から64歳で重症化リスクの高

い方を対象に接種費用の助成を行い、重症化予防を図ろうとするものでございます。

8款土木費におきまして排水機場維持管理事業費72万円の追加及び11款災害復旧費におきまして公共土木施設災害復旧事業費420万円の追加は、7月23日と8月9日の大雨に際し緊急的に稼働した排水ポンプ等に要した経費及び道路や河川に生じた被害の復旧に要する経費について追加をしようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加などに伴う国庫支出金などの特定財源を計上するほか、前年度繰越金で収支の調整を図ろうとするものであります。

第2表、地方債補正は、公共土木災害復旧事業を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第28号 令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第28号 令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ35万円を追加をし、予算総額を5億2,202万6,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。3款諸支出金におきまして保険料還付金35万円の追加は、被保険者から特別徴収されていた保険料の還付金額確定について日本年金機構から通知をされたことから、不足額を追加し、返還しようとするものであります。

歳入におきましては、3款諸収入において北海道後期高齢者医療広域連合から保険料還付金に対する補填があったことから、35万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第30号 名寄市議会会議規則の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議案第29号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、議案第30号 名寄市議会会議規則の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法の改正に伴いオンラインによる方法により委員会を開催すること、また議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うことなどを可能とするために必要とする事項を定めるほか、文書等の整理を行うため、当該条例及び規則の一部を改正しようとするものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第29号外1件の一括採決を行います。

議案第29号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 意見書案第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書、意見書案第2号 学校給食の無償化の早期実現を求める意見書、意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外3件は、

質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外3件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 報告第5号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時26分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

日程第12 請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書を議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高橋伸典委員長。

○市民福祉常任委員長（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、令和6年第3回定例会初日に市民福祉常任委員会に付託されました請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書について、審査経過及び結果について御報告申し上げます。

委員会は、9月11日、9月17日の2回開催し、担当職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

9月11日の委員会では、付託された請願第1

号の審査に当たり紹介議員から趣旨説明を受けた後、担当職員により請願内容の厚生労働省の介護職員、介護職員以外の基本報酬の見直しについて、各サービスの報酬、基準に係る見直しの内容、福祉、介護職員等処遇改善加算及び加算率について説明を受けました。なお、質疑では委員から算定基準の4段階の処遇改善で各事業所の柔軟な配分の考え方についての質問に対し、処遇改善加算には4段階あり、訪問介護であれば24.5%の加算。訪問介護の中にも事務員に充ててもよく、働いている介護職員だけに与えてもよく、それ以外の職員や全ての方々に薄く広く充ててもよいとなっている。給与以外の福利厚生に回す可能性があり、事業所の中で経営者が柔軟に対応することが厚生労働省の考えですと答弁がありました。

9月17日の委員会では、委員間討論を行い、委員からは医療、介護施設への経済的援助の拡充、ケア労働者への賃上げと人員配置増は重要だが、1番目の政府の責任において全額公費による追加の賃上げ支援策を実行することが適切なのか。2番目の臨時改定を実施することが現実に可能なのか。5番目の患者、利用者の負担を軽減することに対して軽減が明確でなく、問題解決になるのかが疑問であると意見がありました。また、採択した後、処遇を考えると具現化がされないとの意見もありました。

委員からは、診療報酬改定やベースアップの目標だが、他産業が5%から10%の賃上げはされているとありましたが、精査する中でほかの産業や中小企業の賃上げがそうではない部分や介護報酬の関係が全産業から大きく下回る客観的な証明がされていない。さらには、コロナ禍で入院患者を受け入れられないことが医療崩壊、介護崩壊の原因で、そのため人員不足が起きたかのようになっていることから、請願の趣旨は理解できない委員が多くおられました。

その後採決の結果、全会一致で請願を不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして令和6年第3回定例会で付託されました請願第1号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書についての審査の経過と結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決に入ります。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山田典幸議員） 起立多数であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

日程第13 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第14 委員の派

遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第15 委員の派遣報告を行います。

派遣されました委員の報告を求めます。

総務文教常任委員会、東川孝義委員長。

○総務文教常任委員長（東川孝義議員） 総務文教常任委員会の行政視察について報告いたします。

当委員会では、複合施設の在り方についてを調査研究のテーマとして、7月22日から24日までの3日間、道内の滝川市、富良野市、小清水町の3か所で行政視察を行ってきました。滝川市では、公共施設複合化の取組について、図書館の在り方について議論が進められる中、移転に係る費用、移転の効果といった視点で市役所庁舎内へ移転する公共施設複合化について視察を行いました。滝川市では、平成18年に図書館移転計画検討委員会を発足させ、財政的な課題、利便性、施設の状態、維持管理費、利用者からの視点、市民アンケートなど様々な面から検討が行われ、町なかの庁舎内への移転が決定したとのことでした。市庁舎2階への図書館移転に当たり、市役所に用務のある市民を3階以上に上げることに對する職員の声もありましたが、市民からの苦情はなかったとのことです。滝川市立図書館の特徴は、行政、ほかの機関、団体など多方面との連携に力を入れている点では市役所の多くの課と連携した啓発展示を行い、行政と市民をつなぐ役割を果たしていました。保健所、警察署、歯科医師会などの啓発展示、企業や寺院、学校と連携した講演会、読み語り会などを数多く行い、市民の目を多方面に向けさせる機能も発揮していました。また、図書館での購入雑誌数を維持する取組として、雑誌ささえ

隊という制度をつくり、企業、団体、個人からの雑誌の年間購読料の寄附を募り、雑誌の裏には会社、団体のPRを入れ、ホームページに紹介を掲載することで財政上の支えはもとより、商店街、企業との連携を深める取組に成功していました。滝川市の公共施設複合化の取組は、職員数減少による市庁舎フロアに余裕ができた時期と図書館の老朽化の時期が重なり、市民に親しまれる図書館をつくろうとする熱意が公共施設複合化の成功に導いたことを学ぶことができました。

富良野市では、複合庁舎建設の取組について、老朽化し、耐震性が不足している庁舎の建て替えと隣接する文化会館も同様な状態からコスト削減も含めた複合庁舎建設に至った経緯について視察を行いました。富良野市では、平成23年の東日本大震災を契機に庁舎建設の基本方針をまとめた富良野市庁舎建設基本構想を策定、市民、議会、行政一体の新庁舎建設検討委員会を設置し、文化会館を含めた基金の設置を行い、具体的な検討を行ったとのことです。市民理解の取組では、市が作成した基本構想をたたき台に市民検討委員会で協議を重ね、基本計画策定後パブコメと並行し市民説明会を実施し、合意形成を図ったとのことでした。庁舎機能の集約では、西側にホールを備え、東側は1階に文化会館機能として会議室などの貸し館を集約、庁舎機能は2階以上とし、2階は市民窓口フロアを集約、3階は執務室フロア、4階は議会フロアと分かりやすい構成としたとのことです。非常に悩んだところとして、1階に庁舎機能がないことから、総合窓口を新設し、ワンストップ機能を導入して、簡単な手続ができる体制として市民への利便性を確保していました。防災機能強化の取組では、BCPにも付随し、自家発電による発電機、72時間給電が可能、上下水道途絶時対策として受水槽、雑用水槽、汚水貯留槽が設備機能として備わっていました。食料、消耗品等の備蓄品は、保管庫の大幅な拡充を盛り込んで建築され、災害時には垂直避難の視点から本部を

3階に、4階の議場はユニバーサルデザインとして、有事の際多目的に活用することができる設計となっていました。複合庁舎建設の取組の中で複合化の是非が問題となり、防災拠点の強化という視点が加わったことによる相乗効果が大きかったものと推察されます。それぞれの自治体が持っている歴史や条件により複合化の可能性は様々であると思いますが、当市も人口減、財政基盤の確保、防災対策など市民の声はもちろんですが、幅広い専門家の意見も聞きながら公共施設の在り方を学んだ視察でした。

小清水町では、防災拠点複合型庁舎ワタシノ建設の取組について、町民が日常を快適に過ごせる交流、健康拠点と庁舎機能を併せ持った公共施設としては日本初となるフェーズフリーの考え方を導入し、災害時の防災拠点としても機能する施設の視察を行いました。防災拠点型複合施設として建設された目的は、北海道胆振東部地震がきっかけとなり、老朽化と耐震不足が課題となっていた役場庁舎を建て替えることが決定し、基本構想では防災拠点となる役場庁舎と避難所、交流拠点である中央公民館、保健センターの一体化を図り、にぎわいを創出しながらもいざというときは町民を守る安心と安全の憩いの場となるよう様々な企業の協力をいただき、フェーズフリーの概念を踏まえた建設を行ったとのことであります。町民との合意形成では、町長の公約でもあるコミュニティーに関しては飲食ができること、絵画などの展示スペース、気軽に立ち寄れる場所、フィットネス的な集まりができるなどワークショップを重ね、様々な年代層の意見を取り入れ、反対意見は少なかったとのことです。防災拠点型複合施設などの具体的な機能ですが、施設内には多目的スペース、カフェ、フィットネスジム、スタジオ、ランドリー機能などを併設し、町民の活動拠点となるにぎわいの空間となっていました。複合施設としては日本初となるフェーズフリーの考え方が導入されており、日常的に利用しているものやサービスは

非常時には防災拠点となる機能が各所に設置をされていきました。複合施設の運営は、まちのNPO法人が担当しており、カフェやフィットネスクラブは地域協力隊をはじめ、新庁舎方針に賛同した企業、組織が持続可能なまちづくりに向けてノウハウやアイデア、人材を提供していました。防災拠点型複合庁舎は、日常時、災害時の居場所づくりでまちのにぎわいと持続可能なまちづくりを目指し、官民連携で取り組んだコミュニティー再生、防災拠点の施設として学ぶことができました。

道内3か所の視察を終えて、総務文教常任委員会のテーマであります複合施設の在り方を含めて所管する事項について今回の先進視察は得ることが多くあり、名寄市の今後の施策について提言を行っていきたいと考えております。

以上、総務文教常任委員会の視察報告とします。

**○議長（山田典幸議員）** 続いて、市民福祉常任委員会、高橋伸典委員長。

**○市民福祉常任委員長（高橋伸典議員）** 議長の御指名をいただきましたので、市民福祉常任委員会視察報告をさせていただきます。

市民福祉常任委員会の視察報告を申し上げます。7月29日、30日、2日間で岩見沢市、南幌町、余市町に行き、子ども・子育て支援策と空き家対策を中心に視察を行ってまいりました。岩見沢市では、特徴的な空き家対策について視察をしました。岩見沢市は、石狩平野に位置し、札幌市のベッドタウンとして発展して、平成22年に人口9万人を超えました。高齢化社会や大型ショッピングセンターが郊外に発展し、中心市街地の空洞化や年間1,000人程度の人口減少が進み、全市的な空き家対策が課題となってまいりました。平成30年に岩見沢市空き家等対策計画を策定し、特定空き家等除去、解体の支援を表記しました。目的としては、市民の安全と生活環境保全のため倒壊や建築資材散乱のおそれや防犯、火災等を未然に防ぐことであり、不良空き家の除去工事に関わる費用の一部を助成するものであります岩見沢市不

良空家除却補助金事業がスタートしました。補助率が50%、50万円を上限とし、年間10件程度の除却工事を行うという内容でした。補助対象とする不良空き家等に、1番目、建物の不良度測定による評点合計が100点以上であること、2番、1年以上の居住や使用がなく、不良空き家及び車庫や門扉など全てを除却する、3つ目、所有者または相続人全ての同意が必要など制限がありました。補助金交付件数は令和元年6件、令和2年9件、令和3年8件、令和4年9件、令和5年3件と全35件の解体が行われておりました。岩見沢市では、空き家増加の問題を早期に対応するなど実質的な対策を盛り込み、効果を上げておりました。名寄市と同じく豪雪地帯で、中心市街地の空洞化と郊外地区の大型ショッピングモールが発展したことの類似点があり、国の交付金を利用し不良空き家を除却し、市民生活の安心、安全を守る必要があるということを感じました。

続きまして、南幌町では空き家等解体助成事業、中古住宅購入費助成事業、住宅リフォーム助成事業についてを視察しました。南幌町では、大規模な団地造成に伴い、札幌市や千歳市のベッドタウンで、子育て世代の移住促進に向けた施策を推進したことで急激な高齢化が課題となり、人口急増した1990年代に建てられた住宅が多いため、今後は空き家が増えていくと予想され、管理不全空き家にならないよう住宅環境を保持する必要があります。空き家等解体助成事業では、中古住宅助成事業を追加した理由として、管理不全の状態の空き家の増加を抑制するとともに、中古住宅や空き家の認識を深める目的のため追加をし、リフォーム工事業や子育て支援策には基本的に町単費で、ふるさと納税を財源に充てることができました。空き家等解体助成事業は、解体費用が10%、限度額は1件15万円で、助成件数は3件でした。中古住宅購入費助成事業は、購入費20%、限度額1件25万円で、助成件数は7件でした。住宅リフォーム助成事業は、費用の20%、

限度額1件30万円で、助成件数は281件でした。名寄において市単費やふるさと納税を使用できませんが、管理不全空き家や空き家を出さない施策と国の交付金を活用した空き家の解体、リフォーム助成を進めるべきと感じてきました。

余市町では、ニコニコたまご教室について視察を行いました。平成16年から事業を開始、妊婦とその家族が安心して出産、子育てに臨めることを目的とし、講座や体験教室などを通して妊娠、出産、子育てについてイメージ化を図り、氾濫する情報を整理する機会や参加者同士の交流の場としてまいりました。対象は、妊娠38週までの妊婦とその家族で、5月、9月、1月に開催、平成30年度受講者は16人と家族10名、平成31年度は受講者数18名と家族13名、令和2年度受講者は13名と家族が1名、令和3年度受講者は8名と家族8名、令和4年度受講者は8人と家族5名、令和5年度受講者は8人と家族が7名で、参加者からは不安が和らいだ、赤ちゃんが泣いたとき対応が不安だったが、赤ちゃんの泣く理由と対処方法が分かってよかった等々の感想がありました。その他にも子育て支援に優しい離乳食教室、すくすく教室や育児孤独を防ぐようこそ！赤ちゃん教室、また祖父母が孫も面倒を見るまごナビ！事業や道内でどこも実施していない胎児の状態をエコーで検査する検査費用の助成を行うなど周産期、出産、幼少期までの子育ての支援のサポート環境の充実と万全な体制を感じました。少子高齢化、人口減少社会が進む中、プレパパ、プレママが安心して名寄で産み育てられる支援体制に期待するところであります。

最後に、今回の視察を通して、名寄市が直面している人口減少や少子高齢化社会、とりわけ子育て世代の減少は今後大きな問題となるであろうと強く危機感と懸念を抱いております。また、人口減少や高齢化社会の影響により空き家問題は喫緊の課題であり、市民の安全で安心できる生活環境の確保が重要に感じられています。対策として、

子ども・子育て世代の直接的な支援のほか、居住環境の維持、向上を図るためにも市街地の空き家等解体助成事業の活用など解決すべき課題であると新たに認識したところであり、将来にわたり安心して住み続けられるまちづくりを目指し、さらなる市民福祉の向上に向けて市民福祉常任委員会委員全員が一丸となって取り組む決意であります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 続いて、経済建設常任委員会、山崎真由美委員長。

○経済建設常任委員長（山崎真由美議員） 令和6年度経済建設常任委員会の行政視察につきまして御報告いたします。

当委員会では、7月16日から18日までの3日間、上川郡新得町、帯広市、室蘭市、伊達市の順に4自治体にて行政視察を行ってきました。新得町では、名寄19線の高規格道路インターチェンジの物流拠点化、道の駅的な構想への調査研究を目的に視察を行いました。新得町は道央と道東を結ぶ交通の要衝でありながら、町内にインターチェンジがないことが課題とされておりました。令和4年9月、再三の要請に対し（仮称）新得スマートインターチェンジ及びパーキングエリアの設置について国土交通省がネクスコ東日本に対し事業許可を出したことにより、道の駅がパーキングエリアの休憩施設としても利活用されることになりました。遡って、令和2年3月から役場の若手職員により基本構想の策定が開始され、公募委員5名を含む10名の委員で道の駅整備検討委員会が設立、基本構想から計画をつくり上げるまでの議論がなされておりました。十勝エリアゲートウェイ拠点を目指した道の駅整備方針について、課題を基に求められる道の駅の整備目的、効果について委員の皆さんの積極的な発言により議論が進んでいったとのことでありました。道の駅の整備は、市街地から約8キロメートル離れた道東自動車道に令和12年3月供用開始予定で工事が進め

られることになっております。道東道の上り、下りのパーキングエリアからの利用と市街地からの利用も可能な形での駐車スペースの整備が計画されており、事業方式はDBO方式、発注方式は公募型プロポーザル方式、道の駅までのアクセス道路は北海道が整備することでした。机上説明を受けた後は現地視察も行い、地形も含め現場全体の様子を見ることができました。平成20年頃から地道な要望活動が実を結んだ形でこの道の駅整備構想が実現したとの説明に、名寄市においても地域としての考えをまとめ、進んでいくことが望ましいと感じました。

次に、本市の基幹産業である農業を念頭に、帯広市で食と農林漁業を柱とした地域産業政策、フードバレーとかちについて視察を行いました。フードバレーとかちの生みの親は、現市長の米沢則寿氏であります。米沢市長は、就任前より農業、食の集積地を十勝に形成するというフードバレー構想を唱え、2010年、帯広市長就任後はフードバレーとかち推進協議会（会長・帯広市長、事務局・帯広市経済企画課）を展開、管内19市町村、産学官金41団体で構成された推進協議会において、今も十勝のリーダーとして活躍されています。農林漁業を成長産業にする、十勝の魅力を売り込む、食の価値を創出するを取組の3本柱とし、十勝定住自立圏構想の下、連携、協力と役割分担を最大限に生かし、住民の豊かな生活の確保とさらなる発展及び魅力向上を目指しています。国の制度活用も十勝として申請し、国際戦略総合特区では食産業の研究、開発、輸出拠点の形成、成長著しい東アジアの食市場の獲得を目標としています。また、十勝バイオマス産業都市構想では、バイオガスプラントが52基稼働し、耕畜連携に寄与しています。企業とのコラボによる商品開発及び販売チャンネルの拡大では、明治、JALなど知名度の高い企業との連携も果たし、その数は応援企業登録数482社、ロゴマーク添付商品188点に上っているなど多くの取組内容と成

果について説明を受けました。新しい魅力ある仕事づくりとしては、雇用を創出するだけではなく、経営者をつくる取組としてとかち・イノベーション・プログラムを展開、野菜の廃棄部分を使って名刺を作る、夜の帯広街なかを巡る馬車ツアーを行うなどベンチャーの育成で24件の事業化を果たしているとの説明に志の高さを感じました。もともと魅力のある十勝管内の農業を背景に広域の協議会で農業をキーとした地域経済の重要な要素を担っている状況は、なかなかまねのできるものではありませんが、名寄市の農業の持つ可能性について今後も委員会として調査研究を進めていく際の指針となる視察でした。

続いて、室蘭市ではまちづくりの主な取組について視察を行いました。室蘭市では、立地適正化計画、都市計画マスタープラン、地域公共交通網形成計画に基づきコンパクト・プラス・ネットワークによる接続可能なまちを目指しています。立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域が2拠点ある室蘭市ですが、それぞれの拠点別のまちづくりの方向性、また維持、強化すべき拠点の機能を設定し、都市再生整備計画により事業を展開しています。東室蘭駅周辺地区まちづくり将来ビジョンのマスタープランとなる計画は、立地適正化計画、都市計画マスタープラン、地域公共交通網形成計画となっており、それらは全て都市建設部都市政策課の所管で進めていました。そのことにより、将来ビジョンの策定の際も各種計画との整合性が図りやすかったとのことでした。立地適正化計画は、平成31年3月に策定されていますが、策定後5年が経過したことと防災指針の見直しにより令和6年3月に改定を行ったとのことであり、適宜見直しを行いながら将来ビジョンとの整合性が図られていました。東室蘭駅周辺地区まちづくり将来ビジョンの策定に当たっては、コンサル等に委託は行わず、都市政策課を中心に庁内検討部会で協議し、素案を作成、法定計画ではないにもかかわらず、パブリックコメントの募集を2か月

半にわたって実施、38件もの意見が寄せられたとのことでした。また、その間にも町内会や商店街等の意見聴取を行うなど、市民を巻き込んだ中での計画づくりとなっていることを感じました。今回話を聞いたのは現在の中心地であるJR東室蘭駅周辺地区でしたが、具体的な取組の中で公的不動産の活用により民間事業者等の動きが非常に活発で、商業施設等が次々に開設されてきていました。ピーク時の人口の半分以下まで人口減少が進んでいる同市ではありますが、この地区においては登別市、伊達市と隣接していることもあり、商業圏としての一定の可能性を感じさせられました。あわせて、地区内のウオーカブル推進地区への取組では、各種団体が主催するイベントを取りまとめる実行委員会が機能しており、行政主導ではなく、商業者の中でリーダーシップを取るキーマンが存在し、民間主導で地区の魅力アップが行われていることは、まちづくりビジョン策定の効果の一つであるとも感じました。一方で、市役所庁舎等公共施設が多く立地しているかつての中心地、JR室蘭駅周辺地区はアーケードを有する商店街が閑散としており、多くの店舗がシャッターに閉ざされた空き店舗の様相にあり、東室蘭駅周辺地区とのにぎわいと活気の差が非常に印象的でした。名寄市においても立地適正化計画、都市計画マスタープラン、公共施設等再配置計画により将来を見据えたまちづくりが進んできています。官民連携でまちづくりを進める上では、具体的な将来の姿を市民、企業、商業者等と共有することが必要です。当委員会としましても、今回の視察を生かし、より具体的で建設的な議論を積み重ねていきたいと思いました。

最後に、伊達市にて伊達地区国営緊急農地再編整備事業による基盤整備についての視察を行いました。伊達市では、温暖な機能の下、野菜類の栽培を中心に水稲及び畑作物を組み合わせた農業経営が行われています。しかし、農地は小区画で不整地な圃場が多く、排水不良の圃場、石、礫の多

い圃場、起伏が著しい圃場など非効率な農作業から耕作放棄地が増え、地域農業の衰退が懸念されていました。人口が頭打ちとなる中、農業に投資することで市の財政を支えたいとの前市長の強い決意から基盤整備の実現に向けて動き出したとのことでした。その事業内容は、国土交通省、北海道開発局が事業主体となり、230億円の総事業費をかけ1,281ヘクタールの面積、戸数にして291戸の区画整理に着手しています。事業期間は令和3年度から令和16年度の14年間で予定しているため、まだまだ事業は始まったばかりですが、傾斜改良を行ったことによりぬかって作付できなかった部分が見えるようになった、機械が壊れにくくなった、機械の作業効率が上がった、暗渠が効いて排水性が向上した、大雨が降った際のガリ浸食が減ったなど工事の効果が聞こえてきているとのことでした。現地視察では、耕作者4名による約12ヘクタールの耕作面積に対し、圃場間の段差を解消するため最大13%程度の傾斜地を7%以下に改良し、将来集積しやすい農地にした事業概要や、工事前は低みの畑に他の畑から水が流れていたが、排水路と暗渠により改善したなど目の前に広がる耕作地を見ながら説明を受けることができました。また、国営緊急農地再編整備事業の区画整理と併せて担い手の農地の利用集積を実施することで生産性や収益性の向上と耕作放棄地の解消を図り、地域農業の振興と地域活性化を図っていることを確認しました。国営緊急農地再編整備事業は、最初に地区農業者が主体の促進期成会を設立し、促進期成会との連携や国などの提案、要請活動を行うために農協、農業委員会、農業改良普及センター、土地改良区、促進期成会の各代表で組織した推進協議会を設立しなければ本事業は何も始まらなかったことの確認を深めました。また、高齢で後継者のいない農家は5年、10年先の収益が大事で、本事業には反対でしたが、必要性を粘り強く、時には数値で説明し、納得まで導き出した市の担当職員の苦労話が大変参

考になりました。基幹産業が農業である本市においても圃場面積が小さい、また飛び地も散見されるなど農家が大型機械等を運用するには非効率な状況がありますが、今回の視察を今後の施策検討に生かしていかなければならないと感じました。

道北から道東を經由し、道南に至るまで長距離にわたる移動となった今回の視察でしたが、その間数か所の道の駅に立ち寄り、それぞれのコンセプトを確認することも視察項目としていました。特に富良野、音更、伊達の道の駅においては、地域の特産品とともに地元農産物が所狭しと、また整然と並べられ、観光客だけではなく地元住民を併せた多くの買物客でにぎわいを見せていました。名寄市にとっても道の駅は有効なにぎわい創出の場であると考えます。今回の視察研修で得た多くの知見を今後の委員会活動に生かしていきたいと考えています。

以上、経済建設常任委員会の視察報告といたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で委員の派遣報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、令和6年第3回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時11分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 山田典幸

署名議員 高橋伸典

署名議員 遠藤隆男

質 問 文 書 表 (一般質問)

令和6年第3回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	山 崎 真由美 (P 22)	1 安全安心快適な環境整備について (1) 小学校、中学校へのエアコン設置について (2) 公共施設へのエアコン設置について (3) 使用済み紙おむつの処分について 2 北海道縦貫自動車道士別剣淵IC～名寄IC間の延伸にかかわって (1) 地域の活性化に役立つ道づくりについて (2) 名寄インターチェンジ周辺拠点整備事業について
2	東 川 孝 義 (P 34)	1 水道事業の経営戦略について (1) 計画期間における事業進捗推移について (2) 投資・財政計画と事業推進上での課題について (3) 経営戦略と料金改定の考え方について 2 市民農園の利活用について (1) 現在の利用状況について (2) 今後の利用促進に向けて
3	遠 藤 隆 男 (P 44)	1 不登校児童生徒への支援・対策等について (1) 長期欠席者の現状と課題等について (2) 不登校対策の連携強化について (3) 不登校支援の進め方について 2 医療介護連携ICTについて (1) 事業の現状と課題等について (2) 登録者家族との連携について
4	清 水 一 夫 (P 55)	1 ノルディックスキー競技場の整備について (1) ピヤシリジャンプ台の改修工事について (2) 健康の森のクロスカントリーコース場の整備について 2 外国人労働者就労について (1) 外国人特定技能者及び技能実習生の現況について

		(2) 「にほんごひろば」について
5	谷 聡 (P 64)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育て支援事業計画の成果と課題について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認定こども園「あいあい」開園に伴う待機児童の解消について</li> <li>(2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の取組状況について</li> <li>(3) 次期計画の策定にあたって</li> </ol> </li> <li>2 受動喫煙防止の取り組みについて             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市の公共施設における受動喫煙防止対策について</li> <li>(2) 市独自の禁煙条例制定に向けて</li> </ol> </li> </ol>
6	高橋伸典 (P 72)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴覚補助機器等の積極的な活用の支援について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者が聴覚補助機器を適切に選択できる環境の整備を</li> <li>(2) 聴覚補助機器購入費用の助成制度の創設について</li> </ol> </li> <li>2 認知症の人に寄り添った地域社会の構築について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取り組みについて</li> <li>(2) ユマニチュードの普及について</li> <li>(3) 地域における認知症ピアサポート環境の整備について</li> </ol> </li> </ol>
7	水間健詞 (P 80)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 Y o r o c a行政ポイントの活用方法について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政ポイント事業の実施状況と見通しについて</li> <li>(2) 行政ポイントによるインセンティブの基本方針について</li> <li>(3) 「名寄」を市内・市外にPRするための行政ポイントの活用について</li> </ol> </li> <li>2 ピヤシリスキー場と周辺施設整備について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) スキー場及び周辺施設整備の基本的考え方について</li> <li>(2) 将来像について</li> </ol> </li> </ol>
8	高野美枝子 (P 89)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域コミュニティのあり方について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 町内会の現況について</li> <li>(2) 多様な媒体による広報の推進について</li> <li>(3) 町内会の将来像について</li> </ol> </li> <li>2 地域公共交通について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名寄市地域公共交通交通網形成計画の改訂について</li> <li>(2) バス路線の維持・確保について</li> </ol> </li> </ol>

9	中 畠 孝 幸 (P 1 0 2)	<p>1 選挙におけるポスター掲示場及び投票区に関して</p> <p>(1) ポスター掲示場の設置基準について</p> <p>(2) ポスター掲示場数の見直しについて</p> <p>(3) 投票区の見直しについて</p>
1 0	川 村 幸 栄 (P 1 0 8)	<p>1 生活保護行政にかかわって</p> <p>(1) ケースワーカーの研修について</p> <p>(2) 相談者への対応について</p> <p>(3) 「生活保護のしおり」発行について</p> <p>2 名寄市立大学の魅力発信について</p> <p>(1) 名寄市立大学の魅力発信の取り組みについて</p> <p>(2) 学生支援について</p> <p>(3) 学費値上げについて</p> <p>3 名農キャンパスの利活用にかかわって</p> <p>(1) 特別支援教育で利活用を</p>

令和6年第3回名寄市議会定例会議決結果表

令和6年9月2日～令和6年9月20日 19日間  
 本会議時間数 10時間48分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 号	名寄市税条例の一部改正について	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 2 号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 3 号	令和6年度名寄市一般会計補正予算（第4号）	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 4 号	令和6年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第1号）	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 5 号	令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第2号）	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 6 号	工事請負契約の締結について	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 7 号	工事請負契約の締結について	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 8 号	工事請負契約の締結について	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 9 号	工事請負契約の締結について	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 1 0 号	工事請負契約の締結について	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 1 1 号	工事請負契約の締結について	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 1 2 号	財産の取得について	—	—	6. 9. 2 原案可決
第 1 3 号	令和5年度名寄市一般会計決算の認定について	6. 9. 2 決算審査特別	6. 9. 19 認定すべき	6. 9. 20 認 定
第 1 4 号	令和5年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について	6. 9. 2 決算審査特別	6. 9. 19 認定すべき	6. 9. 20 認 定
第 1 5 号	令和5年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について	6. 9. 2 決算審査特別	6. 9. 19 認定すべき	6. 9. 20 認 定

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
第 1 6 号	令和5年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について	6. 9. 2 決算審査特別	6. 9. 19 認定すべき	6. 9. 20 認 定
第 1 7 号	令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	6. 9. 2 決算審査特別	6. 9. 19 認定すべき	6. 9. 20 認 定
第 1 8 号	令和5年度名寄市立大学特別会計決算の認定について	6. 9. 2 決算審査特別	6. 9. 19 認定すべき	6. 9. 20 認 定
第 1 9 号	令和5年度名寄市病院事業会計決算の認定について	6. 9. 2 決算審査特別	6. 9. 20 認定すべき	6. 9. 20 認 定
第 2 0 号	令和5年度名寄市水道事業会計決算の認定について	6. 9. 2 決算審査特別	6. 9. 19 認定すべき	6. 9. 20 認 定
第 2 1 号	令和5年度名寄市下水道事業会計決算の認定について	6. 9. 2 決算審査特別	6. 9. 19 認定すべき	6. 9. 20 認 定
第 2 2 号	名寄市国民健康保険条例の一部改正について	— —	— —	6. 9. 20 原案可決
第 2 3 号	名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	— —	— —	6. 9. 20 原案可決
第 2 4 号	工事請負契約の変更について	— —	— —	6. 9. 20 原案可決
第 2 5 号	市道路線の廃止について	— —	— —	6. 9. 20 原案可決
第 2 6 号	市道路線の認定について	— —	— —	6. 9. 20 原案可決
第 2 7 号	令和6年度名寄市一般会計補正予算（第5号）	— —	— —	6. 9. 20 原案可決
第 2 8 号	令和6年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	6. 9. 20 原案可決
第 2 9 号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	— —	— —	6. 9. 20 原案可決
第 3 0 号	名寄市議会会議規則の一部改正について	— —	— —	6. 9. 20 原案可決
報 告 第 1 号	令和5年度名寄市一般会計継続費精算報告について	— —	— —	6. 9. 2 報 告 済

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
報告 第2号	令和5年度名寄市下水道事業会計継続費精算報告について	—	—	6. 9. 2 報告済
報告 第3号	令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	—	—	6. 9. 11 報告済
報告 第4号	令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について	—	—	6. 9. 11 報告済
報告 第5号	例月出納検査報告について	—	—	6. 9. 20 報告済
意見書案 第1号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	—	—	6. 9. 20 原案可決
意見書案 第2号	学校給食の無償化の早期実現を求める意見書	—	—	6. 9. 20 原案可決
意見書案 第3号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	—	—	6. 9. 20 原案可決
意見書案 第4号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	—	—	6. 9. 20 原案可決
請 願 第1号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書	6. 9. 2 市民福祉常任	6. 9. 17 不採択とすべき	6. 9. 20 不採択
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	6. 9. 20 決 定
	委員の派遣について	—	—	6. 9. 20 決 定
	委員の派遣報告	—	—	6. 9. 20 報告済